

官報

号外

昭和三十三年五月十五日

第二十六回 衆議院會議録第四十一号

昭和三十三年五月十五日(水曜日)

議事日程 第三十四号

昭和三十三年五月十五日

午後一時開議

第一 建築士法の一部を改正する法律案(参議院提出)

●本日の會議に付した案件

国立近代美術館評議員会評議員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件

日程第一 建築士法の一部を改正する法律案(参議院提出)

水道法案(内閣提出)

生糸製造設備臨時措置法案(内閣提出)

蚕糸業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

臨時通貨法の一部を改正する法律案(内閣提出)

預金等に係る不当契約の取締に関する法律案(内閣提出)

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

国際原子力機関憲章の批准について承認を求めるの件

千九百五十三年十月一日にロンドンで署名のため開放された国際砂糖協定を改正する議定書の受諾について承認を求めるの件

特殊核物質の貸借に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府を代表して行動する合衆国原子力委員会との間の第二次協定の締結について承認を求めるの件

特殊核物質の貸借に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府を代表して行動する合衆国原子力委員会との間の協定第一条の特例に関する公文の交換について承認を求めるの件

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(橋本三郎君外三十七名提出)

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後四時二十二分開議

○議長(益谷秀次君) これより會議を開きます。

国立近代美術館評議員会評議員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件

○議長(益谷秀次君) 内閣から、国立近代美術館評議員会評議員に本院議員佐藤次郎君、同竹尾式君及び参議院議員津島壽一君を任命するため、国会法第三十九条ただし書きの規定により本院の議決を得たいとの申し出があります。右申し出の通り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、その通り決しました。

日程第一 建築士法の一部を改正する法律案(参議院提出)

○議長(益谷秀次君) 日程第一、建築士法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。建設委員会理事荻野豊平君。

建築士法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和三十三年五月十三日

参議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 益谷秀次殿

建築士法の一部を改正する法律案

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 業務(第十八条―第二十二条)」を「第四章 業務(第十八条―第二十二条) 建築士会及び建築士会連合会(第二十二―第二十四条)」に改める。

第三条の二第二項第二号中「百五十平方メートル」を「百平方メートル」に改める。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 建築士会及び建築士会連合会

(建築士会及び建築士会連合会)

第二十二條の二 建築士は、都道府県の区域ごとに、建築士会と称する民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定による法人を設立することができる。

2 建築士会は、全国を単位として、建築士会を会員とする建築士会連合会と称する民法第三十四条の規定による法人を設立することができる。

3 建築士会及び建築士会連合会は、建築士の品位の保持及びその業務の進歩改善に資するため会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

附則第九項中「第三十六條第二号」を「第三十六條第四号」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条の二第二項第二号の改正規定は、昭和三十三年一月一日から施行する。

2 政令で定める日において次の各号の一に該当する者で、都道府県知事の選考を受けて二級建築士となるにふさわしい知識及び技能を有すると認められたものは、建築士法第四條第二項の試験を受けないうで、二級建築士の免許を受けることができる。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く)又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学において正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関し一年以上の実務の経験を有する者

二 学校教育法による短期大学又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校において正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関し二年以上の実務の経験を有する者

三 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校において正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関し五年以上の実務の経験を有する者

四 前各号に掲げる学校と同等以上又はこれに準ずる学校において建築又は土木に関する課程を

昭和三十三年五月十五日 衆議院會議録第四十一号 水道法案

修めて卒業した後、建築に關してそれぞれ前各号に掲げる年数以上の実務の経験を有する者

5 建築に關して十年以上の実務の経験を有する者

3 前項の規定により都道府県知事の選考を受けようとする者は、建設大臣の定める業務経歴書を添えて、政令で定める日までに都道府県知事に申請しなければならない。

4 第二項の選考を受けようとする者は、政令で定めるところにより、選考手数料を都道府県に納入しなければならない。

5 第二項の選考の事務は、建築士法附則第六項の二級建築士選考委員がつかさどる。

6 二級建築士選考委員は、第二項の選考を行うにあつて必要と認める場合においては、考査を行うことができる。

7 第二項の選考又は前項の考査の基準は、建設大臣が告示する。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔荻野豊平君登壇〕

○荻野豊平君 ただいま議題となりました建築士法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、建築物の質の向上をはかるため、一級建築士または二級建築士でなければ設計または工事監理をしてはならない木造建築物の範囲を、従来の延べ面積百五十平方メートル以上から百平方メートルに拡大すること、並びに、建築士の品位の保持、向上及び業務の進歩改善をはかるために建築士会及び建築士会連合会を設けることを、そのおもなる内容とするものであります。

本法案は、衆議院先議でありますので、去る四月二十七日日本委員会に予備付託され、五月十三日本付託となつたものであります。格別の質疑もなく、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(益谷秀次君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

水道法案(内閣提出)
○山中貞則君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出水道法案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(益谷秀次君) 山中君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

水道法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。社会労働委員長藤本捨助君。

水道法案
水道法
目次
第一章 総則(第一条―第五条)

第二章 水道事業(第六条―第二十五条)
第三章 水道用水供給事業(第二十六条―第三十一条)
第四章 専用水道(第三十二条―第三十四条)
第五章 監督(第三十五条―第三十九条)
第六章 雑則(第四十条―第五十条)
第七章 罰則(第五十一条―第五十六条)

附則
第一章 総則
(この法律の目的)
第一条 この法律は、水道の施設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道事業を保護育成することによつて、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。

第二条 国民は、水道が国民の日常生活に直結し、その健康をまもるために欠くことのできないものであることにかんがみ、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持に心掛けなければならない。(用語の定義)
第三条 この法律において「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。

2 この法律において「水道事業」とは、一般の需要に應じて、水道により水を供給する事業をいう。ただし、給水人口が百人以下である水道によるものを除く。

3 この法律において「簡易水道事業」とは、給水人口が五千人以下である水道により、水を供給する水道事業をいう。

4 この法律において「水道用水供給事業」とは、水道により、水道事業者に対してその用水を供給する事業をいう。ただし、水道事業者又は専用水道の設置者が他の水道事業者に分水する場合を除く。

5 この法律において「水道事業者」とは、第六条第一項の規定による認可を受けて水道事業を営業者をいい、「水道用水供給事業者」とは、第二十六条の規定による認可を受けて水道用水供給事業を営業者をいう。

6 この法律において「専用水道」とは、寄宿舎、住宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であつて、百人をこえる者にその居住に必要な水を供給するものをいう。ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水道施設のうち地中又は地表に施設されている部分の規模が政令で定める基準以下である水道を除く。

7 この法律において「水道施設」とは、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設(専用水道にあつては、給水の施設を含むもの)とし、建築物に設けられたものを除く。以下同じ。であつて、当該水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者の管理に属するものをいう。

8 この法律において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

9 この法律において「水道の新設又は改修の工事」とは、水道施設の施設又は改修の工事を含むものとする。

10 この法律において「給水区域」、「給水人口」及び「給水量」とは、それぞれ事業計画において定める給水区域、給水人口及び給水量をいう。

(水質基準)
第四条 水道により供給される水は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

一 病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。
二 シアン、水銀その他の有毒物質を含むものでないこと。
三 銅、鉄、弗素、フェノールその他の物質をその許容量をこえて含まないこと。

四 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。
五 異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。
六 外観は、ほとんど無色透明であること。

2 前項各号の基準に關して必要な事項は、厚生省令で定める。

(施設基準)

第五條 水道は、原水の質及び量、

地理的条件、当該水道の形態等に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、その各施設は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

一 取水施設は、できるだけ良質の原水を必要量取り入れることができるものであること。

二 貯水施設は、渾水時においても必要量の原水を供給するのに必要な貯水能力を有するものであること。

三 導水施設は、必要量の原水を送るのに必要なポンプ、導水管その他の設備を有すること。

四 浄水施設は、原水の質及び量に応じて、前条の規定による水質基準に適合する必要量の浄水を得るのに必要なろ過池、濾過池その他の設備を有し、かつ、消毒設備を備えていること。

五 送水施設は、必要量の浄水を送るのに必要なポンプ、送水管その他の設備を有すること。

六 配水施設は、必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な配水池、ポンプ、配水管その他の設備を有すること。

2 水道施設の位置及び配列を定めるにあつては、その施設及び維持管理ができるだけ経済的で、かつ、容易になるようにするとともに、給水の確実性を考慮しなければならない。

に、給水の確実性を考慮しなければならない。

3 水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に對して充分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。

4 前三項に規定するもののほか、水道施設に關して必要な技術的基準は、厚生省令で定める。

第二章 水道事業

(事業の認可)

第六條 水道事業を経営しようとする者は、厚生大臣の認可を受けなければならない。

2 市町村以外の者は、給水しようとする区域をその区域に含む市町村の同意を得なければ、前項の認可を受けることができない。

(認可の申請)

第七條 水道事業経営の認可の申請をするには、申請書に、事業計画書、工事設計書その他厚生省令で定める書類(図面を含む。)を添えて、これを厚生大臣に提出しなければならない。

2 前項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 給水区域、給水人口及び給水量

二 水道施設の概要

三 給水開始の予定年月日

四 工事費の予定総額及びその予定財源

五 給水人口及び給水量の算出根拠

六 經常収支の概算

七 料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件

八 その他厚生省令で定める事項

3 第一項の工業設計書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 一日最大給水量及び一日平均給水量

二 水源の種類及び取水地点

三 水源の水量の概算及び水質試験の結果

四 水道施設の位置(標高及び水位を含む。)、規模及び構造

五 浄水方法

六 配水管における最大静水圧及び最小動水圧

七 工事の着手及び完了の予定年月日

八 その他厚生省令で定める事項

(認可基準)

第八條 水道事業経営の認可は、その申請が次の各号に適合しているとき認められると認めなければならない。

一 当該水道事業の開始が一般の需要に適合すること。

二 当該水道事業の計画が第五條の規定による施設基準に適合すること。

三 水道施設の工事の設計が第五條の規定による施設基準に適合すること。

四 給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しないこと。

五 供給条件が第十四條第四項各号に規定する要件に適合すること。

六 地方公共団体以外の者の申請に係る水道事業にあつては、当該事業を遂行するに足りる経理的基礎があること。

七 その他当該水道事業の開始が公益上必要であること。

(附款)

第九條 厚生大臣は、地方公共団体以外の者に対して水道事業経営の認可を与える場合には、これに必要な期限又は条件を附することができ。

2 前項の期限又は条件は、公共の利益を増進し、又は当該水道事業の確実な遂行を図るために必要な最少限度のものに限り、かつ、当該水道事業者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(事業の変更)

第十條 水道事業者は、給水区域を拡張し、給水人口若しくは給水量を増加させ、又は水源の種類、取水地点若しくは浄水方法を変更し、又はそのときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

2 第六條第二項及び第七條から前条までの規定は、前項の認可について準用する。ただし、第六條第二項の規定の準用は、給水区域の拡張により他の市町村の区域が新たに給水区域に含まれることとなる場合に限り。

(事業の休止及び廃止)

第十一條 水道事業者は、給水を開始した後においては、厚生大臣の許可を受けなければ、その事業の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

該事業を遂行するに足りる経理的基礎があること。

七 その他当該水道事業の開始が公益上必要であること。

(附款)

第九條 厚生大臣は、地方公共団体以外の者に対して水道事業経営の認可を与える場合には、これに必要な期限又は条件を附することができ。

2 前項の期限又は条件は、公共の利益を増進し、又は当該水道事業の確実な遂行を図るために必要な最少限度のものに限り、かつ、当該水道事業者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(事業の変更)

第十條 水道事業者は、給水区域を拡張し、給水人口若しくは給水量を増加させ、又は水源の種類、取水地点若しくは浄水方法を変更し、又はそのときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

2 第六條第二項及び第七條から前条までの規定は、前項の認可について準用する。ただし、第六條第二項の規定の準用は、給水区域の拡張により他の市町村の区域が新たに給水区域に含まれることとなる場合に限り。

(事業の休止及び廃止)

第十一條 水道事業者は、給水を開始した後においては、厚生大臣の許可を受けなければ、その事業の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(技術者による施設工事の監督)

第十二條 水道事業者は、水道の施設工事を自ら施行し、又は他人に施行させる場合においては、その職員を指名し、又は第三者に委嘱して、その工事の施行に關する技術上の監督業務を行わせなければならない。

2 前項の業務を行う者は、政令で定める資格を有する者でなければならない。

(給水開始前の届出及び検査)

第十三條 水道事業者は、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その新設、増設又は改造に係る施設を使用して給水を開始しようとするときは、あらかじめ、厚生大臣にその旨を届け出で、かつ、厚生省令の定めるところにより、水質検査及び施設検査を行わなければならない。

2 水道事業者は、前項の規定による水質検査及び施設検査を行つたときは、これに關する記録を作成し、その検査を行つた日から起算して五年間、これを保存しなければならない。

(供給規程)

第十四條 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。

2 地方公共団体たる水道事業者は、料金を変更したときは、厚生省令の定めるところにより、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。

3 地方公共団体以外水道事業者は、供給条件を変更しようとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

4 厚生大臣は、前項の認可の申請が次の各号に適合していると認めるときは、その認可を与えなければならない。

一 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。

二 料金が、定率又は定額をもつて明確に定められていること。

三 水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱をするものでないこと。

5 水道事業者は、供給規程を、その実施の日までに一般に周知させる措置をとらなければならない。

(給水義務)

第十五条 水道事業者は、事業計画に定める給水区域内の需用者から給水契約の申込を受けたときは、正当の理由がなければ、これを拒んではならない。

2 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない。ただし、第四十条第一項の規定による水の供給命令を受けたため、又は災害その他正当な理由があつてやむを得ない場合には、給水区域の全部又は一部につきその間給水を

停止することができる。この場合には、やむを得ない事情がある場合を除き、給水を停止しようとする区域及び期間をあらかじめ関係者に周知させる措置をとらなければならない。

3 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者が料金を支払わないとき、正当な理由なしに給水装置の検査を拒んだとき、その他正当な理由があるときは、前項本文の規定にかかわらず、その理由が継続する間、供給規程の定めるところにより、その者に対する給水を停止することができる。

(給水装置の構造及び材質)

第十六条 水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

(給水装置の検査)

第十七条 水道事業者は、日出後日没前に限り、その職員をして、当該水道によつて水の供給を受ける者の土地又は建物に立ち入り、給水装置を検査させることができる。ただし、人の看守し、若しくは人の住居に使用する建物又は閉鎖された門内に立ち入るときは、その看守者、居住者又はこれらに代るべき者の同意を得なければならない。

2 前項の規定により給水装置の検査に従事する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(検査の請求)

第十八条 水道事業によつて水の供給を受ける者は、当該水道事業者に対して、給水装置の検査及び供給を受ける水の水質検査を請求することができる。

2 水道事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、すみやかに検査を行い、その結果を請求者に通知しなければならない。

(水道技術管理者)

第十九条 水道事業者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者一人を置かなければならない。ただし、自ら水道技術管理者となることを妨げない。

2 水道技術管理者は、次に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならない。

一 水道施設が第五条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査

二 第十三条第一項の規定による水質検査及び施設検査

三 給水装置の構造及び材質が第十六条の規定に基づく政令で定める基準に適合しているかどうかの検査

四 次条第一項の規定による水質検査

五 第二十一条第一項の規定による健康診断

六 第二十二條の規定による衛生上の措置

七 第二十三條第一項の規定による給水の緊急停止

八 第三十七條前段の規定による給水停止

3 水道技術管理者は、政令で定める資格を有する者でなければならない。

(水質検査)

第二十条 水道事業者は、厚生省令の定めるところにより、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。

2 水道事業者は、前項の規定による水質検査を行つたときは、これに関する記録を作成し、水質検査を行つた日から起算して五年間、これを保存しなければならない。

(健康診断)

第二十一条 水道事業者は、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者について、厚生省令の定めるところにより、定期及び臨時の健康診断を行わなければならない。

2 水道事業者は、前項の規定による健康診断を行つたときは、これに関する記録を作成し、健康診断を行つた日から起算して一年間、これを保存しなければならない。

(衛生上の措置)

第二十二条 水道事業者は、厚生省令の定めるところにより、水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上必要な措置を講じなければならない。

(給水の緊急停止)

第二十三条 水道事業者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。

2 水道事業者の供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つた者は、直ちにその旨を当該水道事業者に通報しなければならない。

(消火せん)

第二十四条 水道事業者は、当該水道に公共の消防のための消火せんを設置しなければならない。

2 市町村は、その区域内に消火せんを設置した水道事業者に対し、その消火せんの設置及び管理に要する費用その他その水道が消防用に使用されることに伴ひ増加した水道施設の設置及び管理に要する費用につき、当該水道事業者との協議により、相当額の補償をしなければならない。

3 水道事業者は、公共の消防用として使用された水の料金を徴収することができる。

(簡易水道事業に関する特例)

第二十五条 簡易水道事業については、当該水道が、消毒設備以外の浄水施設を必要とせず、かつ、自然流下のみによつて給水することができるときは、第十九条第三項の規定を適用しない。

2 給水人口が二千人以下である簡易水道事業を営営する水道事業者は、前条第一項の規定にかかわらず

ず、消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第七条に規定する市町村長との協議により、当該水道に消火せんを設置しないことができる。

第三章 水道用水供給事業

(事業の認可)

第二十六条 水道用水供給事業を営むしようとする者は、厚生大臣の認可を受けなければならない。

(認可の申請)

第二十七条 水道用水供給事業経営の認可の申請をするには、申請書に、事業計画書、工事設計書その他厚生省令で定める書類(図面を含む)を添えて、これを厚生大臣に提出しなければならない。

2 前項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 給水対象及び給水量
- 二 水道施設の概要
- 三 給水開始の予定年月日
- 四 工事費の予定総額及びその予定財源
- 五 經常収支の概算
- 六 その他厚生省令で定める事項

3 第一項の工事設計書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 一日最大給水量及び一日平均給水量
- 二 水源の種類及び取水地点
- 三 水源の水量の概算及び水質試験の結果
- 四 水道施設の位置(標高及び水位を含む)、規模及び構造
- 五 浄水方法

六 工事の着手及び完了の予定年月日

七 その他厚生省令で定める事項(認可基準)

第二十八条 水道用水供給事業経営の認可は、その申請が次の各号に適合していると認められるときでなければ、与えてはならない。

- 一 当該水道用水供給事業の計画が確実かつ合理的であること。
- 二 水道施設の工事の設計が第五条の規定による施設基準に適合すること。
- 三 地方公共団体以外の者の申請に係る水道用水供給事業にあつては、当該事業を遂行するに足る経理的基礎があること。
- 四 その他当該水道用水供給事業の開始が公益上必要であること。

(附則)
第二十九条 厚生大臣は、地方公共団体以外の者に対して水道用水供給事業経営の認可を与える場合には、これに必要な条件を附することができ。

2 第九条第二項の規定は、前項の条件について準用する。

2 前三条の規定は、前項の認可について準用する。

(準用規定)

第三十一条 第十一条から第十三条まで、第十五条第二項及び第十九条から第二十三条までの規定は、水道用水供給事業者について準用する。この場合において、第十五条第二項中「常時」とあるのは「給水契約の定めるところにより」と、第十五条第二項及び第二十三条第一項中「関係者に周知させる」とあるのは「水道用水の供給を受ける水道事業者に通知する」と読み替えるものとする。

第四章 専用水道

(確認)

第三十二条 専用水道の布設工事をするしようとする者は、その工事に着手する前に、当該工事の設計が第五条の規定による施設基準に適合するものであることについて、都道府県知事の確認を受けなければならない。

(確認の申請)

第三十三条 前条の確認の申請をするには、申請書に、工事設計書その他厚生省令で定める書類(図面を含む)を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の工事設計書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 一日最大給水量及び一日平均給水量
- 二 水源の種類及び取水地点
- 三 水源の水量の概算及び水質試験の結果
- 四 水道施設の概要
- 五 水道施設の位置(標高及び水位を含む)、規模及び構造

六 浄水方法

六 工事の着手及び完了の予定年月日

七 その他厚生省令で定める事項

3 都道府県知事は、第一項の申請を受理した場合において、当該工事の設計が第五条の規定による施設基準に適合することを確認したときは、申請者にその旨を通知し、適合しないと認めたとき、又は申請書の添附書類によつては適合するかどうかを判断することができないときは、その適合しない点を指摘し、又はその判断することができない理由を附して、申請者にその旨を通知しなければならない。

4 前項の通知は、第一項の申請を受理した日から起算して三十日以内に、書面をもつてしなければならない。

(準用規定)
第三十四条 第十三条及び第十九条から第二十三条までの規定は、専用水道の設置者について準用する。この場合において、第十三条第一項中「厚生大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

2 一日最大給水量が千立方メートル以下である専用水道については、当該水道が消毒設備以外の浄水施設を必要とせず、かつ、自然流下のみによつて給水することができるものであるときは、前項の規定にかかわらず、第十九条第三項の規定を準用しない。

第五章 監督

(認可の取消)

第三十五条 厚生大臣は、水道事業者又は水道用水供給事業者が、正当な理由がなく、事業認可の申請書に添附した工事設計書に記載した工事着手の予定年月日の経過後一年以内に工事に着手せず、若しくは工事完了の予定年月日の経過後一年以内に工事を完了せず、又は事業計画書に記載した給水開始の予定年月日の経過後一年以内に給水を開始しないときは、事業の認可を取り消すことができる。この場合において、工事完了の予定年月日の経過後一年を経過した時に一部の工事を完了していたときは、その工事を完了していない部分について事業の認可を取り消すこともできる。

2 地方公共団体以外の水道事業者については前項に規定する理由があるときは、当該水道事業の給水区域をその区域を含む市町村は、厚生大臣に同項の処分をなすべきことを求めることができる。

3 厚生大臣は、第一項の処分をするには、当該水道事業者又は水道用水供給事業者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面をもつて弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき理由を通知しなければならない。

(改善命令等)
第三十六条 厚生大臣は水道事業又は水道用水供給事業について、都道府県知事は専用水道について、当該水道施設が第五条の規定によ

昭和三十三年五月十五日 衆議院會議録第四十一号 水道法案

る施設基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該施設を改善すべき旨を命ずることができる。

2 厚生大臣は水道事業又は水道用水供給事業について、都道府県知事は専用水道について、水道技術管理者がその職務を怠り、警告を発したにもかかわらずなお継続して職務を怠つたときは、当該水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は専用水道の設置者に対して、水道技術管理者を変更すべきことを勧告することができる。

(給水停止命令)

第三十七条 厚生大臣は水道事業者又は水道用水供給事業者が、都道府県知事は専用水道の設置者が、前条第一項の規定に基づく命令に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、その命令に係る事項を履行するまでの間、当該水道による給水を停止すべきことを命ずることができる。前条第二項の規定に基づく勧告に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときも、同様とする。

(供給条件の変更)

第三十八条 厚生大臣は、地方公共団体以外水道事業者の料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件が、社会的経済的事情の変動等により著しく不適当となり、公共の利益の増進に支障が

あると認めるときは、当該水道事業者に対し、相当の期間を定め、供給条件の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

2 厚生大臣は、水道事業者が前項の期間内に同項の申請をしないときは、供給条件を変更することができる。

(報告の徴収及び立入検査)

第三十九条 厚生大臣又は都道府県知事は、水道の施設若しくは管理又は水道事業若しくは水道用水供給事業の適正を確保するために必要であると認めるときは、水道事業者、水道用水供給事業者若しくは専用水道の設置者から工事の施行状況若しくは事業の実施状況について必要な報告を徴し、又は当該職員をして水道の工事現場、事務所若しくは水道施設のある場所に立ち入らせ、工事の施行状況、水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六章 雑則**(水道用水の緊急応援)**

第四十条 都道府県知事は、災害その他非常の場合において、緊急に水道用水を補給することが公共の利益を保護するために必要であ

り、かつ、適切であると認めるときは、水道事業者又は水道用水供給事業者に対して、期間、水量及び方法を定めて、水道施設内に取り入れた水を他の水道事業者又は水道用水供給事業者に供給すべきことを命ずることができる。

2 前項の場合において、供給の対価は、当事者間の協議によつて定める。協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、都道府県知事が供給に要した実費の額を基準として裁定する。

3 前二項の規定による権限は、需要者たる水道事業者又は水道用水供給事業者に係る第四十八条の規定による管轄都道府県知事と、供給事業者たる水道事業者又は水道用水供給事業者に係る同条の規定による管轄都道府県知事とが異なるときは、前二項の規定にかかわらず、厚生大臣が行う。

4 第二項の規定による裁定に不服がある者は、その裁定を受けた日から起算して六箇月以内、訴をもつて供給の対価の増減を請求することができる。

5 前項の訴においては、供給の他の当事者をもつて被告とする。

(合理化の勧告)

第四十一条 厚生大臣は、二以上の水道事業者間若しくは二以上の水道用水供給事業者間又は水道事業者と水道用水供給事業者との間に、又はその給水区域の調整を図ることが、給水区域、給水人口、給水量、水源等に照らし合理的であり、かつ、著しく公共の利

益を増進すると認めるときは、関係者に対しその旨の勧告をすることができる。

(地方公共団体による買収)

第四十二条 地方公共団体は、地方公共団体以外の者がその区域内に給水区域を設けて水道事業を営営している場合において、当該水道事業者が第三十六条第一項の規定による施設の改善命令に従わないとき、又は公益の必要上当該給水区域をその区域を含む市町村から給水区域を拡張すべき旨の要求があつたにもかかわらずこれに応じないとき、その他その区域内において自ら水道事業を営営することが公益の増進のために適正かつ合理的であると認めるときは、厚生大臣の認可を受け、当該水道事業者が当該水道の水道施設及びこれに附随する土地、建物その他の物件並びに水道事業を営営するために必要な権利を買収することができる。

2 地方公共団体は、前項の規定により水道施設等を買収しようとするときは、買収の範囲、価額及びその他の買収条件について、当該水道事業者と協議しなければならない。

3 前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、厚生大臣が裁定する。この場合において、買収価額については、時価を基準とするものとする。

4 前項の規定による裁定があつたときは、裁定の効果については、土地収用法(昭和二十六年法律第

二百十九号)に定める収用の効果の例による。

5 第三項の規定による裁定のうち買収価額に不服がある者は、その裁定を受けた日から起算して六箇月以内に、訴をもつてその増減を請求することができる。

6 前項の訴においては、買収の他の当事者をもつて被告とする。

(訴願)

第四十三条 この法律又はこの法律に基づく政令の規定による処分(第四十条第二項の規定による裁定及び前条第三項の規定による裁定のうち買収価額に関する部分を除く。)に不服がある者は、訴願法(明治二十三年法律第五号)の定めるところにより、訴願を提起することができる。

(国庫補助)

第四十四条 国は、簡易水道事業を営営しようとする市町村に対し、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、その水道の新設に要する費用の一部を補助することができる。

(国の特別な助成)

第四十五条 国は、地方公共団体が水道施設の新設、増設若しくは改造又は災害の復旧を行う場合には、これに必要な資金の融通又はそのあつせんにつとめなければならない。

(権限の委任)

第四十六条 この法律の規定により厚生大臣に関する権限は、政令の定めるところにより、その一部を都道府県知事に委任することができる。

(申請及び届出の経由)
第四十七条 この法律の規定により

厚生大臣に対してなすべき認可又は許可の申請及び届出は、都道府県知事を經由してするものとする。

2 都道府県知事は、前項の規定により申請又は届出を受理したときは、意見を附して、これを厚生大臣に進達しなければならない。

(管轄都道府県知事)

第四十八条 この法律又はこの法律に基く政令の規定により都道府県知事に属する権限は、第三十九条及び第四十条に定めるものを除き、水道施設が二以上の都道府県の区域にまたがる水道事業、水道用水供給事業又は専用水道について、政令の定めるところにより、そのいずれかの都道府県知事が行う。(特別区に関する説書)

第四十九条 特別区の存する区域において、この法律中「市町村」とあるのは、「都」と読み替へるものとする。

(国の設置する専用水道に関する特例)

第五十条 この法律中専用水道に関する規定は、第四十三条及び第五十二条から第五十六条までの規定を除き、国の設置する専用水道についても適用されるものとする。

2 国の行方専用水道の布設工事については、あらかじめ厚生大臣に当該工事の設計を届け出で、厚生大臣からその設計が第五条の規定による施設基準に適合する旨の通知を受けたときは、第三十二条の

規定にかかわらず、その工事に着手することができる。

3 第三十三条の規定は、前項の規定による届出及び厚生大臣がその届出を受けた場合における手続について準用する。

4 国の設置する専用水道については、第三十四条第一項及び第五章に定める都道府県知事の権限は、厚生大臣が行う。

5 国の設置する専用水道に関する厚生大臣に対する届出については、第四十七条の規定にかかわらず、都道府県知事を經由しないものとする。

第七章 罰則

第五十一条 水道施設を損壊し、その他水道施設の機能に障害を与えて水の供給を妨害した者は、五年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 みだりに水道施設を操作して水の供給を妨害した者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

3 前二項の規定にあたる行為が、刑法(明治四十年法律第四十五号)の罪に触れるときは、その行為者は、同法の罪と比較して、重きに從つて処断する。

第五十二条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第六条第一項の規定による認可を受けずに水道事業を経営した者

二 第二十三条第一項(第三十一条及び第三十四条第一項において

て準用する場合を含む。)の規定に違反した者

三 第二十六条の規定による認可を受けずに水道用水供給事業を経営した者

第五十三条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第一項の規定に違反した者

二 第二十一条(第三十一条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

三 第十五条第一項の規定に違反した者

四 第十五条第二項(第三十一条において準用する場合を含む。)の規定に違反して水を供給しなかつた者

五 第十九条第一項(第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

六 第三十条第一項の規定に違反した者

七 第三十七条の規定による給水停止命令に違反した者

違反して水質検査又は施設検査を行わなかつた者

三 第二十条第一項(第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

四 第二十一条第一項(第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

五 第二十一条(第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

六 第二十九条第一項(第三十条第二項において準用する場合を含む。)の規定により認可に附せられた条件に違反した者

七 第三十二条の規定による確認を受けずに専用水道の布設工事に着手した者

第五十五条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 地方公共団体以外の水道事業者であつて、第七条第二項第七号の規定により事業計画書に記載した供給条件(第十四条第三項の規定による認可があつたときは、認可後の供給条件、第三十八条第二項の規定による変更があつたときは、変更後の供給条件)によらないで、料金又は給水装置工事の費用を受け取つたもの

二 第三十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の見査

を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第五十二条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附則
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(水道条例の廃止)
第二条 水道条例(明治二十三年法律第九号以下「旧法」といふ)は、廃止する。

(旧法に基く認可又は許可を受けた水道事業に関する経過措置)
第三条 この法律の施行前に旧法第二十条の規定によつてなされた水道の布設の許可及び旧法第三十三条の規定によつてなされた水道の布設の認可は、この法律(以下「新法」といふ)第六十六条第一項の規定によつてなされた水道事業経営の認可(旧法による当該処分が旧法第三十三条に規定する事項の変更に係るものであるときは、新法第十条第一項の規定によつてなされた事業変更の認可)とみなす。

2 地方公共団体以外の者について、旧法第三十三条第二項の規定によつて附された許可年限又は旧法第四十条第二項の規定によつて許可書に附された事項は、新法第九条第一項(新法第十条第二項において

昭和三十二年五月十五日 衆議院会議録第四十一号 水道法案

準用する場合を含む。の規定によつて認可に附された期限又は条件とみなす。

(許可又は認可の申請に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前に旧法の規定によつてなされた許可又は認可の申請は、新法の相当規定によつてなされたものとみなす。

(旧法に基く認可又は許可によらない水道事業に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に水道事業を営んでいる者(旧法第二条の規定による許可又は旧法第三条の規定による認可を受けて営んでいる者を除く)は、現に給水を行つてゐる区域を給水区域とし、かつ、現に実施している供給条件に関する定を供給規程とする新法第六条第一項の規定による水道事業経営の認可を受けたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に水道用水供給事業を営んでいる者は、新法第二十六条の規定による水道用水供給事業経営の認可を受けたものとみなす。

3 厚生大臣は、前二項に規定する者のうち地方公共団体以外の者については、新法第九條第二項の例により、前二項の規定による認可に必要な期限又は条件を附することが出来る。

4 前項の規定により認可に附された条件は、新法第五十四條第一号又は第六号の規定の適用については、新法第九條第一項又は第二十九條第一項の規定により附された条件とみなす。

(届出及び書類の提出)

第六条 この法律の施行の際現に水道事業若しくは水道用水供給事業を営む、又は専用水道を設置している者(旧法第二条の規定による許可又は旧法第三条の規定による認可を受けて水道事業を営んでいる者を除く)は、この法律の施行後六箇月以内に、水道事業又は水道用水供給事業を営んでいる者にあつては厚生大臣に、専用水道を設置している者にあつては都道府県知事に、水道施設の概要その他厚生省令で定める事項を届け出で、かつ、厚生省令で定める事項を記載した書類(図面を含む。以下同じ)を提出しなければならない。

2 前項の規定に違反して、同項に規定する事項を届け出ず、若しくは虚偽の届出をし、又は同項に規定する書類を提出せず、若しくは虚偽の事項を記載した書類を提出した者は、五万円以下の罰金に処する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

4 国の設置する専用水道については、第一項中「都道府県知事」とあるのは、「厚生大臣」と読み替え、前二項の規定は、適用しないものとする。この場合には、新法第五十條第五項の規定を準用する。

(水道の布設工事に関する経過措置)

第七条 新法第十二條の規定は、この法律の施行の際現に施行中の水道の布設工事については、適用しない。

(水道技術管理者に関する経過措置)

第八条 この法律の施行の際現に水道において新法第十九條第二項に規定する事務に従事し、又はその事務に従事する他の職員を監督している者については、その者が当該水道における水道技術管理者である場合に限る。この法律の施行後三年間は、同条第三項(新法第三十一條及び新法第三十四條第一項において準用する場合を含む)の規定を適用しない。

(消火せんの設置に伴う費用に関する経過措置)

第九条 新法第二十四條第二項の規定は、この法律の施行前に消火せんを設置した水道事業者については、適用されるものとする。ただし、この法律の施行前に要した費用については、この限りでない。

(施設又は区域内の専用水道)

第十条 新法の規定は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定第二條第一項の施設又は区域内における専用水道については、適用しない。

(土地収用法の一部改正)

第十一条 土地収用法の一部を次のように改正する。

道」を「水道法(昭和三十三年法律第 号)による水道事業若しくは水道用水供給事業」に改める。

(道路法の一部改正)

第十二条 道路法(昭和二十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第三十六條第一項中「水道条例(明治二十三年法律第九号)」を「水道法(昭和三十三年法律第 号)」に改め、「水管」の下に、「(水道事業又は水道用水供給事業の用に供するものに限る。)」を加える。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔藤本捨助君登壇〕

○藤本捨助君 ただいま議題となりました水道法案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

水道は、国民の日常生活に直結した公衆衛生上の基本施設であり、国民生活の合理化、生活水準の向上等のため、ことに不可欠の要素であります。これを規制する現行の水道条例は明治二十三年に制定されたものでありまして、近年、水道事業の規模の拡大、技術の高度化に伴い、種々不備な点が生じておりますので、この際、国民の利便と、これによる生活の合理化と、その積極的な育成をはかることに、他方、水資源の総合的、合理的利用の促進、近代技術力の確保等、水道の普及と健全なる発達をはかりたいとするのが、政府の本法案提出の理由であります。

次に、その内容のおもなる点について申し上げます。第一は、水道を大別して一般国民を対象とする水道事業と特定個人を対象とする専用水道とに分け、それぞれにつきまして、水質基準、施設基準、技術者による布設及び管理、水質検査、従業員の健康診断等の規定を設けることとしたこと、第二は、市町村等の水道事業の経営者に対し給水の義務、供給規程設定の義務、消火せん設置の義務等を課することとしたこと、第三は、各戸への給水装置の基準を設け、あるいは需要者の求めによる水質、給水装置の検査等を規定することとしたこと、第四は、市町村等の水道事業経営者に対して、浄水を供給する事業を規制し、また、水道事業の合理化のための勧告、市町村による買収の規定を設けることとしたこと、第五は、水道事業の認可、その取り消し、専用水道の布設工事の承認、水道施設の改善命令、給水停止命令、その他の監督規定を設けることとしたこと、第六は、給水人口五千人未満の簡易水道に対する国庫補助、その他水道事業に対する助成の規定を設けることとしたこと等であります。

本案は三月二十五日本委員会に付託せられ、同日神田厚生大臣より提案理由の説明を聴取した後、五月七日審議に入り、数回にわたり審議を行い、本日質疑を終了し、討論を省略して採決に入りましたところ、本案は原案の通り全会一致可決すべきものと議決いたしました次第でございます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(金谷秀次君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

生糸製造設備臨時措置法案(内閣提出)

蚕糸業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○山中貞則君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、生糸製造設備臨時措置法案、蚕糸業法の一部を改正する法律案、右両案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(益谷秀次君) 山中君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

生糸製造設備臨時措置法案、蚕糸業法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。農林水産委員長小枝一雄君。

生糸製造設備臨時措置法案
生糸製造設備臨時措置法

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 設備処理組合及び設備処理組合連合会(第三条―第二十三条)
- 第三章 設備処理命令(第二十四条条―第三十条)
- 第四章 雑則(第三十一条―第三十四条)

第五章 罰則(第三十五条―第四十条)

附則

第一章 総則

(目的) 第一条 この法律は、過剰な生糸製造設備の処理を円滑に行うことにより、生糸製造業の合理化を促進し、もつて生糸の輸出の増進に資することを目的とする。

(定義) 第二条 この法律で「生糸製造業者」とは、製糸業法(昭和七年法律第二十九号)第二条第一項の免許を受けている者及び蚕糸業法(昭和二十年法律第五十七号)第十八条の規定に基く命令の規定により生糸製造業の許可を受けている者(政令で定める者を除く。)をいう。

第二章 設備処理組合及び設備処理組合連合会
(設備処理組合) 第三条 生糸製造業者は、政令で定める生糸製造業の区分(以下「事業区分」という。)ごとに、当該事業区分に属する事業を行う生糸製造業者の当該事業区分に係る生糸製造設備(繰糸機及びこれに附帯する政令で定める設備をいう。以下同じ。)が全体として原料繭の供給事情からみて過剰であると認められる場合における当該過剰分に見合う生糸製造設備(以下単に「過剰設備」という。)の処理を行うため、設備処理組合(以下「組合」という。)を組織することができる。

(法人格) 第四条 組合は、法人とする。

(原則) 第五条 組合は、次の各号に掲げる要件を備えなければならない。

- 一 営利を目的としないこと。
- 二 組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。
- 三 組合員の議決権及び選挙権が平等であること。

(名称) 第六条 組合は、その名称中に設備処理組合という文字を用いなければならない。

2 組合でない者は、その名称中に設備処理組合という文字を用いてはならない。

(地区の重複禁止) 第七条 同一の事業区分に属する事業を行う生糸製造業者の組織する組合の地区は、相互に重複するものがあるてはならない。

(組合員の資格) 第八条 組合の組合員たる資格を有する者は、定款で定める事業区分に属する事業を行う生糸製造業者で、組合の地区内に生糸を製造する事業場を有するものとする。

(設立の認可) 第九条 組合を設立するには、その組合員にならんとする四人以上の者が発起人となることを要する。

2 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の名及び住所その他必要な事項を記載した書類を農林大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

3 農林大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、設立しようとする組合が次の各号に適合しているとき、認可をし、認可をしなければならぬ。

一 第五条各号の要件を備えていること。

二 設立手続及び定款の内容が法令に違反しないこと。

三 その地区及び構成がその事業を行うのに適当なものであること。

(定款) 第十条 組合の定款には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 事業
- 二 名称
- 三 地区
- 四 事務所の所在地
- 五 組合員たる資格に関する規定
- 六 組合員の加入及び脱退に関する規定
- 七 組合員の権利義務に関する規定
- 八 事業の執行に関する規定
- 九 役員に関する規定
- 十 会議に関する規定
- 十一 会計に関する規定
- 十二 公告の方法

2 組合の定款には、前項各号に掲げる事項のほか、組合の存立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由を記載しなければならない。

(事業) 第十一条 組合は、次に掲げる事業を行うことができる。

- 一 過剰設備を廃棄、格納その他の方法により処理する事業
- 二 前号に掲げる事業に附帯する事業

(設備処理規程の設定) 第十二条 組合は、前条第一号の事業を行おうとするときは、過剰設備の処理の内容及びその実施に関する規程(以下「設備処理規程」という。)を定め、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 農林大臣は、前項の認可(変更の認可を含む。)の申請があつた場合において、当該設備処理規程の内容が次の各号の一に該当すると認めるときは、認可をしてはならない。

- 一 過剰設備を処理するため必要な最少限度をこえていること。
- 二 不当に差別的であること。
- 三 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害すること。

3 農林大臣は、第一項の認可(変更の認可を含む。)の申請があつた場合において、認可又は不認可の処分をしようとするときは、蚕糸業振興審議会の意見を聞かなければならない。

(設備処理規程の変更等) 第十三条 農林大臣は、設備処理規程の内容が前条第二項各号の一に該当するに至つたと認めるときは、当該組合に対し、その事項を示してこれを変更すべきことを命じなければならない。

2 農林大臣は、組合が前項の規定による命令に従わないときは、当該設備処理規程を廃止すべきことを命ずることができる。

3 農林大臣は、第二十四条第一項の規定による命令をしようとする

八五二

第十七条 農林大臣は、組合が次の

（法人格）

のは一同条第一号の基準又は同条第二号の調整の実施に関する規程

第九十四条、第九十五条第一項及び第二項、第九十七条から第百三

法第五十一条第三項及び第六十三条第四項中「第二十七条の二第三

製造設備臨時措置法第九條第三項（同法第二十二條において準用する場合を含む。）と、同法第五十三條中「総組合員の半数以上」とあるのは、連合会については「議決権の総数の半数以上に相当する議決権を有する会員」と、同法第六十二條第一項第五号中「第六百六條第二項」とあるのは「生糸製造設備臨時措置法第十七條（同法第二十二條において準用する場合を含む。）」と、同法第六十四條第四項中「第三十五條第四項本文及び第五項本文」とあるのは「第三十五條第四項本文」と、同法第八十三條第一項中「第二十九條の規定による出資の払込」とあるのは「生糸製造設備臨時措置法第九條第二項（同法第二十二條において準用する場合を含む。）の認可」と、同法第八十四條第一項中「前條第二項」とあるのは「前條第二項（ただし書及び第五號を除く。）」と、同法第八十五條第一項、第八十六條第一項、第八十九條並びに第九十五條第一項及び第二項中「第八十三條第二項」とあるのは「第八十三條第二項（ただし書及び第五號を除く。）」と、同法第八十五條第一項中「同條第二項」とあるのは「同條第二項（ただし書及び第五號を除く。）」と、同法第九十二條第二項中「事業協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿、企業組合登記簿及び中小企業等協同組合中央会登記簿」とあるのは「設備処理組合登記簿及び設備処理組合連合会登記簿」と、同法第九十三條第二項中

「書面並びに出資の総口数及び第二十九條の規定による出資の払込のあつたことを証する書面」とあるのは「書面」と、同法第九十八條第二項中「第九十三條第三項及び前條第二項」とあるのは「前條第二項」と、同法百五條第一項中「その総数の十分の一以上」とあるのは、連合会については「議決権の総数の十分の一以上に相当する議決権を有する会員」と読み替へるものとする。

第三章 設備処理命令

（過剰設備の処理に関する命令）
第二十四條 同一の事業区分に属する事業を行う生糸製造業者の大部分が、単一の組合の組合員としてその設備処理規程の適用を受け、又は連合会の会員たる組合でその設備処理規程の内容が当該連合会の定める第二十條第一號の基準に適合しているもの（以下「適合組合」という。）の組合員としてその設備処理規程の適用を受け、これらの設備処理規程に基いて過剰設備の処理を行つてゐる場合において、当該事業区分に属する事業を行う生糸製造業者でこれらの設備処理規程の適用を受けないものの事業活動が第一條に規定する目的を達成する上に著しい障害となつており、かつ、次に掲げる要件のすべてが備わつてゐるときは、農林大臣は、蚕糸業振興審議会の意見を聞いて、当該事業区分に属する事業を行う生糸製造業者のすべてに對し、当該單一組合又は当該適合組合の設備処理規程の全部又は一部を指定して、その定に従ふべきことを農林省令をもつて命ずることができ、

一 当該單一組合又は当該適合組合及びその会員たる適合組合の自主的活動のみをもつてしては第一條に規定する目的を達成することが著しく困難であると認められること。
二 当該單一組合又は当該適合組合及びその会員たる適合組合がこの項の規定による命令に係る設備処理規程又はこれに係る調整規程の定めを公正かつ能率的に運用するに足る十分な能力を有すること。
三 この項の規定による命令に係る設備処理規程の定には、過剰設備の処理に伴う各生糸製造業者の負担の公平を確保し、かつ、相當の対価をもつてその処理が行われるような内容の定めが含まれてゐること。
四 前項の規定による命令は、当該單一組合又は当該適合組合の申請により行ふものとする。
五 農林大臣は、第一項の規定による命令をしようとするときは、同項の規定により蚕糸業振興審議会の意見を聞く前に、農林省令で定める手続により、その概要を示して当該連合会の会員たる適合組合及び当該事業区分に属する事業を行う生糸製造業者に意見を述べ、意見を述べ、その概要を述べた者があつたときは、その概要を書面にして当該審議会の意見を聞く際提出しなければならぬ。
六 第一項の規定による命令があつたときは、当該命令に係る單一組

合又は適合組合は、当該命令に係る設備処理規程の定に従ひ、当該命令に係る事業を実施するものとし、当該適合組合は、その調整規程の定に従ひ、当該命令に係る事業の実施を確保するため必要な連合会の事業を実施するものとする。（書類の備付及び閲覧）
第二十五條 前條第一項の規定による命令があつたときは、当該命令に係る組合の理事は、当該命令に係る設備処理規程の定の運用に関する書類であつて農林省令で定めるものを作成し、これをその主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 前條第一項の規定により一の組合の設備処理規程の定に従ふべき旨の命令を受けた生糸製造業者は、何時でも、当該組合の理事に對し、前項の書類の閲覧又は謄写を求めることができ、この場合には、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。（監督上必要な命令）
第二十六條 農林大臣は、第二十四條第一項の規定による命令をした場合において、当該命令の公正かつ円滑な実施を確保し、又は当該命令に係る生糸製造業者が簡易かつ能率的に過剰設備の処理を行うことができるようにするため特に必要があるときは、その必要の限度において、当該命令に係る組合又はその組合が属する連合会に對し、期間を定めて、当該命令に係る業務につき必要な措置をとるべき旨を命ずることができ、

（役員等の地位）
第二十七條 農林大臣は、第二十四條第一項の規定による命令をした場合において、当該命令に係る組合又はその組合が属する連合会の役員が同條第四項の事業に係る業務に關し法令、法令に基いてする行政庁の処分、定款又は設備処理規程若しくは調整規程に違反し、役員たるに適しないと認めるときは、これを解任することができ、

（組合の役員等の地位）
第二十八條 第二十四條第一項の規定による命令があつた場合には、当該命令に係る組合又はその組合が属する連合会の役員又は職員で同條第四項の事業に係る業務に従事するものは、刑法（明治四十年法律第四十五號）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。（不服の申立）
第二十九條 第二十四條第一項の規定による命令があつた場合において、当該命令に係る設備処理規程の定に基いてした組合の処分が不服のある者は、その処分があつたことを知つた日から三十日以内に、その旨を記載した書面をもつて、農林大臣に不服を申し立てることができる。ただし、処分があつた日から六十日を経過したときは、不服の申立をすることができない。

2 農林大臣は、前項の申立があつたときは、文書をもつて決定をし、これをその申立をした者及びその申立に係る処分をした組合に

昭和三十三年五月十五日 衆議院會議録第四十一号 生糸製造設備臨時措置法案外一案

送付しなければならない。

(立入検査)

第三十条 農林大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、その職員に、生糸製造業者の事業場又は事務所に立ち入り、生糸製造設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四章 雑則

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)

第三十一条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定は、設備処理規程又は調整規程及びこれらに基いてする行為には適用しない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 不正な取引方法を用いるとき、又は組合の組合員若しくは連合会の会員に不正な取引方法に該当する行為をさせるようとするとき。

二 次条第四項の規定による公示があつた後一月を経過したとき。(同条第三項の規定による請求に応じ、農林大臣が第十三条第一項又は第二項(これらの規定を第二十二条において準用する場合を含む。)の規定による処分をした場合を除く。)

2 次条第三項の規定による請求が設備処理規程又は調整規程の定の一部について行われたときは、前項第二号の規定にかかわらず、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定は、その設備処理規程又は調整規程の定めるところの請求に係る部分以外の部分及びこれに基いてする行為には、適用しない。

(公正取引委員会との関係)

第三十二条 農林大臣は、第十三条第一項、第二項又は第三項(これらの規定を第二十二条において準用する場合を含む。)の規定による命令をしたときは、公正取引委員会に通知しなければならない。

2 農林大臣は、第十二条第一項(第二十二条において準用する場合を含む。)の認可(変更の認可を含む。)をしようとするとき、又は第二十四条第一項の規定による命令をしようとするときは、公正取引委員会の同意を得なければならない。

3 公正取引委員会は、第十二条第一項(第二十二条において準用する場合を含む。)の認可を受けた設備処理規程又は調整規程の内容が同条第二項各号の一に該当するに至つたと認めるときは、農林大臣に対し、第十三条第一項又は第二項(これらの規定を第二十二条において準用する場合を含む。)の規定による処分をすべき旨を請求することができる。

4 公正取引委員会は、前項の規定による請求をしたときは、遅滞なく、その旨を官報に公示しなければならない。

く、その旨を官報に公示しなければならない。

(報告)

第三十三条 農林大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、生糸製造業者又は組合若しくは連合会から報告を徴することができる。

(権限の委任)

第三十四条 第三十条第一項及び前条並びに第二十三条において準用する中小企業等協同組合法第五十五条の四の規定による農林大臣の権限の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事に行わせることができる。

第五章 罰則

第三十五条 第二十四条第一項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十六条 設備処理規程若しくは調整規程を定めないで、又は設備処理規程若しくは調整規程について第十二条第一項(第二十二条において準用する場合を含む。)の認可を受けないで、第十一号又は第二号の事業を行つた組合又は連合会の理事は、十万円以下の罰金に処する。

第三十七条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第六条第二項(第二十二条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 第十三条第三項(第二十二条において準用する場合を含む。)又は第二十六条の規定による命令に違反した組合又は連合会の理事

令に違反した組合又は連合会の理事

三 第三十条又は第二十三条において準用する中小企業等協同組合法第五十五条第二項若しくは第五十五条の四の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四 第三十三条又は第二十三条において準用する中小企業等協同組合法第五十五条の四の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、作用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

第三十九条 第二十五条の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧若しくは謄写を拒んだ組合の理事は、三万円以下の過料に処する。

第四十条 次の場合には、その行為をした組合又は連合会の発起人、役員又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定に基いて組合又は連合会が行うことができる事業以外の事業を行つたとき。

二 第十四条第二項の規定による届出を怠つたとき。

三 第二十三条において準用する中小企業等協同組合法第十四条の規定に違反したとき。

四 第二十三条において準用する中小企業等協同組合法第十九条第二項又は第四十一条第四項の規定に違反したとき。

五 第二十三条において準用する中小企業等協同組合法第二十七条第六項若しくは第五十四条において準用する商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百四十四条、第二十三条において準用する中小企業等協同組合法第四十二条若しくは第六十九条において準用する商法第二百六十六条ノ三、又は第二十三条において準用する中小企業等協同組合法第六十九条において準用する商法第四百九条の規定に違反して議事録若しくは財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

六 第二十三条において準用する中小企業等協同組合法第三十一条、第三十五条の二又は第六十二条第二項の規定に違反したとき。

七 第二十三条において準用する中小企業等協同組合法第三十五条第六項の規定に違反したとき。

八 第二十三条において準用する中小企業等協同組合法第三十七条(同法第六十九条において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

九 第二十三条において準用する中小企業等協同組合法第三十九条(第二項第三号を除く。)又は

第四十条（これらの規定を同法第六十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

十 第二十三条において準用する中小企業等協同組合法第四十条の二（同法第六十九条において準用する場合を含む。）又は第二十三条において準用する同法第四十二条において準用する同法第二百七十四条第一項の規定に違反して正当な理由がないのに帳簿又は書類の閲覧又は謄写を拒んだとき。

十一 第二十三条において準用する中小企業等協同組合法第四十二条において準用する同法第二百七十四条第二項又は第二十三条において準用する中小企業等協同組合法第六十九条において準用する同法第四百九条第一項の規定による調査を妨げたとき。

十二 第二十三条において準用する中小企業等協同組合法第四十六条の規定に違反したとき。

十三 第二十三条において準用する中小企業等協同組合法第六十九条において準用する同法第三百一十一条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

十四 第二十三条において準用する中小企業等協同組合法第六十九条において準用する同法第四百九条において準用する同法第四

百二十一条第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十五 第二十三条において準用する中小企業等協同組合法第六十九条において準用する同法第四百二十一条第一項の期間を不当に定めたとき。

十六 第二十三条において準用する中小企業等協同組合法第六十九条において準用する同法第四百二十三条の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

十七 第二十三条において準用する中小企業等協同組合法第八十三条第一項、第二項（ただし書及び第五号を除く。）若しくは第五項、第八十四条第一項、第八十五条、第八十六条第一項（同法第九十条第二項において準用する場合を含む。）、第八十八条、第八十九条、第九十条第一項又は第九十一条の規定による登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。

附 則

- 1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める。
- 2 この法律は、施行の日から起算して二年を経過した日にその効力を失う。
- 3 この法律が効力を失う際現に存する組合及び連合会（次項において「旧組合」という。）については、この法律の規定は、前項の規定にかかわらず、なおその効力を有する。
- 4 旧組合でこの法律が効力を失う時から起算して二年を経過した時

に現に存するもの（清算中のものを除く。）は、その時に解散する。

5 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「中小企業等協同組合中央会の下に」、設備処理組合、設備処理組合連合会を、「中小企業等協同組合法」の下に「生糸製造設備臨時措置法」を加える。

6 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十二の次に次の一号を加える。

六ノ十三 設備処理組合又は設備処理組合連合会ノ生糸製造設備臨時措置法第十一号第一号又ハ第二十号第二号ノ事業トシテ行フ過剰設備ノ買取若ハ処分又ハ資金ノ受入若ハ交付ニ関シ発スル証書、帳簿

7 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十二号中「調整組合及び同連合会の下に」、設備処理組合及び同連合会を加える。

8 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「調整組合及び同連合会」の下に「設備処理組合及び同連合会」を加える。

9 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中「調整組合連合会」の下に「設備処理組合及び設備処理組合連合会」を加える。

生糸製造設備臨時措置法案に対する修正

生糸製造設備臨時措置法案に対する修正

生糸製造設備臨時措置法案の一部を次のように修正する。

第三条中「当該過剰分に見合ふ生糸製造設備」を「過剰生糸製造設備の相当な部分」に改める。

第十二条第二項第三号中「関連事業者」を「養蚕業者その他の関連事業者」に改める。

附則第一項を次のように改める。

1 この法律は、昭和三十一年十一月一日から施行する。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

蚕糸業法の一部を改正する法律案

蚕糸業法の一部を改正する法律案

蚕糸業法（昭和二十年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条を次のように改める。

第三十四条第一項の表中

「装師試験審査委員会」

「蚕糸業振興審議会」

「蚕糸業法（昭和二十年法律第五十七号）その他の法律によりその権限に属させた事項を行うこと」

第四十三条 農林省ニ蚕糸業振興審議会（以下審議会ト称ス）ヲ置ク

審議会ハ他ノ法律ノ規定ニ依リ其ノ権限ニ属セシメラレタル事項ヲ行フノ外農林大臣ノ諮問ニ応ジ蚕糸業ノ振興ニ関スル重要事項ヲ調査審議ス

審議会ハ蚕糸業ノ振興ニ関スル重要事項ニ付関係行政庁ニ建議スルコトヲ得

審議会ハ委員三十人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

委員ハ蚕糸業ニ関シ学識経験ヲ有スル者ノ中ヨリ農林大臣之ヲ任命ス

委員ノ任期ハ二年トシ之ニ欠員ヲ生ジタル場合ノ補欠委員ノ任期ハ前任者ノ残任期間トス

審議会ニ会長ヲ置ク

会長ハ委員ノ中ヨリ之ヲ互選ス

会長ハ会務ヲ總理ス

前各項ニ規定スルモノノ外審議会ノ組織及運営ニ関シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 農林省設置法（昭和二十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

「装師試験審査委員会」

「装師試験審査委員会」

「蚕糸業法（昭和二十年法律第五十七号）その他の法律によりその権限に属させた事項を行うこと」

に改める。

昭和三十三年五月十五日 衆議院會議録第四十一号 私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案

〔報告書は會議録に掲載〕

〔小枝一雄君登壇〕

○小枝一雄君 ただいま議題となりました法律案について、農林水産委員会における審査の経過及び結果の概要を御報告いたします。

まず、生糸製造設備臨時措置法案について申し上げます。

近年、製糸設備と原料繭供給の關係が不均衡のために、原料獲得に対する冗費の増高、操業率の低下等を来たし、製糸業の経営が不安定となり、生糸の輸出にも障害となつておりますので、この際、過剰設備を円滑に処理して製糸業を合理化するための措置を講じようとして、本案が提案されたのであります。

本案の内容について概要を申し上げますと、第一に、生糸製造業者が自主的に共同してその設備を処理できるようにするために、免許可を受けている生糸製造業者は、機械製糸、機械座繰製糸、玉糸製糸の各業態別に設備処理組合を組織することができ、しかして、機械製糸及び玉糸製糸は、全国を地区とする組合を組織し、機械座繰製糸は、まず、地域別に組合を組織し、次いで全国を地区とする連合会を組織することとしております。第二に、組合の事業として、組合は、組合員の申し出により、過剰設備を買い上げ、スクラップとして処分することになつておりますが、申し出の数が目標数に達しないときは組合員に割り当てることのできることをしております。

買取価格は残存価額とし、三十二年度予算には製糸設備処理費補助金五千万円を計上しており、これと少くとも同額を組合が負担する予定であります。

第三に、組合の定める設備処理規程については農林大臣の認可を必要とするものといたしております。第四には、農林大臣の発するアウトサイダー規制命令を規定しております。第五に、設備処理期間は二カ年とし、なお、組合または連合会は、残務整理のためさらに二カ年間存続することとしております。

本案の実施が養蚕業のあるいは労働者等へ与える影響を考慮して、その審議には特に慎重を期し、関係各業者、労働組合代表等から参考意見を徴する等、熱心な検討を行つたのであります。が、詳細は省略いたします。

本日一切の質疑を終了しましたが、採決に先立ち、社会党原案委員より、自民、社会の共同による修正案が提出されました。修正箇所は三箇所ござい、その第一点は、過剰な生糸製造設備の処理を行うに当つては過剰設備の全部の処理を行うものでない旨を明記したことであり、第二点は、農林大臣が設備処理規程の承認を与える場合の条件の中に、養蚕農家に不利益を及ぼすこととならないように明記したことであり、第三点は、本法の施行期日について、原案では公布の日から六カ月以内に政令で定めることとしたしておりますが、蚕糸業振興審議会における審議の関係を考慮して、これ

を昭和三十三年十一月一日と明記したことであります。

右の修正案及び修正部分を除く政府原案について採決を行いましたところ、いずれも全会一致をもって可決いたしました。

なお、本案については、自民、社会両党の共同提案により五項目にわたる附帯決議を付しましたが、時間の都合上省略いたします。

次に、蚕糸業法の一部を改正する法律案について申し上げます。

蚕糸業は、わが国農家経営の安定向上並びに輸出を増進して一そう外貨を獲得するため、積極的な振興が要望されております。これがためには、この際、各界有識者によつて再検討を加え、基本的な振興対策を樹立する必要があり、これが調査審議の機関として農林省に蚕糸業振興審議会を設置し、もとより、本案が提出されたのであります。

審議会は、蚕糸業に関し学識経験を有する者の中から任命された三十人以上の委員をもつて構成され、農林大臣の諮問に応じ蚕糸業振興に関する重要事項を調査審議する等の権能を与えられております。

本案は、生糸製造設備処理法案と一括審議いたして参り、本日採決いたしました。が、これまた全会一致をもって可決いたしました。

なお、本案に対しても、両党共同提案の附帯決議を付し、行政運営の万全を要求することいたしました。

が、詳細は會議録によりごらんを願うことといたします。

以上をもって御報告を終わります。

〔拍手〕

○議長(益谷秀次君) 両案を一括して採決いたします。生糸製造設備臨時措置法案の委員長の報告は修正、蚕糸業法の一部を改正する法律案の委員長の報告は可決であります。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、両案は委員長報告の通り決しました。

私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○山中貞則君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(益谷秀次君) 山中君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。文教委員会理事佐藤次郎君。

私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律

私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六条」を「第六条の二」に、「第二十五条」を「第二十五条の二」に改める。

第一章中第六条の次に次の一条を加える。

(戸籍書類の無料証明)

第六条の二 市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。)

は、組合又はこの法律に基く給付を受ける権利を有する者に対して、当該市町村の条例で定めるところにより、組合員、組合員であつた者又はこの法律に基く給付を受ける権利を有する者の戸籍に關し、無料で証明を行うことができる。

第十二条第二項中「十五人以上」を「二十一人以内」に改める。

第十四条中「使用される者(以下「教職員等」という。)」を「使用される者で学校法人等から給付を受けるもの(以下「教職員等」という。)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 学校法人等に使用される者で、公務員の場合における休職の事由に相当する事由により公務員の場合における休職に相当する取扱を受け、その取扱の期間中、学校法人等から給付の全部又は一部の支給を受けるものは、前項の規定の

適用については、常時勤務に服する者とみなす。

第十五条中「前条各号」を「前条第一項各号」に改める。

第十六条中「第二号から第四号まで」を「第二号若しくは第四号に掲げる事由に該当するに至つた日若しくはその翌日又は第三号に、「第十四条各号」を「第十四条第一項各号」に改める。

第十七条に次の二項を加える。

2 組合員がその資格を喪失した後再び組合員たる資格を取得したときは、前後の組合員であつた期間を合算する。ただし、前後の組合員であつた期間を合算した期間が二十年に達しないときは、退職一時金又は遺族一時金の基礎となるべき組合員の期間の計算については、この限りでない。

3 組合員の資格を喪失した日の前日の属する月に再び組合員たる資格を取得した場合における後の組合員であつた期間の計算については、第一項の規定にかかわらず、その再び組合員たる資格を取得した月は、その期間に算入しない。

第十八条中「分べん」を「分べん」に、「災やぐ」を「災やぐ」に改める。

第十九条第一項第一号中「医療機関」を「医療機関又は薬局」に改める。

第二十条中「り災給付」を「り災給付」に改める。

第二十二條第一項の表を次のように改める。

標準給与の等級	標準給与の月額	給与月額額
第一級	六、〇〇〇円	六、五〇〇円未満
第二級	七、〇〇〇円	六、五〇〇円以上 七、五〇〇円未満
第三級	八、〇〇〇円	七、五〇〇円以上 八、五〇〇円未満
第四級	九、〇〇〇円	八、五〇〇円以上 九、五〇〇円未満
第五級	一〇、〇〇〇円	九、五〇〇円以上 一〇、五〇〇円未満
第六級	一一、〇〇〇円	一〇、五〇〇円以上 一二、〇〇〇円未満
第七級	一二、〇〇〇円	一二、〇〇〇円以上 一三、〇〇〇円未満
第八級	一六、〇〇〇円	一五、〇〇〇円以上 一七、〇〇〇円未満
第九級	一八、〇〇〇円	一七、〇〇〇円以上 一九、〇〇〇円未満
第十級	二〇、〇〇〇円	一九、〇〇〇円以上 二一、〇〇〇円未満
第十一級	二二、〇〇〇円	二一、〇〇〇円以上 二三、〇〇〇円未満
第十二級	二四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円以上 二五、〇〇〇円未満
第十三級	二六、〇〇〇円	二五、〇〇〇円以上 二七、〇〇〇円未満
第十四級	二八、〇〇〇円	二七、〇〇〇円以上 二九、〇〇〇円未満
第十五級	三〇、〇〇〇円	二九、〇〇〇円以上 三一、〇〇〇円未満
第十六級	三三、〇〇〇円	三一、〇〇〇円以上 三四、五〇〇円未満
第十七級	三六、〇〇〇円	三四、五〇〇円以上 三七、五〇〇円未満

昭和三十三年五月十五日 衆議院會議錄第四十一号 私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案

八五八

第二十五条中「第六十二条」を「第六十二条の二」に改め、同条の表中	第三十条第一項 第三十七条第一項 第四十二条第一項 第四十五条第一項 第五十五条第一項 第五十七条第一号及び第四号	公務	職務
第二十九条の二第二項	前項の場合において	その保険医	前項の場合において、学校法人等が虚偽の報告若しくは証明をし、又はその学校法人等又は保険医
第二十九条の二第三項	国税徴収の例によることができる。この場合において、組合は、滞納処分を行うには、大蔵大臣の認可を受けなければならない。	公務	職務
第三十条第一項 第三十七条第一項 第四十二条第一項 第四十五条第一項 第五十五条第一項 第五十七条第一号及び第四号	組合（第六十三条の二第一項に規定する連合会を含む。）	公務	職務
第三十四条第一項	これらの給付（市町村職員共済組合法によるこれらの給付に相当するものを含む。）	公務	職務
第三十四条第二項	専充共済組合、国鉄共済組合、日本電信電話公社共済組合若しくは市町村職員共済組合の組合員又は組合員でない健康保険若しくは船員健康保険の被保険者を含む。	公務	職務

同表の上欄中「第四十条第二項」を「第四十条第二項及び第三項」に、「第十四条」を「第四十四条第四項」に、「第四十一条第二項」を「第四十一条第三項」を「第四十二条第三項」を「第四十二条の二」に改める。

第五章第二節中第二十五條の次に
次の一條を加える。

(資格喪失後の継続給付の受給条件)

第二十五条の二 前条において準用

する国家公務員共済組合法第三十

第三十六條第二項若しくは第三

項、第五十五條第五項又は第五十

六条第一項後段若しくは第三項の

規定による給付を受けるには、組合員の資格を喪失した日の前日まで

で継続して一年以上組合員であつ

たことを要する。

第二十条の沙に沙の二条を加える。

(掛金の繰上徴収)

第二十九条の二 掛金は、次の各号に掲げる場合を除くは、内閣府

にあつても、すべて徴収すること

ができる。

一 学校法人等が、次のいずれかに該当する場合

イ 国税、地方税その他の公課

の滞納によつて、滞納処分を

口 強制執行を受けるとき。

ハ破産の宣告を受けたとき。

ニ 競売の開始があつたとき。

二 学校法人等が、解散をした場合

第四十六条第一項中「第三十一
第三号」を「第三十一条第一項第三
号に」、「医療機関に」を「保険医療機
関若しくは保険薬局に」に、「診療を

行つた医療機関の病院若しくは診療所を、療養を行つた保険医療機関若しくは保険薬局」に改め、同条第二項中「医療機関又は」を「保険医療機関若しくは保険薬局又は」に、「当該医療機関」を「当該保険医療機関又は保険薬局」に改める。

第四十八條の次に次の一條を加える。

(国家公務員共済組合法の改正の場合の経過措置)

第四十八條の二 第二十五條又は第

三十万条において準用する。国家公務員共済組合法の規定が改正せら

れた場合におけるこの法律の適

用について必要な経過措置に關し
ては、政令で特に定めるものを除

き、これらの規定の改正の際の経

過措置の例による。

(施行期日)

1 この法律中目次の改正規定、第

六條の次に一條を加える改正規定、第十二條第二項、第十四條が

ら第十六条まで、第十八条、第二十

条及び第二十二條の改正規定、第二十五條の次を一條を加へる改正

規定、第二十九条の次に一条を加

える改正規定、第三十条第一項及

ひ第二項 第三十一條第一項並ひ
に第三十三條の改正規定、第四十

八条の次に一条を加える改正規定

並びに附則第三項から附則第五項までの規定は、昭和三十三年四月

一目から施行し、その他の規定

[illegible]

は、各規定につき、同日以後において政令で定める日から施行する。
(組合員たる期間の計算に関する経過措置)

2 この法律による改正後の第十七条第二項の規定は、この法律の施行前に再び組合員たる資格を取得した者に係る給付でこの法律の施行後に給付事由が生じたものの基礎となるべき組合員たる期間の計算についても、適用する。
(標準給付に関する経過措置)

3 この法律の施行の際現に組合員である者のうち、次の各号に定める者については、それぞれ当該各号に定める額をその者の昭和三十三年四月から同年九月までの各月の標準給付とする。
一 昭和三十三年三月の標準給付の月額が四千円又は五千円である者については、六千円
二 昭和三十三年三月の標準給付の月額が三万六千円である者については、その者が昭和三十三年四月一日に組合員の資格を取得したものとみなして、この法律による改正後の第二十二條の規定により算定した額
(資格喪失後の期間に係る継続給付に関する経過措置)

4 この法律の施行の際現に第二十五條において準用する国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)第三十四條第二項、第三十五條第二項、第三十六條第二項若しくは第三項、第五十五條第五項又は第五十六條第一項後段若しくは第三項の規定により給付を受けている者の当該給付について

は、この法律による改正後の第二十五條の二の規定は、適用しない。
(掛金徴収に関する経過措置)

5 昭和三十三年三月以前に係る掛金の徴収については、なお従前の例による。ただし、この法律による改正後の第三十條の規定の適用を妨げない。
私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案に対する修正案
私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案に対する修正案

正
私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
附則第一項中「昭和三十三年四月一日を昭和三十三年六月一日に、同日以後においてを同日から起算して二箇月をこえない範囲内において」に改める。
附則第二項中「この法律の施行前」を「同項の改正規定の施行の日前」に、「この法律の施行後」を「同日以後」に改める。
附則第三項を次のように改める。
(標準給付に関する経過措置)

3 昭和三十三年六月一日前に組合員たる資格を取得して同日まで引き続き組合員たる資格を有する者の同年同月から同年九月までの各月の標準給付については、その者が同日に組合員たる資格を取得したものとみなしてこの法律による改正後の第二十二條第五項の規定を適用するものとする。

附則第四項中「この法律の施行の際を昭和三十三年六月一日において」に改める。
附則第五項中「昭和三十三年三月」を「昭和三十三年五月」に改める。
〔報告書は会議録追録に掲載〕
〔佐藤觀次郎君登壇〕

○佐藤觀次郎君 たいま議題となりました内閣の提出にかかる私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案につきまして、文教委員会における審議の経過及びその結果を申し上げます。
本案の要旨は、国家公務員共済組合法の改正に伴い所要の改正を行うとともに、組合財政の健全化と組合事務の簡素化をはかるため、他の社会保険制度の例をふまえて規定の整備を行わんとするものでありまして、その改正の主なるものとしては、一、従来不明確であった組合員の資格を明確にしたこと、二、標準給付の最低及び最高の額をそれぞれ引き上げ、その標準給付の決定については定時決定方式を採用したこと、三、組合員の資格喪失後の継続給付の受給条件として、従来は何ら規定がなかったのを、今回組合員としての期間が一年以上であることを要する旨の規定を新設したこと、四、組合員が資格喪失後再就職した場合、前後の組合員であった期間を通算することなどでございます。

○議長(益谷秀次君) 採決いたしました。本案の委員長報告は修正であります。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

詳細については会議録によつて御承知を願いたいと思ひます。
かくて、五月十五日に至り質疑を終了、続いて竹尾式君から本案に対する修正案が提出せられたのでございませう。本修正案の要旨は、原案規定の大部分が本年四月一日から施行する旨を規定しているものでありますが、四月一日はすでに経過しているため、この施行日を本年六月一日に改め、これに伴つて規定の事務的整備をするものであります。

かくて、本修正案に対する質疑を終了、修正案及び本案に対し、それぞれ討論を省略し、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案は起立議員をもつて可決すべきものと決定した次第でございます。

次いで、河野正君から本案に対して附帯決議案が提出せられました。すなわち、
学校教育における私学の重要性和その財政的実情とにかんがみ、私学教職員の待遇改善に資するため、政共済組合の短期給付及び福祉事業に要する費用に対し、国庫補助の途を講ずべきである。

以上の附帯決議案は、採決の結果、起立議員をもつて原案の通り可決すべきものと決定した次第でございます。

○議長(益谷秀次君) 採決いたしました。本案の委員長報告は修正であります。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(益谷秀次君) 採決いたしました。本案の委員長報告は修正であります。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(益谷秀次君) 採決いたしました。本案の委員長報告は修正であります。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り決しました。

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)
臨時通貨法の一部を改正する法律案(内閣提出)
預金等に係る不当契約の取締に関する法律案(内閣提出)
日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○山中貞則君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案、臨時通貨法の一部を改正する法律案、預金等に係る不当契約の取締に関する法律案、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案、右四案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(益谷秀次君) 山中君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案、臨時通貨法の一部を改正する法律案、預金等に係る不当契約の取締に関する法律案、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案、右四案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員長山本幸一君。

○議長(益谷秀次君) 採決いたしました。本案の委員長報告は修正であります。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

昭和三十三年五月十五日 衆議院會議録第四十一号 交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案外三案

八六〇

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案

交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第三十二条中「及び地方道路税を」と、地方道路税及び特別とん税に、「及び地方道路譲与税法(昭和三十年法律第百三十三号)による地方道路譲与税の譲与金」とを、「地方道路譲与税法(昭和三十年法律第百三十三号)による地方道路譲与税の譲与金及び特別とん譲与税法(昭和三十三年法律第百三十三号)による特別とん譲与税の譲与金」に改める。

附則

この法律は、公布の日から起算して、改正後の第三条及び第四条の規定は、昭和三十三年年度分の予算から適用する。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

臨時通貨法の一部を改正する法律案

臨時通貨法(昭和十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「五十円」を「百円、五十円」に、「八種」を「九種」に改める。
第三条中「五十円ノ臨時補助貨幣ハ千円迄、五十円ノ臨時補助貨幣ハ千円迄、五十円ノ臨時補助貨幣ハ千円迄」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

預金等に係る不当契約の取締に関する法律案

預金等に係る不当契約の取締に関する法律

(定義)
第一条 この法律において「金融機関」とは、銀行、信託会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、中小企業等協同組合(昭和二十四年法律第百八十一号)第九條の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会その他預金等の受入及び資金の融通を業とする者をいう。

2 この法律において「預金等」とは、預金、貯金、定期積金、相互銀行法(昭和二十六年法律第百九十九号)第二条第一項第一号に規定する掛金及び信託業法(大正十一年法律第六十五号)第九条に規定する契約による金銭信託をいう。
3 この法律において「特別の金銭上の利益」とは、利息、手数料、礼金その他いづれの名義をもつてするものを問わず、預金等をする者が当該預金等に関し次に掲げるもののほかに受ける金銭上の利益をいう。

一 臨時金利調整法(昭和二十二年法律第百八十一号)第二条の規定により定められた最高限度の金利による利息(定期積金に

あつては、その契約に係る給付金額から払込金の金額の合計額を控除した金額に相当するもの)及び配当

二 相互銀行法第三条の規定による免許を受ける際に認められ、又は同法第九条第三号の規定によりその変更について認可を受けた最高限度の掛金の利息による利益(掛金契約に係る給付金額から掛金の金額の合計額を控除した金額に相当するものをいう。)

三 割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第二条第二項に規定する割増金附貯蓄につき受ける割増金

(預金等に係る不当契約の禁止)
第二条 金融機関に預金等をする者は、当該預金等に関する特別の金銭上の利益を得る目的で、特定の第三者と通じ、当該金融機関を相手方として、当該預金等に係る債権を担保として提供することなく、当該金融機関がその者の指定する特定の第三者に対し資金の融通をし、又は当該第三者のために債務の保証をすべき旨を約してはならない。

2 金融機関に預金等をする者について媒介をする者は、当該預金等に関し、当該預金等をさせる目的で、特定の第三者と通じ、又は自己のために、当該金融機関を相手方として、当該預金等に係る債権を担保として提供することなく、当該金融機関がその者の指定する特定の第三者若しくは自己に対し資金

の融通をし、又はその者の指定する特定の第三者若しくは自己のために債務の保証をすべき旨を約してはならない。

第三条 金融機関は、預金等をし、又はその媒介をする者で前条第一項又は第二項に規定する目的を有するものを相手方として、当該預金等に係る債権を担保することなく、これらの規定に規定する旨を約してはならない。

(罰則)
第四条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 第二条の規定に違反した者
二 いずれの名義又は方法をもつてするかを問わず、第二条の規定の禁止を免れる行為をした者

第五条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした金融機関の役員又は職員は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 第三条の規定に違反したとき。
二 いずれの名義又は方法をもつてするかを問わず、第三条の規定の禁止を免れる行為をしたとき。

2 金融機関の役員又は職員は、第三条に規定する旨を約した場合に、その相手方が第二条第一項又は第二項に規定する目的を有することを知らなかつたことを理由として、前項の処罰を免れることができる。ただし、その知らな

かつたことについて過失のないことの証明があつたときは、この限りでない。
3 前項の場合において、同項に規定する目的を有することを知らなかつたことについて過失があるにとどまるときは、情状によりその刑を免除することができる。

第六条 法人(法人でない社団又は財団で代表又は管理人の定のあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、法人又は人の業務又は財産に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により法人でない社団又は財団を処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附則
この法律は、公布の日から起算して六十日をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

〔報告書は會議録追録に掲載〕
日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三條によりここに送付する。
昭和三十三年五月十三日
衆議院議長 松野 鶴平
衆議院議員 谷秀次殿

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律

日本輸出入銀行法(昭和二十五年法律第二百六十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「外国貿易」を「外国との貿易を主とする経済の交流」に、「輸出入金融」を「輸出入及び海外投資に関する金融」に改める。

第十条中「三人」を「五人」に改める。

第十八条から第十八条の三までを次のように改める。

(業務の範囲)

第十八条 日本輸出入銀行は、第一条に掲げる目的を達成するため、次の業務を行う。

一 設備(船舶及び車両を含む)並びにその部分品及び附属品で本邦で生産されたもの並びに本邦で生産されたその他の製品でその輸出が本邦の輸出入市場の開拓又は確保に著しく寄与すると認められるもの(以下「設備等」という)の本邦からの輸出を促進するため、本邦法人若しくは本邦人に対して当該輸出に必要な資金を貸し付け、又は銀行に對してこれらの者のために当該輸出に係る手形の割引をする。

二 本邦の輸出入市場の開拓若しくは確保又は外国との経済交流の促進に寄与すると認められる技術(以下この条、第十八条の二第三項及び第二十条第二項において「技術」という)の本邦法人又は本邦人からの提供を促進するため、当該本邦法人若しくは本邦人に対して当該技術の提供に必要な資金を貸し付け、又は銀行に對してこれらの者のために当該技術に係る手形の割引をする。

三 本邦からの設備等の輸入又は技術の受入を促進するため、外国の政府、政府機関若しくは地方公共団体(以下「外国政府等」という)又は外国法人に対して当該輸入又は受入に必要な資金を貸し付けること。

四 国民経済の健全な発展のために必要な原料、材料その他の物資(以下「重要物資」という)の外国からの輸入が確保かつ適時に行われることを促進するため、本邦法人若しくは本邦人に対して当該輸入に係る前払に必要な資金を貸し付け、又は銀行に對してこれらの者のために当該輸入に係る手形の割引をする。

五 本邦の輸出入市場の開拓若しくは確保又は外国との経済交流を促進するため、本邦法人又は本邦人に対して海外投資に充て

られるべき資金で次に掲げるものを貸し付けること。

イ 外国法人に出資し、若しくはその株式を取得し、又は外国法人に設備等を貸し付けるために必要な資金

ロ 当該本邦法人又は本邦人の出資(株式の所有を含む)に係る外国法人に出資しようとする外国政府等又は他の外国法人若しくは外国人に対してこれに要する資金を貸し付けるために必要な資金

ハ 当該本邦法人又は本邦人が出資その他の方法により経営を事実的に支配している外国法人に対して貸し付けるために必要な資金で、当該外国法人によりその本邦外において行い事業につき設備の新設若しくは拡充のための資金又は当該設備の新設若しくは拡充に伴い必要とされる長期の資金(以下「設備資金等」という)に充てられるもの

ニ もつぱら海外投資を目的とする本邦法人に出資するために必要な資金で、その本邦法人によりイからハまでに掲げる資金に充てられるもの

六 本邦の輸出入市場の開拓若しくは確保又は外国との経済交流を促進するため、外国政府等に対して本邦法人又は本邦人の出資(株式の所有を含む)に係る外国法人に出資するために必要な資金を貸し付けること。

七 本邦の輸出入市場の開拓若しくは確保又は外国との経済交流

を促進するため、本邦法人(本邦法人又は本邦人が株式又は持分の全部を所有している外国法人を含む)又は本邦人に対してその本邦外において行い事業に必要な設備資金等を貸し付けること。

八 本邦の輸出入市場の開拓若しくは確保又は外国との経済交流を促進するため、外国政府等に対してその本邦外において行い事業に必要な設備資金等を貸し付け、若しくは当該外国政府等に当該設備資金等を貸し付ける本邦法人若しくは本邦人に対してこれに必要な資金を貸し付け、又は当該設備資金等を調達するために当該外国政府等が発行する公債を応募その他の方法により取得すること。

九 第一号、第二号、第四号、第五号、第七号又は前号の規定により資金の貸付を受けることができる本邦法人(第七号の場合にあつては、同号に規定する外国法人を含む)又は本邦人に対して当該資金に係る債務を保証すること。

十 第五号の規定により資金の貸付を受けることができる本邦法人又は本邦人が同号の規定により当該本邦法人又は本邦人から資金の貸付を受けることができる外国法人又は外国人の当該資金に係る債務を保証した場合において、当該本邦法人又は本邦人に対してその保証債務を保証すること。

十一 前各号の業務に附帯する業務

昭和三十三年五月十五日 衆議院會議録第四十一号 交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案外三案

資の本邦への輸出を行うために必要な資源の開発その他事業の拡充に充てられる場合又は当該前払をしなければ当該輸入契約に基づく重要物資の本邦への輸出が著しく困難であると認められる場合に限り、行うことができる。

4 前条第八号の規定による資金の貸付若しくは公債の取得又は当該資金の貸付を受けることができる者に對する同条第九号の規定による債務の保証は、次に掲げる場合に限り、行うことができる。

一 外国政府等の行う事業が重要物資の資源を開発する事業であつて、その開発に係る重要物資の全部又は大部分が本邦に輸入されることが確実である場合

二 外国政府等がその行う事業に要する設備(船舶及び車両を含む)、その部分品及び附属品並びに技術の全部又は大部分を本邦から輸入し、又は受け入れる場合

(借入金の限度額等)

第十八条の三 第三十九条第一項の規定による借入金の額は、第四条に規定する資本金及び第三十八条第一項に規定する準備金の額の合計額の二倍に相当する額をこえることとなつてはならない。

2 第十八条第一号から第八号までの規定による資金の貸付、手形の割引及び公債の取得に係る債権の現在額並びに同条第九号の規定による保証に係る債務及び第十号の規定により保証した保証債務に係る債務の現在額の合計額は、第四条に規定する資本金及び第三十八

条第一項に規定する準備金の額並びに前項の規定による借入金の限度額の合計額をこえることとなつてはならない。

第十九条第一項中「第七号」を「第十号」に、「当該利率、歩合及び料率により収入する貸付金利息、手形割引料を」を「日本輸出入銀行の収入する貸付金利息、手形割引料、公債の利子」に改める。

第二十条の見出しを「(貸付金の償還期限等)」に改め、同条第一項中「第一号、第三号若しくは第四号」を「第一号から第四号まで」に、「第七号」を「第九号」に、「第二号」を「第一号、第二号」に改める。

第二十条第二項中「(これに伴つてなされる技術の提供又は受入を含む)」又は「物資等」を「技術の提供若しくは受入又は外国からの重要物資に、本邦からの輸出及びこれに伴つてなされる本邦法人若しくは本邦人からの技術の提供を促進し、又は本邦の輸入市場の国際収支上より有利な地域への転換を促進するため」を「第十八条第一号から第四号までに規定する資金の貸付又は手形の割引の目的を達成するため」に、「六月以内若しくは五年をこえる十年以内である場合」を「六月以内である場合若しくは当該償還期限若しくは履行期限が五年をこえる場合」に改める。

第二十条第三項中「第二号」を「第一号、第二号」に改める。

第二十条第四項中「第五号若しくは第六号の規定による資金の貸付」を「第五号から第八号までの規定による資金の貸付、公債の取得」に、「第七号」を「第九号若しくは第十号」

に改め、同項中「貸付金」の下に「若しくは公債」を、「保証に係る債務」の下に「(同条第十号の規定による保証にあつては、その保証した保証債務に係る債務。以下次項において同じ。)」を加える。

第二十条第五項中「資金の貸付」の下に「公債の取得」を、「当該貸付」の下に「取得」を加え、同項中「外国における」を「本邦外における」に改め、同項中「貸付金」の下に「若しくは公債」を加え、同項中「十年をこえる十五年以内である場合」を「十年をこえる場合」に改める。

第二十二條中「物資等」を「公債の取得の方法、重要物資」に改める。

第二十四條中「輸出入金融」を「輸出入及び海外投資に関する金融」に改める。

第二十六條第二項中「手形割引料」の下に「公債の利子」を加える。

第四十六條第五号を次のように改める。

五 第十八条の三第一項の規定に違反して資金の借入をし、又は同条第二項の規定に違反して資金の貸付、手形の割引、公債の取得若しくは債務の保証をしたとき。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 設備等輸出為替損失補償法(昭和二十七年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「輸出入市場の開拓若しくは確保又は本邦の輸入市場の国際収支上より有利な地域への転換」を「輸出入市場の開拓又は確保」に、「これに伴つてなされる

本邦法人又は本邦人からの技術の提供」を「本邦の輸出入市場の開拓若しくは確保又は外国との経済交流の促進に寄与すると認められる技術の本邦法人又は本邦人からの提供」に改める。

第三条第三項及び第九条中「十年を」を「十年以上において政令で定める期間」に改める。

3 日本海外移住振興株式会社法(昭和三十年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号ただし書及び第三号ただし書を削る。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔山本幸一君登壇〕

○山本幸一君 ただいま議題となりました四法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、別途今国会に提案されました特別とん護手税法案及び地方交付税法の一部を改正する法律案の成立に伴ひまして、交付税及び譲与税配付金特別会計法につきましても所要の改正を行おうとするものであります。

すなわち、第一に、特別とん護手税制度の創設に伴ひまして、特別とん護収入及び特別とん護手税譲与金に関する経理をこの特別会計において行うこととしたしております。第二に、地方交付税法の改正に伴ひまして、毎会計年度、地方交付税相当分として一般会計からこの会計に繰り入れるべき金額

は、当該年度における所得税、法人税及び酒税の収入見込額の百分の二十五に相当する金額と定められておりますものを、百分の二十六に改めることといたしております。

本案につきましては、質疑及び討論を省略いたしました。本十五日採決いたしましたところ、起立多数をもって原案の通り可決いたしました。

次に、臨時通貨法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法案は、最近における経済取引の実情等にかんがみまして、新たに百円の臨時補助貨幣を発行し、この百円硬貨を日本銀行券と並んで流通せしめるとともに、その法貨としての通用限度を二千円に定めようとするものであります。

本案につきましては、本日質疑を終了し、討論の通告がありませんでしたので、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって原案の通り可決いたしました。

なお、横山利秋委員より本案に対する附帯決議が提出されましたが、詳細は速記録に譲ります。

附帯決議についても採決いたしましたところ、全会一致をもって可決いたしました。

次に、預金等に係る不当契約の取締に関する法律案について申し上げます。

この法案は、いわゆる導入預金の典型的なものを取り締らうとするものであります。すなわち、預金者が特別の利益を得る目的をもって、あるいは預金の媒介を行う者、すなわち、いわゆるブローカーが預金者に特別の利益を得させる目的をもって、その預金を

担保とすることなく、金融機関をして特定の第三者に対して資金の融通をさせるような契約を結ぶことを禁止しようとするものであります。このようなことは、預金契約の本旨に反し、このため金融機関の経営が破綻に瀕した事例もあり、ひいては金融秩序を乱すものであるとの観点から、各禁止規定に違反した者及び脱法行為をした者に対し刑事罰を課するとともに、所要の両罰規定を設けることとしております。

最後に、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案について申し上げます。この法案は、最近における内外の経済情勢にかんがみまして、日本輸出入銀行の機能を一そう効果的に発揮させるために、海外投資金融及び海外事業金融に関する業務の範囲を拡張するとともに、技術の提供のために必要な資金及び外国政府等に対する開発資金を新たに融資の対象に加え、また、償還期限についての制限を緩和し、借入金及び債務保証の限度を拡張する等の措置を講じようとするものであります。右両法案につきましては、本日質疑を終了し、討論を省略いたしました。直ちに採決いたしましたところ、両法案とも全会一致をもって原案の通り可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(金谷秀次君) これより採決に入ります。
まず、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案につき採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告

の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(金谷秀次君) 起立多数。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

次に、臨時通貨法の一部を改正する法律案、預金等に係る不当契約の取締に関する法律案及び日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案の三案を一括して採決いたします。三案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、三案は委員長報告の通り可決いたしました。

国際原子力機関憲章の批准について承認を求めるの件
千九百五十三年十月一日にロンドンで署名のため開放された国際砂糖協定を改正する議定書の受諾について承認を求めるの件

特殊核物質の貸借に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府を代表して行動する合衆国原子力委員会との間の第二次協定の締結について承認を求めるの件

特殊核物質の貸借に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府を代表して行動する合衆国原子力委員会との間の協定第一条の特例に関する公文の交換について承認を求めるの件

○山中貞則君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、国際原子力機関憲章の批准について承認を求めるの件、千九百五十三年

十月一日にロンドンで署名のため開放された国際砂糖協定を改正する議定書の受諾について承認を求めるの件、特殊核物質の貸借に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府を代表して行動する合衆国原子力委員会との間の第二次協定の締結について承認を求めるの件、特殊核物質の貸借に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府を代表して行動する合衆国原子力委員会との間の協定第一条の特例に関する公文の交換について承認を求めるの件、右四件を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

国際原子力機関憲章の批准について承認を求めるの件、千九百五十三年十月一日にロンドンで署名のため開放された国際砂糖協定を改正する議定書の受諾について承認を求めるの件、特殊核物質の貸借に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府を代表して行動する合衆国原子力委員会との間の第二次協定の締結について承認を求めるの件、特殊核物質の貸借に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府を代表して行動する合衆国原子力委員会との間の協定第一条の特例に関する公文の交換について承認を求めるの件、右四件を一括して議題といたします。委員長

の報告を求めます。外務委員会理事須磨彌吉郎君。

国際原子力機関憲章の批准について承認を求めるの件
国際原子力機関憲章の批准について承認を求めるの件、千九百五十三年十月一日にロンドンで署名のため開放された国際砂糖協定を改正する議定書の受諾について承認を求めるの件、特殊核物質の貸借に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府を代表して行動する合衆国原子力委員会との間の第二次協定の締結について承認を求めるの件、特殊核物質の貸借に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府を代表して行動する合衆国原子力委員会との間の協定第一条の特例に関する公文の交換について承認を求めるの件、右四件を一括して議題といたします。委員長

国際原子力機関憲章

第一条 機関の設立

この憲章の当事国は、以下に定める条件に基づき国際原子力機関（以下「機関」という。）を設立する。

第二条 目的

機関は、全世界における平和、保健及び繁栄に対する原子力の貢献を促進し、及び増大するように努力しなければならない。機関は、できる限り、機関がみずから提供し、その要請により提供され、又はその監督下若しくは管理下において提供された援助がいずれかの軍事的目的を助長するような方法で利用されないことを確保しなければならない。

第三条 任務

A 機関は、次のことを行う権限を有する。

1 全世界における平和的利用のための原子力の研究、開発及び実用化を奨励し、かつ援助し、要請を受けたときは、機関のいずれかの加盟国による他の加盟国のための役務の実施又は物質、設備及び施設の供給を確保するための仲介者として行動し、並びに平和的利用のための原子力の研究、開発又は実用化に役だつ活動又は役務を行うこと。

2 平和的目的のための原子力の研究、開発及び実用化（電力の生産を含む。）の必要を満たすため、世界の低開発地域におけるその必要に妥当な考慮を払った上で、この憲章に従って、物質、役務、設備及び施設を提供すること。

3 原子力の平和的利用に関する科学上及び技術上の情報の交換を促進すること。

4 原子力の平和的利用の分野における科学者及び専門家の交換及び訓練を奨励すること。

5 機関がみずから提供し、その要請により提供され、又はその監督下若しくは管理下において提供された特殊核分裂性物質その他の物質、役務、設備、施設及び情報がいずれかの軍事的目的を助長するような方法で利用されないことを確保するための保障措置を設定し、かつ、実施すること並びに、いづれかの二国間若しくは多数国間の取極の当事国の要請を受けたときは、その取極に対し、又はいづれかの国の要請を受けたときは、その国の原子力の分野におけるいづれかの活動に対して、保障措置を適用すること。

6 国際連合の権限のある機関及び関係専門機関と協議し、かつ、適当な場合にはそれらと協力して、健康を保護し、並びに人命及び財産に対する危険を最小にするための安全上の基準（労働条件のための基準を含む。）を設定し、又は採用すること、機関みずからの活動並びに機関がみずから提供し、その要請により提供され、又はその管理下若し

くは監督下において提供された物質、役務、設備、施設及び情報を利用する活動に対して、前記の基準が適用されるように措置を執ること並びに、いずれかの二国間若しくは多数国間の取極の当事国の要請を受けたときは、その取極に基く活動に対し、又はいずれかの国の要請を受けたときは、その国の原子力の分野におけるいずれかの活動に対して、前記の基準が適用されるように措置を執ること。

7 關係地域で機關が利用しうる施設、工場及び設備が、不適当であるか、又は機關の不満足であると考ふる条件によるほか利用しえないときはいつでも、機關が認められた任務を遂行するため必要な施設、工場及び設備を取得し、又は設置すること。

B 機關は、その任務を遂行するため、次のことを行うものとする。

1 平和及び國際協力を助長する國際連合の目的及び原則に従い、並びに保障された世界的軍備縮小の確立を促進する國際連合の政策及びその政策に従つて締結されるすべての國際協定に従つて、機關の事業を行うこと。

2 機關が受領する特殊核分裂性物質の利用につき、それらの物質が平和的目的にのみ利用されることを確保するため、管理を設定すること。

3 機關の資源を、世界の低開発地域における特別の必要を考慮した上で、世界のすべての地域における効果的な利用及び最大

限の一般の利益を確保するような方法により、配分すること。

4 機關の事業に関する報告を毎年國際連合総会に提出し、かつ、適当な場合には、安全保障理事會に提出すること。機關の事業に關して安全保障理事會の権限内の問題が生じたときは、機關は、國際の平和及び安全の維持に關する主要な責任を負う機關である安全保障理事會に通告するものとし、また、この憲章に基き機關にとつて可能な措置(第十二条Cに定める措置を含む。)を執ることが出来る。

5 國際連合の經濟社會理事會その他の機關に対し、それらの機關の権限内の事項に關し、報告を提出すること。

C 機關は、その任務を遂行するに當り、加盟國に対し、この憲章の規定と両立しない政治上、經濟上、軍事上その他の条件による援助を行つてはならない。

D 機關の事業は、この憲章の規定及びいずれかの國又は一群の國と機關との間で締結され、かつ、この憲章の規定に合致する諸協定の条項に従うことを条件として、諸國の主權に対して受當な尊敬を払つて実施しなければならない。

第四条 加盟國の地位

A 機關の原加盟國は、この憲章が署名のため開放されてから九十日以内にこの憲章に署名した國際連合又はいずれかの專門機關の加盟國で、批准書を寄託したものとする。

B 機關の他の加盟國は、國際連合又はいずれかの專門機關の加盟國

であるかどうかを問はず、機關の加盟國としての地位の理事會の報告に基き總会により承認された後に、この憲章の受託書を寄託する國とする。理事會及び總会は、いずれかの國を加盟國として勧告し、及び承認するに當り、当該國が機關の加盟國としての義務を履行する能力及び意思を有すること、國際連合憲章の目的及び原則に従つて行動することについてのその國の能力及び意思に受當な考慮を払つた上で、決定しなければならない。

C 機關は、すべての加盟國の主權平等の原則に基礎をおくものとし、すべての加盟國は、加盟國としての地位から生ずる權利及び利益をすべての加盟國に確保するため、この憲章により加盟國が負う義務を誠実に履行しなければならない。

第五条 總会

A すべての加盟國の代表者からなる總会は、年次通常會期において、また、理事會の要請又は加盟國の過半数の要請により事務局長が招集すべき特別會期において、會合する。それらの會期は、總会が別段の決定を行わない限り、機關の本部で開催される。

B 前記の會期において、各加盟國は、一人の代表を出すものとし、代表は、代表代理及び顧問を伴うことができる。代表團の出席の費用は、当該加盟國が負担する。

C 總会は、各會期の初めに、議長及び必要とされる他の役員を選出する。それらの者は、その會期中、その職にあるものとする。總会は、この憲章の規定に従うことを条件として、總会の手続規則を採択する。各加盟國は、一個の投票權を有する。第十四条H、第十八条C及び第十九条Bの規定による決定は、出席しかつ投票する加盟國の三分の二の多数により行ふ。他の問題については決定(三分の二の多数により決定されるべき新たな問題又は問題の部類の決定を含む。)は、出席しかつ投票する加盟國の過半数により行ふ。加盟國の過半数をもつて、定足数とする。

D 總会は、この憲章の範圍内の問題若しくは事項又はこの憲章に定めるいずれかの機關の權能及び任務に關する問題若しくは事項を討論することができ、かつ、それらの問題又は事項につき、機關の加盟國若しくは理事會又はその双方に対し、勧告を行うことができる。

E 總会は、次のことを行うものとする。

1 第六条の規定に従つて、理事會を選出すること。

2 第四條の規定に従つて、諸國の加盟を承認すること。

3 第十九條の規定に従つて、いずれかの加盟國の加盟國としての特權及び權利を停止すること。

4 理事會の年次報告を審議すること。

5 第十四條の規定に従つて、理事會が勧告する機關の予算を承認し、又はその予算の全部若しくは一部についての勧告を附して、總会への再提出のため、理事會に返却すること。

6 第十二条Cにいう報告を除く

ほか、機關と國際連合との關係に關する協定に従つて國際連合に提出すべき報告を承認し、又は總会の勧告を附して、理事會に返却すること。

7 機關と國際連合又は他の機關との間の第十六條に定める協定を承認し、又は總会の勧告を附して、總会への再提出のため、理事會に返却すること。

8 第十四條Gの規定に従つて、理事會の借入權限の行使に關する規則及び制限を承認し、並びに機關に対する任意の拠出の受託に關する規則を承認し、並びに、第十四條Fの規定に従つて、同条Fにいう一般資金の使用方法を承認すること。

9 第十八條Cの規定に従つて、この憲章の改正を承認すること。

10 第七條Aの規定に従つて、事務局長の任命を承認すること。

F 總会は、次の權限を有する。

1 決定のため理事會が特に總会に付託したすべての事項につき、決定を行う權限

2 理事會の審議事項を提案し、及び理事會に対し、機關の任務に關するいずれかの事項についての報告を要請する權限

第六條 理事會

A 理事會は、次のとおり構成される。

1 任期の終了する理事會(又は第一回理事會の場合には、附屬書Iにいう準備委員會)は、理事會として原子力に關する技術(原料物質の生産を含む。)の最も進歩した五加盟國及び、次の

ほか、機關と國際連合との關係に關する協定に従つて國際連合に提出すべき報告を承認し、又は總会の勧告を附して、理事會に返却すること。

地域のうちこれらの五加盟国によつて代表されていない地域のそれぞれにおいて、原子力に関する技術(原料物質の生産を含む。)の最も進歩した各一加盟国を指定する。

- (1) 北アメリカ
- (2) ラテン・アメリカ
- (3) 西ヨーロッパ
- (4) 東ヨーロッパ
- (5) アフリカ及び中東
- (6) 南アジア
- (7) 東南アジア及び太平洋
- (8) 極東

2 任期の終了する理事会(又は第一回理事会の場合には、附属書Iにいう準備委員会)は、理事国として、原料物質の他の生産国であるベルギー、チェコスロヴァキア、ポーランド及びポルトガルのうちから二加盟国並びに技術援助の提供国として他の一加盟国を指定する。いずれかの一年間この部類に属した加盟国は、次の年に同じ部類で再指定される資格を有しない。

3 総会は、理事国として、A1に掲げる地域における加盟国が理事会全体として公平に代表されるように妥協な考慮を払つた上で、理事会がその各地域(北アメリカを除く。)の一代表者を

この部類において常に含むように、十加盟国を選出するものとする。Dの規定に従つて一年の任期をもつて選出される五加盟国を除くほか、いずれかの一任期においてこの部類に属した加盟国は、次の任期に同じ部類で再選される資格を有しない。

B A1及びA2に定める指定は、総会の各年次通常会期の六十日以前に行ふものとする。A3に定める選挙は、総会の年次通常会期において行ふものとする。

C A1及びA2の規定に従い理事会において代表される加盟国は、その指定に就く総会の年次通常会期の終りから、その次の総会の年次通常会期の終りまでを、任期とする。

D A3の規定に従い理事会において代表される加盟国は、自国が選出された総会の年次通常会期の終りから、その後の二回目の総会の年次通常会期の終りまでを、任期とする。ただし、第一回理事会のための理事国の選挙においては、五国は、一年を任期として選出するものとする。

E 各理事国は、一個の投票権を有する。機関の予算額の決定は、第十四条に定めるところに従い、出席しかつ投票する理事国の三分の二の多数により行ふ。他の問題に

関する決定(三分の二の多数により決定されるべき新たな問題又は問題の部類の決定を含む。)は、出席しかつ投票する理事国の過半数により行ふ。全理事国の三分の二をもつて、定数とする。

F 理事会は、この憲章に定める総会に対する責任に従ふことを条件として、この憲章に従い、機関の任務を遂行する権限を有する。

G 理事会は、みずから決定する時に会合する。その会合は、理事会が別段の決定を行わない限り、機関の本部で行ふ。

H 理事会は、理事のうちから議長及び他の役員を選出するものとし、また、この憲章の規定に従ふことを条件として、理事会の手続規則を採択するものとする。

I 理事会は、適当と認める委員会を設けることができる。理事会は、他の機関との関係において理事会を代表すべき者を任命することができる。

J 理事会は、機関の諸事項及び機関により承認されたすべての計画に関し、総会に対する年次報告を作成するものとする。理事会は、また、国際連合又は機関の活動と関連のある活動を行う他の機関に対して機関が提出するように要請されている、又は要請されることのある報告を、総会に提出す

るため、作成するものとする。これらの報告は、年次報告とともに、総会の年次通常会期の少くとも一箇月前に、機関の加盟国に提出するものとする。

第七条 職員

A 機関の職員の長は、事務局長とする。事務局長は、理事会が、総会の承認を得て、四年を任期として任命する。事務局長は、機関の首席行政官とする。

B 事務局長は、職員の任命、組織及び職務の執行に対して責任を負うものとし、かつ、理事会の権威及び管理の下にあるものとする。事務局長は、理事会が採択する規則に従つて、自己の任務を遂行するものとする。

C 職員には、機関の目的及び任務の遂行のために必要な資格を有する科学上、技術上その他の人員を含むものとする。機関は、その恒久職員を最少数に保たなければならぬという原則を指針とするものとする。

D 職員の募集及び雇用並びに勤務の条件の決定に際しては、最高水準の能率、技術的能力及び誠実性を有する被用者を確保することに、最大の考慮を払ふものとする。この考慮に従ふことを条件として、機関に対する加盟国の寄与に対し、及びできる限り広い地理的基

礎によつて職員を募集することの重要性に対して、妥協な考慮を払ふものとする。

E この憲章の規定及び、理事会の勧告に基き、総会が承認する一般規則に従ふことを条件として、職員の任命、報酬及び解雇に関する条件は、理事会が作成する規則に従ふものとする。

F 事務局長及び職員は、その任務の遂行に際し、機関以外のいかなるところからも指示を求め、又は受けてはならない。それらの者は、機関の職員としての地位に影響を及ぼすいかなる行動も慎まなければならない。また、機関に対する自己の責任に従ふことを条件として、機関に対する自己の公的任務により知るに至つた産業上の秘密又は他の機密の情報をもらしてはならない。各加盟国は、事務局長及び職員の責任の国際的性質を尊重することを約束し、また、それらの者が任務を遂行するに當つて、それらの者に影響を及ぼそう

G この条にいう「職員」には、警備員を含む。

第八条 情報の交換

A 各加盟国は、自国の判断により機関にとつて有用と考える情報を提供するものとする。

B 各加盟国は、第十一条の規定に

昭和三十三年五月十五日 衆議院會議録第四十一号 國際原子力機関憲章の批准について承認を求めるの件外三件

八六六

従つて機関により与えられた援助の結果として得られるすべての科学的情報を機関に提供しなければならない。

C 機関は、A及びBの規定により機関に提供された情報を収集整理し、かつ、それを利用しやすい形式で利用に供するものとする。機関は、原子力の性質及び平和的利用に関する情報の加盟国間における交換の奨励のための積極的措置を執るものとし、また、この目的のため、加盟国間の仲介者となるものとする。

第九条 物質の供給

A 加盟国は、自国が適当と考える量の特殊核分裂性物質を、機関が同意する条件で、機関に提供することができる。機関に提供された物質は、提供する加盟国の裁量により、その加盟国が貯蔵し、又は機関の同意を得て、機関の貯蔵所に貯蔵することができる。

B 加盟国は、また、第二十条に定める原料物質及び他の物質を機関に提供することができる。理事会は、第十三条に定める協定に基づき機関が受諾するそれらの物質の量を決定する。

C 各加盟国は、自国の法律に従つて、即時に又は理事会が指定する期間内に提供する用意のある特殊核分裂性物質、原料物質及び他の

物質の量、形状及び組成を機関に通告しなければならない。

D 加盟国は、機関の要請を受けたときは、自国が提供した物質のうちから、機関が指定する物質を、機関が指定する量だけ、他の加盟国又は加盟国群に運搬なく引き渡さなければならない。また、機関の施設における作業及び科学的研究のため実際に必要な物質を、実際に必要な量だけ、機関自体に運搬なく引き渡さなければならない。

E 加盟国が提供した物質の量、形状及び組成は、理事会の承認を得て、当該加盟国がいつでも変更することができる。

F Cの規定による最初の通告は、この憲章が当該加盟国について効力を生じた日から三箇月以内に行わなければならない。理事会が別段の決定を行わない限り、最初に提供される物質は、この憲章が当該加盟国について効力を生じた年に続く暦年による一年の期間に對するものとする。その後の通告も、同様にして、理事会が別段の措置を執らない限り、通告が行われた年に続く暦年による一年の期間に對するものとし、また、各年の十一月一日以前に行わなければならない。

G 機関は、加盟国が機関に対し提供する用意があると通告した量の物質のうち、機関が引渡を要請した物質の引渡の場所及び方法並びに、適当な場合には、その物質の形状及び組成を指定するものとする。機関は、また、引き渡された物質を量量しなければならず、かつ、そのように引き渡された物質の量を、定期的に、すべての加盟国に報告しなければならない。

H 機関は、その所持する物質の貯蔵及び保護の責任を負うものとする。機関は、それらの物質が、(1)天候による障害、(2)許可を得ていない移動又は転用、(3)破損又は破壊(サボタージを含む。)及び(4)強制的差押から守られることを確保しなければならない。機関は、その所持する特殊核分裂性物質を貯蔵するに当り、その物質が多量にいずれかの国又は世界の一地域に集中しないように、その物質の地理的配分を確保しなければならない。

I 機関は、できる限りすみやかに、次のもののうち必要となるものを設置し、又は取得しなければならない。

- 1 物質の受入、貯蔵及び送出のための工場、設備及び施設
- 2 物理的保障手段
- 3 十分な保健上及び安全上の手段
- 4 受領された物質の分析及び検査のための管理試験所

5 1から4までに掲げるもののため必要な職員のための住居及び行政上の施設

J この条の規定に従つて提供された物質は、この憲章の規定に基づき理事会が決定するところに従つて、利用されるものとする。いずれの加盟国も、自国が機関に提供する物質を機関が別個に保管するように要求する権利又はその物質が利用されるべき特定の計画を指定する権利を有しないものとする。

第十条 役務、設備及び施設

加盟国は、機関に対し、機関の目的及び任務の遂行に役だつ役務、設備及び施設を提供することができる。

第十一条 機関の計画

A 機関のいずれかの加盟国又は加盟国群は、平和的目的のための原子力の研究、開発又は実用化の計画を設定することを希望するとき、このため必要な特殊核分裂性物質及び他の物質、役務、設備並びに施設の確保に當つて、機関の援助を要請することができる。この要請には、計画の目的及び範圍の説明を添えるものとし、理事会は、その要請を検討するものとする。

B 機関は、また、要請を受けたときは、いずれかの加盟国又は加盟

国群が前記の計画を遂行するため必要な融資を外部から確保するように取り組みることについて、援助することができる。この援助の供手に向つては、機関は、その計画のために、いかなる担保の提供又は財政的責任の負担をも要求されないものとする。

C 機関は、要請を行つた加盟国の希望を考慮した上、前記の計画のため必要な物質、役務、設備及び施設が、一若しくは二以上の加盟国により供給されるように取り計らうことができるものとし、又は機関が、みずから、それらのもののいずれか若しくはすべてを直接に提供することを引き受けることができる。

D 機関は、前記の要請を検討するため、計画を審査する資格を有する者を、その要請を行つた加盟国又は加盟国群の領域内に送ることができる。この目的のため、機関は、その要請を行つた加盟国又は加盟国群の承認を得て、機関の職員を使用し、又はいずれかの加盟国の国民で適当な資格を有するものを雇用することができる。

E 理事会は、この条の規定に基づく計画を承認する前に、次の事項に妥当な考慮を払うものとする。

- 1 計画の有用性(その科学的及び技術的実行可能性を含む。)

2 計画の効果的な実施を確保するための企画、資金及び技術要員の妥当性

3 物質の取扱及び貯蔵のため並びに施設の運用のための提案された保健上及び安全上の基準の妥当性

4 要請を行つた加盟国又は加盟国群の必要な資金調達、物質、施設、設備及び役務を確保することについての能力の不足

5 機関が利用しうる物質及び他の資源の公平な配分

6 世界の低開発地域における特別の必要

7 その他関係のある事項

F 機関は、計画を承認したときは、その計画を提出した加盟国又は加盟国群と協定を締結するものとし、その協定は、次のことを定めるものとする。

1 必要な特殊核分裂性物質及び他の物質の計画への割当

2 特殊核分裂性物質のその時の保管（機関により保管されているか、又は機関の計画への利用のため提供する加盟国により保管されているかを問わない。）の場所から、計画を提出した加盟国又は加盟国群への、必要な積送の安全を確保し、かつ、妥当な保健上及び安全上の基準に合致する条件の下における移転

3 機関がみずからいずれかの物質、役務、設備及び施設を提供するときは、その提供の条件（料金を含む。）並びに、いずれかの加盟国がそれらの物質、役務、設備及び施設を供給するときは、計画を提出した加盟国又は加盟国群と供給国とが取りきめる条件

4 (a) 提供される援助が、いずれかの軍事的目的を助長するような方法で利用されないこと及び (b) 計画が第十二条に定める保障措置（関係保障措置は、協定中に明記するものとする。）に従うべきことについて、計画を提出した加盟国又は加盟国群が行う約束

5 計画から生ずる発明若しくは発見又はその発明若しくは発見に関する特許についての機関及び関係加盟国の権利及び利益に関する適当な規定

6 紛争の解決に関する適当な規定

7 その他の適当な規定

G この条の規定は、また、適当な場合には、既存の計画に関する物質、役務、施設又は設備に対する要請にも適用される。

A 第十二条 機関の保障措置 機関は、機関のいずれかの計画に関し、又は、他の取極の関係当

事国が機関に対して保障措置の適用を要請する場合に、その取極に関し、その計画又は取極に関連する限度において、次のことを行う権利及び責任を有する。

1 専門的設備及び施設（原子炉を含む。）の設計を検討すること並びに、その設計が軍事的目的を助長するものでなく、妥当な保健上及び安全上の基準に合致しており、かつ、この条に定める保障措置を実効的に適用しうるものであることを確保するといふ見地からのみ、その設計を承認すること。

2 機関が定める保健上及び安全上の措置の遵守を要求すること。

3 前記の計画又は取極において使用され、又は生産される原料物質及び特殊核分裂性物質の計量性の確保に役だつ操作記録の保持及び提出を要求すること。

4 経過報告を要求し、及び受領すること。

5 照射を受けた物質の化学処理のため用いられる方法を、その化学処理が物質の軍事的目的への転用に役だてられるものでなく、かつ、妥当な保健上及び安全上の基準に合致するものであることを確保することのみを目的として、承認すること、回収され又は副産物として生産された

特殊核分裂性物質が、関係加盟国の指定する研究のため、又はその指定する既存の若しくは建設中の原子炉において、継続的に機関の保障措置の下で、平和的目的に利用されるように要求すること並びに回収され又は副産物として生産された特殊核分裂性物質で前記の利用のため必要な量をこえる余分のものを、その蓄積を防ぐため、機関に寄託するよう要求すること。ただし、機関に寄託されたその特殊核分裂性物質は、その後関係加盟国が要請したときは、前記の規定に基く利用のため、関係加盟国にすみやかに返還されるものとする。

6 機関が関係国と協議の後指定した視察員を受領国の領域に派遣すること。その視察員は、いつでも、供給された原料物質及び特殊核分裂性物質並びに核分裂性生産物の計量のため、並びに第十一条F4にいう軍事的目的の助長のために利用しないことについての約束、この条のA2にいう保健上及び安全上の措置並びに機関と関係国との間の協定に定める他のいずれかの条件に対する違反の有無の決定のために必要なすべての場所、資料及び人（この憲章に基き保障

措置の適用が要求される物質、設備又は施設に職掌上関係者する者）に近づくことができる。機関が指定した視察員は、関係国の要請を受けたときは、自己の職務の執行を遅滞させられ、又は妨げられないことを条件として、その国の当局の代表者を伴わなければならない。

7 違反が存在し、かつ、受領国が要請された是正措置を適当な期間内に執らなかつたときは、援助を停止し、又は終止し、並びに当該計画の促進のため機関又は加盟国が提供したいずれかの物質及び設備を撤収すること。

B 機関は、必要な場合には、視察部を設置するものとする。視察部は、機関の承認、監督又は管理を受ける計画に対して適用するため、に定めた保健上及び安全上の措置に機関が違反していないかどうか、並びに機関が保管し、又はその作業において使用され若しくは生産される原料物質及び特殊核分裂性物質がいずれかの軍事的目的の助長のため使用されることを防止するために、機関が十分な措置を執っているかどうかを決定するため、機関がみずから行ふすべての作業を検査する責任を負ふものとする。機関は、前記の違反が存

在する場合には、機関がみずから行ふすべての作業を検査する責任を負ふものとする。機関は、前記の違反が存

在すること又は前記の十分な措置が執られていないことを是正するための改善の措置を直ちに執らなければならない。

C 視察部は、また、この条のA6にいう計量の結果を入手しかつ検証する責任並びに第十一条F4にいう約束、この条のA2にいう措置及び機関と関係国との間の協定に定める計量の他のすべての条件に対する違反の有無を決定する責任を負うものとする。視察員は、違反を事務局長に報告しなければならず、事務局長は、その報告を理事会に伝達しなければならぬ。

理事会は、発生したと認める違反を直ちに改善するように受領国に要求しなければならない。理事会は、その違反をすべての加盟国並びに国際連合の安全保障理事会及び総会に報告しなければならない。受領国が適当な期間内に十分な是正措置を執らなかつた場合には、理事会は、機関又は加盟国が提供する援助の削減又は停止を命ずる措置並びに受領加盟国又は受領加盟国群に提供された物質及び設備の返還を要求する措置のうちの一又は双方を執ることができ。機関は、また、第十九条の規定に従い、違反を行つた加盟国に対し、加盟国としての特権及び権利の行使を停止することができ。

第十三条 加盟国に対する償還

理事会と物質、役務、設備又は施設を機関に提供する加盟国との間に別段の合意がない限り、理事会は、提供される品目の費用の償還を規定する協定をその加盟国と締結するものとする。

第十四条 会計

A 理事会は、機関の費用の年次予算見積を総会に提出するものとする。これに関する理事会の作業を容易にするため、事務局長は、最初に予算見積を準備するものとする。総会は、その見積を承認しなかつたときは、勧告を附して、理事会に返却する。この場合には、理事会は、新たな見積を、承認を得るため総会に提出しなければならない。

B 機関の費用は、次の部門に分類するものとする。

1 行政費。これには、次のものを含むものとする。

(a) 機関の職員(B2にいう物質、役務、設備及び施設に関連して雇用される職員を除く。)の費用、会議に要する費用並びに機関の計画の準備及び情報配布のため必要な費用
(b) 機関の計画に関して、又は第三条A5の規定によりいづれかの二国間若しくは多数国

間の取極に関して、第十二条に定める保障措置を実施する費用並びに機関による特殊核分裂性物質の取扱及び貯蔵に要する費用(Eにいう貯蔵及び取扱に要する費用を除く。)

2 機関がその認められた任務を遂行するために取得し、又は設置した物質、施設、工場及び設備に関する費用(1に掲げる費用を除く。)並びに機関が加盟国との協定に基づき提供する物質、役務、設備及び施設の費用

C B1(b)の費用を定めるに当り、理事会は、機関と二国間又は多数国間の取極の当事国との間の保障措置の適用に関する協定に基づき回収することができ金額を控除するものとする。

D 理事会は、B1に掲げる費用を、総会が定める基準に従つて、加盟国に割り当てるものとする。総会は、この基準を定めるに当り、国際連合がその通常予算に対する国際連合の加盟国の分担金の割当の際に採択した原則を指針とするものとする。

E 理事会は、機関が加盟国に提供する物質、役務、設備及び施設の料金(合理的かつ画一的な貯蔵料及び取扱料を含む。)の基準を定期的に定めるものとする。この基準は、B2に掲げる費用(理事会が

Fの規定に従つてB2の使途に充てることのある任意の拠出を引いたもの)をまかなうために十分な収入を機関にもたらすように作成しなければならない。前記の料金収入は、加盟国が提供したいずれかの物質、役務、設備又は施設に對してその加盟国に支払うため、及び機関がみずから必要とするB2に掲げる他の費用をまかなうため使用される別個の資金とする。

F Eにいう収入のうち同項にいう費用をこえる金額及び機関に対する任意の拠出は、理事会が総会の承認を得て決定するところに従つて使用される一般資金とする。

G 理事会は、総会が承認した規則及び制限に従うことを条件として、機関のために借入権能を行使する権限(ただし、その権限により行われた借款に関して、機関の加盟国にいかなる責任も負わせてはならない。)を有するものとし、また、機関に対して行われる任意の拠出を受諾する権限を有する。

H 会計上の問題に関する総会の決定及び機関の予算額に関する理事会の決定は、出席しかつ投票する者の三分の二の多数を必要とする。

A 第十五条 特権及び免除
機関は、各加盟国の領域内において、機関の任務の遂行のため必要

な法律上の能力並びにそのため必要な特権及び免除を享有する。

B 加盟国の代表、代表代理及び顧問、理事会のために任命された理事、その代理及び顧問並びに機関の事務局長及び職員は、機関に関連する自己の任務を独立して遂行するために必要な特権及び免除を享有する。

C この条にいう法律上の能力、特権及び免除は、理事会の指示に従つて行動する事務局長によつてこの目的のために代表される機関と加盟国との間の別個の一又は二以上の協定において定められるものとする。

第十六条 他の機関との関係

A 理事会は、総会の承認を得て、機関と国際連合との間及び機関と他の機関とその業務が機関の業務と関連があるものとの間の妥協な関係を設定する一又は二以上の協定を締結する権限を有する。

B 機関と国際連合との関係を設定する一又は二以上の協定は、次のことを規定するものとする。

1 機関が、第三条B4及び5に定める報告を提出すること。
2 機関が、国際連合の総会又はそのいづれかの理事会により採択された機関に關係のある決議を検討すること並びに、要請を

受けたとき、前記の検討の結果
機関又は機関の加盟国がこの憲
章に従つて執つた措置につい
て、国際連合の適当な機関に対
し、報告を提出すること。

第十七条 紛争の解決

A この憲章の解釈又は適用に関す
る問題又は紛争で交渉によつて解
決されないものは、関係国が他の
解決方法について合意する場合を
除くほか、国際司法裁判所規程に
従い、国際司法裁判所に付託する
ものとする。

B 総会及び理事会は、それぞれ、
国際連合総会の許可を得ることを
条件として、機関の活動の範囲内
で生ずる法律上の問題に関して、
国際司法裁判所の勧告的意見を要
請する権能を与えられる。

第十八条 改正及び脱退

A この憲章の改正は、いずれの加
盟国も提案することができる。事
務局長は、改正案の本文の認証
本を作成し、かつ、総会によるそ
の審議の少くとも九十日前まで
に、これをすべての加盟国に送付
するものとする。

B この憲章の規定の全般的再検討
の問題は、この憲章の効力発生後
の第五回目の年次総会の会期に
おいて、同会期の議事日程に記載
するものとする。この再検討は、
出席しかつ投票する加盟国の多数

決による承認を得たときは、その
次の総会において行われる。その
後は、この憲章の全般的再検討の
問題に関する提案は、同様の手続
に従い、総会による決定のため提
出することができる。

C 改正は、次の場合において、す
べての加盟国につき効力を生ず
る。

(i) 総会が、各改正案につき理事
会が提出する意見を審議した
上、出席しかつ投票する加盟国
の三分の二の多数決により承認
し、かつ、

(ii) 全加盟国の三分の二が、それ
ぞれ自国の憲法上の手続に従つ
て受諾した場合、加盟国による
受諾は、第二十一条Cにいう寄
託国政府への受諾書の寄託によ
り行われる。

D 加盟国は、この憲章が第二十
一条Eの規定に従つて効力を生じた
日から五年後又はその加盟国がこ
の憲章の改正を受諾することを望
まないときはいつでも、第二十
一条Cにいう寄託国政府にあてた
書面による脱退通告により、機関
から脱退することができるものと
し、寄託国政府は、直ちにその旨
を理事会及びすべての加盟国に通
報しなければならない。

E 加盟国の機関からの脱退は、第
十一条の規定に従つて発生したそ

の加盟国の契約上の義務又は脱退
する年についてのその加盟国の財
政的義務に影響を及ぼすものでは
ない。

第十九条 特権の停止

A 機関の加盟国で機関に対する分
担金の支払を滞納しているもの
は、その滞納金額が当該年度に先
だつ二年間に支払うべき分担金の
額以上の額となるときは、機関に
おける投票権を失ふものとする。
もつとも、総会は、支払が行われ
なかつたことがその加盟国にとつ
てやむを得ない事情によると認め
るときは、その加盟国に投票する
ことを許すことができる。

B この憲章又はこの憲章に従つて
自国が締結したいずれかの協定の
規定に継続して違反した加盟国に
ついては、理事会の勧告に基づき、
出席しかつ投票する加盟国の三分
の二の多数決をもつて行動する総
会が、その加盟国としての特権及
び権利の行使を停止することがで
きる。

第二十条 定義

この憲章において、

1 「特殊核分裂性物質」とは、プ
ルトニウム二二三九、ウラン二二三
三、同位元素ウラン二三五又は二二三
の濃縮ウラン、前記のものの一又
は二以上を含有している物質及び

理事会が随時決定する他の核分裂
性物質をいう。ただし、「特殊核
分裂性物質」には、原料物質を含
まない。

2 「同位元素ウラン二三五又は二
二三の濃縮ウラン」とは、同位元
素ウラン二三五若しくは二二三
又はその双方を、同位元素ウラン
二三八に対するそれらの二同位元
素の合計の含有率が、天然ウラン
における同位元素ウラン二三八に
対する同位元素ウラン二三五の率
より大きくなる量だけ含有してい
るウランをいう。

3 「原料物質」とは、次のものをい
う。
ウランの同位元素の天然の混合率
からなるウラン
同位元素ウラン二三五の劣化ウラ
ン
トリウム
金属、合金、化合物又は高含有物
の形状において前掲のいずれかの
物質を含有する物質
他の物質で理事会が随時決定する
含有率において前掲の物質の一又
は二以上を含有するもの
理事会が随時決定するその他の物
質

第二十一条 署名、受諾及び効力発生

A この憲章は、千九百五十六年十

月二十六日に、国際連合又はその
いずれかの専門機関のすべての加
盟国による署名のため開放され、
かつ、それらの国による署名のた
め九十日間開放しておかれる。

B 署名国は、批准書を寄託するこ
とにより、この憲章の当事国とな
るものとする。

C 署名国の批准書及びこの憲章の
第四条Bの規定に基づき加盟国とし
ての地位を承認された国の受諾書
は、ここに寄託国政府として指定
されるアメリカ合衆国政府に寄託
するものとする。

D この憲章の批准又は受諾は、各
国がその憲法上の手続に従つて行
うものとする。

E この憲章は、附属書を除くほ
か、十八国（この十八国のうちに
は、カナダ、フランス、ソヴィエ
ト社会主義共和国連邦、グレー
ト・ブリテン及び北部アイルラン
ド連合王国及びアメリカ合衆国の
うち、少くとも三国を含まなければ
ならない。）がBの規定に従つて
批准書を寄託した時に効力を生ず
る。その後、寄託される批准書及
び受諾書は、それが受領された日
に効力を生ずる。

F 寄託国政府は、この憲章のすべ
ての署名国に対し、各批准書寄託
の日及びこの憲章の効力発生の日

昭和三十三年五月十五日 衆議院會議録第四十一号 國際原子力機關憲章の批准について承認を求めるの件外三件

八七〇

をすみやかに通報するものとする。寄託国政府は、すべての署名国及び加盟国に対し、いずれかの国がその後の憲章の当事国となる日をすみやかに通報するものとする。

G この憲章の附屬書は、この憲章が署名のため開放された最初の日に効力を生ずる。

第二十二条 國際連合への登録

A この憲章は、寄託国政府により、國際連合憲章第二百二条の規定に従つて登録される。

B 機關と加盟国との間の協定、機關と他の機關との間の協定及び機關の承認を条件とする加盟国間の協定は、機關に登録されるものとする。それらの協定は、國際連合憲章第二百二条の規定に基づき登録を必要とするときは、機關により、國際連合に登録されるものとする。

第二十三条 正文及び認証謄本

ひとしく正文である中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により作成されたこの憲章は、寄託国政府の記録に寄託するものとする。この憲章の正当に認証された謄本は、寄託国政府により、他の署名国政府及び第四條Bの規定に基づき加盟国としての地位を承認され

る国の政府に送付されるものとする。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受け、この憲章に署名した。

千九百五十六年十月二十六日に國際連合本部で作成した。

アフガニスタンのために

アルバニアのために

R・マリレ

アルゼンティンのために

キヒリヤルト

オーストラリアのために

J・D・フッド

オーストリアのために

F・マツチ

ベルギー王国のために

J・エレラ

ボリヴィアのために

ヘルマン・キローガ・ガルド

ブラジルのために

ジョアン・カルロス・ムニ

ス

ジョアキン・ダ・コスタ・リ

ペイロ

C・A・ベルナルデス

ブルガリアのために

ドクトル P・ヴォウトフ

ビルマ連邦のために

白ロシア・ソヴィエト社会主義共和國のために

セフチェンコ

カンボディアのために

チンリ

カナダのために

マックス・ワーショフ

ウイリアム・J・ベネット

R・H・マツケイ

セイロンのために

R・S・S・グーネワルデー

ネ

チリのために

オスカ・ル・ピノチュット

中国のために

魏学仁(印)

蔣毓麟(印)

蔣廷黻(印)

コロンビアのために

フランシスコ・ウルティア

T・A・マルランダ

コスタ・リカのために

アルベルト・F・カーニャ

ス

キューバのために

カルロス・ブランコ

チェッコスロヴァキアのために

ドクトル パヴェル・ウイン

クレル

デンマークのために

カール・I・エスケルンド

ドミニカ共和国のために

アレクサンダー・カヴァク

A・F・ヴァルシム

エクアドルのために

ホセ・トルヒリョ

エジプトのために

オマル・ルトフィ

エル・サルヴァドルのために

M・ラファエル・ウルキヤ

ロベルト・E・キエロス

ミゲル・A・マガナ

エチオピアのために

イルマ・デレッサ

フィンランドのために

フランスのために

コルニユルジャンティエ

ドイツ連邦共和国のために

G・V・ブロイツヒルオベル

ト

ギリシャのために

ジョージ・V・メラス

T・クリサンソボウロス

グアテマラのために

J・M・デニボイス

ロルス・ベネット

R・D・ドゥーケ

ハイチのために

ジャック・レジエ

ホンデュラスのために

ティブルシオ・カリアス・

ジュニア

ファン・F・フーネス

ミゲル・パス・パレデス

ハンガリーのために

ドクトル コシ・ベテル

アイスランドのために

トール・トールス

インドのために

アーサー・ラール

インドネシアのために

スジャルオ

イランのために

ドクトル ジャラル・アブ

ド

イラクのために

アイルランドのために

イスラエルのために

モルデカイ・キドロ

アーサー・C・リヴェラン

ヴィクトル・A・ソルキンド

イタリアのために

レオナルド・ヴィテッティ

千九百五十六年十二月十

五日

日本国のために

加瀬俊一

ジョルダン・ハシェミット王国の

ために

大韓民国のために

林炳模

ラオスのために

レバノンのために

アリフ・ジェバラ

リベリアのために チャールス・T・O・キング リビアのために ファティ・アビディアー ルクセンブルグ大公国のために メキシコのために ラファエル・デ・ラ・コリー ナ 千九百五十六年十二月七 日 ルシアノ・フオウブランク・ リーバス 千九百五十六年十二月七 日 モナコのために マルセル・A・バルマロ モロッコのために ネパールのために オランダ王国のために C・スヒールマン A・J・P・タムス ニュー・ジラントのために L・K・マンロウ ニカラグアのために ノールウェー王国のために ハンス・エンゲン パキスタンのために ナジール・アーマド パナマのために	ロベルト・デ・ラ・グワル ディア パラグアイのために ドクトル パシフィコ・モン テロー ペルーのために カルロス・ホルギン 大佐 M・ヴェラステギ M・F・マウルトア フィリピン共和国のために フェリスベルト・M・セラノ J・M・エリサルデ 千九百五十六年十二月五 日 ポーランドのために ユリウス・カツースヒイ ポルトガルのために ヴァスコ・ウイエイラ・ガリ ン ルイ・エドワルド・モラー・ ブラス・ミモゾ アントニオ・デ・ルセーナ ルーマニアのために シルヴィウ・ブルカン V・ノヴァク サン・マリノのために サウディ・アラビアのために スペインのために デイエゴ・ビガス・デ・ダル マウ スーダンのために ヤコブ・オスマン	スウェーデンのために グンナル・ヤリリング スイスのために A・R・リント シリアのために ラフィック・アッシャ J・ムフティ タイのために T・コーマン テュニジアのために トルコのために サリム・サルベル ウクライナ・ソヴィエト社会主義 共和国のために M・パセチニク 南アフリカ連邦のために ウェンツェル・デュ・プレシ ス ソヴィエト社会主義共和国連邦の ために ザルビン グレート・ブリテン及び北部アイ erland連合王国のために ピアソン・ディクソン アレク・ランドル アメリカ合衆国のために ジェームズ・J・ウアズウアー ス ウルグアイのために E・ロドリゲス・ファブレ ガ W・S・ヒル	ヘルマン・ヴァリヤル ヴァチカン市国のために セオドル・M・ヘスバーク・ C・S・C マーストン・モース ヴェネズエラのために 政府の承認を条件として、及 び本月二十五日付の会議議長あ ての書簡に述べられた条件に基 いて H・フェルナンデス・ モラン F・アルフォンソ・ソ ヴァルド M・グラニエル ヴィエトナムのために N・D・リエン イエメンのために ユーゴスラヴィアのために レオ・マテス 附属書I 準備委員会 A 準備委員会は、この憲章が署名 のため開放された最初の日に設立 されるものとする。同委員会は、 オーストラリア、ベルギー、ブラ ジル、カナダ、チェコスロヴァ キア、フランス、インド、ポルト ガル、南アフリカ連邦、ソヴィエ ト社会主義共和国連邦、グレイ ト・ブリテン及び北部アイルラン ド連合王国及びアメリカ合衆国の 各一人の代表者並びに国際原子力	機関憲章に関する国際会議により 選ばれる他の六国の各一人の代表 者により構成される。準備委員会 は、この憲章が効力を生じ、総会 が会合して、第六条の規定に従い 理事会が構成されるまで、引き続 き存在する。 B 準備委員会の費用は、国際連合 が提供する借款によりまかなうこ とができ、このため、準備委員会 は、国際連合の適当な当局と必要 な取極(その借款の機関による返 済のための取極を含む)を行うも のとする。これらの資金では不足 であるときは、準備委員会は、諸 政府から前払金を受けることがで きる。この前払金は、当該政府の 機関に対する分担金と相殺するこ とができる。 C 準備委員会は、次のことを行 う。 1 準備委員会の役員を選出し、 同委員会の手続規則を採択し、 必要なときは臨時会合し、その 会合の場所を決定し、及び必要 と認める委員会を設置するこ と。 2 書記局長及び必要とされる職 員を任命すること。それらの者 は、準備委員会が決定する権能 を行使し、及び同委員会が決定 する任務を遂行するものとな る。
--	--	--	--	--

昭和三十三年五月十五日 衆議院会議録第四十一号 国際原子力機関憲章の批准について承認を求めるの件外三件

昭和三十三年五月十五日 衆議院會議録第四十一号 國際原子力機關憲章の批准について承認を求める件外三件

八七二

3 総会の第一回会期の準備(仮議事日程及び手続規則案の作成を含む)を行うこと。同会期は、この憲章の効力発生後できる限りすみやかに開催されるものとする。

4 第六条A1、A2及びBの規定に従い、第一回理事会の構成員の指定を行うこと。

5 総会の第一回会期及び理事会の第一回会合のため、機関に於て重要な事項で即時取り上げられるべきものにつき、研究、報告及び勧告を行うこと。これらの事項には、(a)機関の会計、(b)機関の第一年度の事業計画及び予算、(c)機関の運営上の企画に關連する技術的問題、(d)機関の恒久職員団の設置並びに(e)機関の恒久本部の所在地を含む。

6 理事会の第一回会合のため、機関の法的地位並びに機関と招請国政府との間の關係における権利及び義務を定める本部協定の規定につき、勧告を行うこと。

7 (a) この憲章の第十六条の規定に基く協定の案を作成するため、國際連合と交渉を行うこと。その案は、総会の第一回会期及び理事会の第一回会合に提出するものとする。

(b) 総会の第一回会期及び理事会の第一回会合に對し、この憲章の第十六条において予定する機関と他の國際機關との關係に關して、勧告を行うこと。

ヴェネズエラ共和国國際連合代表部から國際原子力機關憲章に關する國際會議議長あての千九百五十六年十月二十五日付の書簡に述べられた条件
ヴェネズエラ代表は、次の了解に基き、政府の承認を条件として、この憲章に署名する。

1 第十七条に關し、ヴェネズエラの行つこの憲章に對する署名又は批准は、そのつど行われる同国の明示の同意なしに國際司法裁判所の管轄權を受諾することを意味しない。

2 第十八条Cにいうこの憲章のいかなる改正に關しても、ヴェネズエラは、条約の批准及び寄託に關する憲法上の規定があらかじめ履行されてない場合には、その改正を有効なものとは認めない。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

千九百五十五年十月一日にロンドンで署名のため開放された國際砂糖協定を改正する議定書の受諾について承認を求めるの件

千九百五十五年十月一日にロンドンで署名のため開放された國際砂糖協定を改正する議定書の受諾について、日本國憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、國會の承認を求める。

千九百五十五年十月一日にロンドンで署名のため開放された國際砂糖協定を改正する議定書
この議定書の當事國は、千九百五十六年の國際連合砂糖會議の第九回本會議において採択された決議第三号において、千九百五十五年十月一日にロンドンで署名のため開放された國際砂糖協定(以下「本協定」という)の當事國が同協定の修正を改正議定書により行つことが妥當であると全会一致で決議したことを考慮し、かつ、前記の議定書により、同協定について、千九百五十六年の國際連合砂糖會議で作成された若干の改正を行つことを希望して、ここに次のとおり協定する。

第一条

(1) この議定書の當事國は、この議定書の規定に従い、この議定書の附屬書に定める本協定の改正に完全な法律上の効力及び効果を手え、かつ、これを正當に適用することを約束する。

(2) この議定書の附屬書に定める改正は、この議定書の効力発生の日に効力を生じ、本協定の改正が効力を生じた後に本協定の當事國となる國は、改正された本協定の當事國となるものとする。

第二条

國際連合事務局長は、この議定書が署名のため開放された後は、できる限りすみやかに、この議定書の附屬書に定める改正を續り込んだ本協定の本文を作成し、かつ、その認證原本を參考のため本協定のすべての當事國及び千九百五十六年の國際連合砂糖會議に招請された他のすべての國の政府に送付するものとする。

第三条

(1) この議定書は、千九百五十六年十二月一日から十五日まで、ロンドンで、本協定の當事國による署名のため開放しておくものとする。

(2) この議定書は、署名國政府により、それぞれの憲法上の手続に従つて批准され、又は受諾されるものとし、批准書又は受諾書は、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王國政府に寄託されるものとする。

(3) この議定書は、本協定の當事國でこの議定書に署名していないもの

による加入のため開放しておくものとし、加入は、加入書をグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王國政府に寄託することによつて効力を生ずるものとする。

(4) 本協定の當事國でないが千九百五十六年の國際連合砂糖會議に招請された國の政府は、この議定書に從つて改正された本協定に、改正後の同協定の第四十一条の規定に基いて加入することができる。

第四条

(1) この議定書は、この議定書の附屬書に定める配分に基いて輸入國の票數の六十パーセント以上の合計票數及び輸出國の票數の七十五パーセント以上の合計票數を有する政府が、千九百五十七年一月一日にこの議定書の批准書、受諾書若しくはこれへの加入書若しくはこの議定書に從つて改正された本協定への加入書を寄託している場合には、同日に、又は同日から六箇月以内で前記の票數の百分率が達成された日に、効力を生ずるものとする。ただし、本協定の當事國又は第三条(4)にいう政府で、千九百五十七年一月一日前にこの議定書を批准し、受諾し、若しくはこれに加入すること又はこの議定書により改正された本協定に加入することがそれぞれできなかったものから、

(a) この議定書の批准、受諾若しくはこれへの加入又は

(b) この議定書に従つて改正された本協定への加入

を、自国の憲法上の手続に基き、かつ、千九百五十七年七月一日までに、できる限りすみやかに行うより努力することを約束する旨の通告を、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府が、千九百五十七年一月一日前に受領したときは、その通告は、この項の規定の適用上、批准書、受諾書又は加入書とみなすものとする。

(2) 千九百五十七年七月一日までにこの議定書を批准し、受諾し、若しくはこれに加入し、又はこの議定書により改正された本協定に加入した政府のこの議定書及びこの議定書により改正された本協定に基く千九百五十七割当年度に対する義務は、いかなる場合にも、千九百五十七年一月一日から生じたものとする。

(3) 輸入国又は輸出国で、その政府がこの議定書を批准し、受諾し、又はこれに加入したもの及びその政府がこの議定書により改正された本協定に加入したものの票数の百分率が、千九百五十七年七月一日において、この議定書の効力発

生のため(1)の規定により必要とされる百分率より少いときは、批准し、受諾し、又は加入した政府は、この議定書により改正された本協定をそれらの政府の間で効力を生じさせることに合意することができる。

(4) グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府は、本協定のすべての当事国及び千九百五十六年の国際連合砂糖会議に代表又はオブザーヴァーを送つた他のすべての国に対し、各署名及びこの議定書の第三条にいう文書の寄託について通告するものとする。

第五条 この議定書に従つて改正された本協定に加入するより努力する旨の約束を通告したいずれかの政府が、千九百五十七年七月一日に加入書を寄託していないときは、本協定第二十七条にいう国際砂糖理事会は、当該政府との協議の上、改正後の本協定に関するその政府の地位及びその地位に伴う条件を決定するものとする。

第六条

(a) この議定書の附属書に定める改正が効力を生じた後に、本協定のいずれかの当事国がこの議定書を批准し、受諾し、若しくはこれに加入しなかつたか、若しくは批准し、受諾し、若しくはこれに加入

するより努力する旨の自国の約束を通告しなかつたとき、又は

(b) 千九百五十七年七月一日に、本協定のいずれかの当事国がこの議定書を批准し、受諾し、若しくはこれに加入していないときは、国際砂糖理事会は、その事態から生ずる問題を解決するため、当該政府と協議するものとする。

第七条

いずれの政府も、この議定書の署名、批准、受諾若しくはこれへの加入若しくはこの議定書により改正された本協定への加入の時に、又はその後いつでも、この議定書又はこの議定書により改正された本協定が、その政府が国際的責任を有するすべてのの又はいずれかの領域に適用される旨を、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府に於てた通告により、宣言することができ、この議定書又はこの議定書により改正された本協定は、それぞれ、その通告が受領された日からその通告に掲げるすべての領域に適用されるものとする。

この議定書は、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語による本文をひとしく正文とし、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府に寄託されるものとする。同政府は、この議定書の認証原本を各署名国政府及び加入国政府に送付するものとする。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受け、各自の政府のため、その署名に對応して掲げる日にこの議定書に署名した。

千九百五十六年十二月一日にロンドンで作成した。

オーストラリアのために

E・J・ハリソン

千九百五十六年十二月十日

四日

ベルギー王国のために

マルキ・デュ・バルク・ロクマリア

千九百五十六年十二月十日

三日

カナダのために

シドニー・D・ピアース

千九百五十六年十二月十日

五日

中国のために

陳雄飛

千九百五十六年十二月十日

四日

中華民国政府は、中国における唯一の正當な政府である。私は、この議定書に署名するに際し、同議定書について行われた声明又は

留保で中華民国政府の正當な地位に反するか又はその地位を害するものは不法であり、よつてそれらは無効である旨を本國政府の名において宣言する。

陳雄飛

キューバのために

ロベルト・G・デ・メンドーサ

サ

千九百五十六年十二月十日

三日

チエッコスロヴァキアのために

ドクトル イーリー・ハーエ

ク

千九百五十六年十二月十日

四日

次の留保を附して署名した。

改正された第十四条において中国(台灣)に關し、及び改正された第三十四条において中国に關して述べているこの補足議定書への署名は、国民党政権による台灣地域の支配を承認し、又はいわゆる「中国国民党政府」を中国の法律上のかつ権限のある政府として承認

昭和三十三年五月十五日 衆議院會議録第四十一号 國際原子力機關憲章の批准について承認を求めるの件外三件

することを意味するものではない。

ドクトル イー

リー・ハーエク

チェッコスロヴァキ

ア共和国の名において、

本使は、千九百五

十五年の國際砂糖協定

の補足議定書への署名

に關連して、同補足議

定書の改正された第十

四条においてドイツ民

主主義共和国を示す

「東ドイツ」という表現

が正確でない旨を述べ

る光榮を有する。

ドイツ民主主義共和

国は、千九百四十九年

五月三十日に第三回ド

イツ人民大会により承

認された憲法に基い

て、千九百四十九年十

月七日に設立されたも

のである。ドイツ民主

主義共和国は、ソヴィ

エト連邦が執つた措置

により、完全な法律上

の國際的主權を獲得し

た。ドイツ民主主義共

和国は、同様に、多数

の國と外交關係、經濟

關係及び貿易關係を結

ぶことにより、國際間

の承認を獲得した。こ
の主權國の公式名稱
は、たとえば前記の憲
法の第二条にいうとこ
ろに従えばドイツ民主
主義共和国であり、し
たがつて、これが正式
國際文書において使用
される唯一の正確な名
稱である。

千九百五十六年

十二月十四日

大使 イー

リー・ハー

エク

ドミニカ共和国のために

ドン・L・F・トメン

千九百五十六年十二月十

四日

フランスのために

J・ショルヴェル

千九百五十六年十二月十

三日

ドイツ連邦共和国のために

ハンス・フォン・ヘルワ

ト

千九百五十六年十二月十

四日

ギリシャのために

N・D・ピエラコス

千九百五十六年十二月十

四日

ハイティのために

ジョセフ・L・デジャン

千九百五十六年十二月十

二日

ハンガリー人民共和国のために

日本國のために

西春彦

千九百五十六年十二月十

一日

レバノンのために

エミール・マタール

千九百五十六年十二月十

四日

メキシコのために

G・ルーデルス・デ・ネグ

リ

千九百五十六年十二月十

四日

オランダ王國のために

A・H・ハッセルマン

千九百五十六年十二月十

四日

ニカラグアのために

ルベン・ダリーオ

千九百五十六年十二月十

四日

フィリピン共和国のために

ポーランド人民共和国のために

大使 E・ミルニケール

千九百五十六年十二月十

三日

ポルトガルのために

ジョアン・デ・ルセナ

千九百五十六年十二月十

四日

南アフリカ連邦のために

W・A・ホロックス

千九百五十六年十二月十

二日

ソヴィエト社会主義共和國連邦の

ために

スミルノフ

千九百五十六年十二月十

五日

改正された第十四条

において中国(台灣)に

關し、及び改正された

第三十四条において中

國に關して述べている

この補足議定書へのソ

ヴィエト社会主義共和

國連邦のための署名

は、台灣に対する國民

黨政權の支配權を承認

し、又はいわゆる「中

國國民黨政府」を中國

の法律上のかつ權限の

ある政府として承認す

ることを意味するもの

ではない。

スミルノフ

千九百五十

六年十二月

八七四

グレート・ブリテン及び北部アイ
erland連合王國のために

この議定書に署名するに當り、

私は、連合王國政府が、中國國民

黨政權を中國の權限のある政府

として承認しないので、國民黨中

國の代表者によるこの議定書の

署名を中國のための有効な署名

と認めないことを宣言する。

E・A・ヒッチマン

千九百五十六年十二月

十三日

アメリカ合衆國のために

千九百五十三年十月一日にロ

ンドンで署名のため開放され

た國際砂糖協定を改正する議

定書の附屬書

第二条(3)中第一文の下に次の一文

を加える。

食品としての消費以外の用途に充

てる砂糖は、理學會が決定する限度

において及びその決定する条件によ

り、除外される。

第七条(1)中「第二十条に定める

最高價格」を「第二十一条にいう高

い方の價格」に改める。

第八条(1)中第一文の下に次の一文

を加える。

理學會が定める許容限度に従うこ

とを条件として、いずれかの輸出國

のいずれかの割当年度中の純輸出量

の総計のうち、当該年度の終りのその国の実際の輸出割当をこえる量は、次の割当年度に対するその国の実際の輸出割当中に算入される。

第八条(2)を次のように改める。

(2) 理事会は、特殊の事情により必要と認めるときは、基準輸出トン数が七五、〇〇〇トンを超える締約輸出国がいずれかの割当年度中のある期間中に輸出しうるその国の割当の割合を制限することができる。ただし、その制限は、締約輸出国が、いずれかの割当年度の最初の八箇月間に、その国の最初の輸出割当の八パーセントを輸出することを妨げるものであつてはならず、また、理事会は、いつでも、みずから課した制限を修正し、又は撤廃することができる。

第十一条を次のように改める。

第十一条

各締約輸出国政府は、できる限りすみやかに九月三十日までに、自国の実際の輸出割当が使用されると予想するかどうか、及び使用されない場合には、自国の実際の輸出割当のうち使用されないと予想する部分について、理事会に通告することに同意する。理事会は、その通告を受領したときは、第十九条(i)の規定に従つて措置を執るものとする。

第十二条を次のように改める。

第十二条

いずれかの締約輸出国のいずれかの割当年度中の自由市場への現実の純輸出量が、その国の政府が第十一条の規定による通告を行う時におけるその国の実際の輸出割当から、その政府がその割当のうち使用されないと予想する旨を第十一条の規定に従つて通告した部分があるときは、これを減じ、かつ、第二十一条の規定に基き理事会がその後その実際の輸出割当について削減を行うときは、その純削減量を減じたものに達しないときは、その差は、それが一〇、〇〇〇トン又はその国の基準輸出トン数の五パーセントのいずれが多い方をこえる限度において、次の割当年度のその国の実際の輸出割当から削減される。ただし、理事会は、その純輸出量の不足が不可抗力によるものであるというその締約輸出国の説明を認めるときは、その削減されるべき量を修正することができる。

第十三条(5)中「第二十二條」を「第二十一條」に改める。

第十四条(1)中「この協定の有効期間中の各割当年度」を「(i) この協定の有効期間中の最初の三割当年度」に改め、(i)の次に次の(ii)を加える。

(ii) この協定の有効期間中の最後の二割当年度において、次に掲げる輸出国(国又は地域)

の自由市場に対する基準輸出トン数は、次のとおりとする。

(単位 千トン)	
ベルギー(ベルギー領コンゴを含む。)(注1)	五五
ブラジル	一七五
中国(台湾)	六五五
コロンビア	五
キューバ	二、四一五
チェコスロヴァキア	二七五
ドミニカ共和国	六五五
フランス(注2)	二〇
東ドイツ	一五〇
ハイティ	四五
ハンガリー	四〇
インド	二五
インドネシア	三五〇
メキシコ	七五
オランダ王国	四〇
ペルー	四五七
フィリピン	二五
ポーランド	二二〇
ソヴィエト社会主義共和国連邦	二〇〇
ユーゴスラヴィア	二〇

注1 千九百五十七年においては、五〇、〇〇〇トンとする。

注2 フランスに対する基準輸出トン数の割当には、千

九百五十二年十月一日に署名のため開放されたこの協定の本文に定める可能量で自由市場に売りに出されるものと等量のも

のが保持され、また、第十四条(3)の規定を削除することにかんがみて、フランスは、同国の純輸出割当に算入されず、かつ、七〇、〇〇〇トンを超えない量の砂糖を自由市場に輸出することができるとが、千九百五十五年十二月一日の理事会の決定に従つて認められる。

第十四条(2)中「チェコスロヴァキア共和国」の下に「ハンガリー」を加える。

第十四条(3)を次のように改める。

(3) 削除

第十四条(4)中「コスタ・リカ、エクアドル及びニカラグア」を「コスタ・リカ、エクアドル、ニカラグア及びパナマ」に改める。

第十四条(6)を「(6) 削除」に改め、(6)の次に次の規定を加える。

(6)の二 第十四条(1)の規定により基準輸出トン数が割り当てられていないポルトガルは、各割当年度に粗糖換算による二〇、〇〇〇トンまでをローデシア及び

ニアサランドの連邦における自国の伝統的市場に輸出することができ、かつ、輸出国の地位を有する。

Aの二 特別予備量

(6)の三 千九百五十七年及び千九百五十八年の割当年度における特別予備量を決定して、決のとおり割り当てる。

(単位 千トン)

中国(台湾)	九五
インド	二五
インドネシア(注)	五〇
フィリピン	二〇

注 千九百五十八年のみとする。

これらの割当は、基準輸出トン数ではないが、この協定の第十九条の規定を除く他の規定は、これらの割当を基準輸出トン数とみなして、これに適用する。

第十四条(7)中「三年目」の下に「四年目及び五年目」を加える。

第十四条(8)(ii)中「第二十二條」を「第二十一條」に、「第二十二條及び第二十一條(3)」を「第二十二條及び第二十一條」に改める。

第十五条中「及びフランスが国際的に代表する国」及び「(スリナムを含む。)」を削る。

第十六条(1)中「千九百五十六年においては」を「千九百五十六年及び

昭和三十三年五月十五日 衆議院會議録第四十一号 國際原子力機関憲章の批准について承認を求めるの件外三件

八七六

千九百五十七年の兩年においては「に改め、この字句の下に「一年に」を加え、(ii)の次に次の(iii)を加える。

(iii) 千九百五十八年においては、粗糖換算によらない二、五四〇、

八三三・五〇〇(二、五〇〇、〇〇〇

英国ロング・トン)

第十八条(2)の第二文及び第三文を次のように改める。

理事会は、その見積り並びに自由市場に対する砂糖の需要及び供給に影響を与えるその他の要素を考慮した上で、直ちに、第十四条(1)に掲げる各輸出国の自由市場に対するその年度の最初の輸出割当を、第十四条Bの規定、第十二条の規定によつて課することのある処罰及び第二十一条(8)の規定に基いて行つたことのある割当に従つたことを条件とし、輸出国の基準輸出トン数に比例して割り当てるものとする。ただし、最初の輸出割当を決定する際に相場が三・一五セントを下まわらない場合には、最初の輸出割当の総計は、理事会が特別投票によつて別段の決定を行わない限り、基準輸出トン数の九十パーセントを下まわらないようにし、また、輸出国間の配分は、この項に規定する方法で行ふものとする。

第十八条(3)を次のように改める。

(3) 削減

第二十條を次のように改める。

第二十條

- (1) この協定の適用上、砂糖の価格は、キューバ港船側渡で常備ボンドにつき、アメリカ合衆国の通貨で、第四号約定に掲げる砂糖について、ニュー・ヨーク・コーヒ―砂糖取引所で定まる現物相場又は(2)の規定に基いて定まるこれに代るべき価格でなければならず、また、相場がいずれかの決まつた数字を上まわつてゐるか又は下まわつてゐるというためには、平均価格が連統十七日の取引期間中その決まつた数字を上まわつてゐるか又は下まわつてゐたこと及びその期間の最初の日を含めてその期間中の十二日以上現物相場がその決まつた数字を上まわつてゐたか又は下まわつてゐたことを条件とする。
- (2) (1)に掲げる価格を必要とされる期間に利用することができない場合には、理事会は、適当と認める他の基準を用いるものとする。
- (3) 理事会は、第十八条及び第二十一条に定めるいずれの価格も、特別投票により、修正することができる。
- 第二十一条を次のように改める。
- (1) 理事会は、市場の状況に合致するよう、自己の裁量により、割当を増減するものとする。ただし、

(i) 相場が三・二五セント以上三・四五セント以下である場合には、基準輸出トン数にその五

パーセントを加えたもの又は最初の輸出割当のいずれか多い方よりも総計において多い割当が実施されることとなる増加は、行わないものとし、また、最初の輸出割当から基準輸出トン数の五パーセントを減じたもの又は基準輸出トン数からその十パーセントを減じたもののいずれが多い方よりも総計において少い割当が実施されることとなる削減は、行わないものとする。

(ii) 相場が三・四五セントをこえる場合には、実際の割当は、最初の輸出割当又は基準輸出トン数のいずれか多い方を下まわらないものとする。

(iii) 相場が三・二五セントを下まわるときは、実際の輸出割当は、直ちに基準輸出トン数の二・五パーセント削減されるものとし、理事会は、さらに削減を行ふべきかどうかを決定するため、七日以内に会合するものとする。その会合において意見が一致しなかつたときは、削減率は、五パーセントまで引き上げるものとする。ただし、相場が三・一五セントを下まわつた

ため、第二十三条の規定により定める範囲内でさらに削減を行うことができる場合を除くほか、割当が基準輸出トン数の九十パーセント未満に削減されることとなる削減を行つてはならない。

(iv) 相場が三・二五セントを上まわつており、かつ、実際の輸出割当が基準輸出トン数の九十パーセント未満であるときは、実際の輸出割当は、直ちに基準輸出トン数の二・五パーセント増加されるものとし、理事会は、さらに増加を行ふべきかどうかを決定するため、七日以内に会合するものとする。その会合において意見が一致しなかつたときは、増加率は、五パーセントまで、又は当該割当を基準輸出トン数の九十パーセントとするために必要なより低い率まで、引き上げるものとする。

(2) 理事会は、この条の規定に基づく割当の変更を審議するに当り、自由市場に対する砂糖の需要及び供給に影響を与えるあらゆる要素を考慮に入れなければならない。

(3) 相場が四・〇〇セントを上まわるときは、この協定の条項の規定に基づく輸出のすべての割当及び制限は、当分の間実施されない。ただし、その後相場が三・九〇セン

トを下まわるときは、従前実施された割当及び制限が、(1)の規定に基いて割当の変更を行う理事会の権限の下に、再び実施される。

(4) 理事会は、この協定の一般目的の達成を危くする新たな事態が生じたとき、この条の前諸項の規定が理事会の割当増加の裁量の自由に課する制限を、特別投票により、必要と認める期間一時停止することができる。理事会は、その停止期間中、必要と認める割当の増加を行い、及び、不要と認めるときは、その増加を取り消す完全な裁量の自由を有する。

(5) この条の規定に基いて行われる割当のすべての変更は、基準輸出トン数に比例して(第十四条Bの規定に従つたことを条件とする。)行われるものとする。割当の百分率というときは、基準輸出トン数の百分率をいうものとする。

(6) (1)の規定にかかわらず、いずれかの国の輸出割当が第十九条(1)の規定に基いて削減されたときは、この削減は、(1)の規定に基いて同じ割当年度において行われる削減の一部をなすものとみなす。

(7) 理事会の事務局長は、この条の規定に基いて行われる実際の輸出割当の各変更を締約国政府に通告するものとする。

(8) いずれかの輸出国が、前諸項の

規定に基いて行われるいずれかの削減の時に於いて、その削減量の全部又は一部をすでに輸出していたため、その削減を、当該輸出国の実際の輸出割当に完全に適用することができないときは、その削減することができなかつた量は、当該輸出国の次の割当年度の実際の輸出割当から削減するものとする。

第二十二条を次のように改める。

第二十二条 削除

第三十三条を次のように改める。

第三十三条

各輸入国の代表が理事会において行使することができ得る票数は、次のとおりとする。

カンボディア	一五
カナダ	九五
セイロン	三五
ドイツ連邦共和国	六〇
ホンデラス	一五
イスラエル	二〇
日本国	一六五
レバノン	二〇
ニュー・ジブラルンド	三〇
スペイン	二〇
テニジア	二〇
連合王国	二四五
アメリカ合衆国	二四五
ヴェトナム	一五
合計	一、〇〇〇

第三十四条	各輸出国の代表が理事会において行使することができ得る票数は、次のとおりとする。
オーストラリア	四五
ベルギー	二〇
中国	七〇
キューバ	二四五
チエコスロヴァキア	四五
ドミニカ共和国	七〇
エクアドル	一五
フランス	三五
ハイティ	二〇
ハンガリー	二〇
インド	三五
インドネシア	四五
メキシコ	二五
オランダ王国	二〇
ニカラグア	一五
パナマ	一五
ペルー	四五
フィリピン	二五
ポランド	四〇
ポルトガル	一五
ルーマニア	一五
南アフリカ連邦	二〇
ソヴィエト社会主義共和国連邦	一〇〇
合計	一、〇〇〇

第三十五条を次のように改める。

第三十五条

理事会は、この協定の締結国の数

に変更があるとき、又はこの協定の規定に基いていずれかの国に対し投票権の行使を停止し、若しくはこれを回復させることは、輸入国群及び輸出国群のそれぞれ内部において当該票数を各輸出国及び各輸入国が有する票数に比例して配分するものとする。ただし、いずれの国も十五未満の又は二百四十五を超える票数を有してはならないものとし、一未満の数を伴う票があつてはならないものとし、また、第三十三条又は第三十四条の規定に基いて二百四十五票を有する国の票数は、それらの国が第三十三条及び第三十四条において割り当てられた票数を受諾するに当つてそれぞれ放棄した相当の数の票数を考慮して、減少してはならないものとする。

第三十六条(3)中「第二十一条及び第二十二条を第二十一条」に改める。

第四十一条(2)を次のように改める。

(2) 削除

第四十一条(3)及び(4)を次のように改める。

(3) この協定は、第三十三条又は第三十四条に掲げる政府の加入のため開放しておくものとし、加入は、加入書をグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府に寄託することによつて効力を生ずるものとする。ただし、前記のいずれかの政府がこの協定に定める条件以外の条件で加入することを希望する場合には、その政府は、最初に、その条件について理事会の承認を求めなければならない、承認されたときは、その条件は、締結国政府に勧告として提出されるものとする。

(4) 理事会は、千九百五十六年の国際連合砂糖会議に招請された政府で第三十三条又は第三十四条に掲げられていないもののこの協定への加入を承認することができる。ただし、その加入の条件は、加入を希望する政府が最初にその条件について理事会の同意を得た上で、締結国政府に勧告として提出されるものとする。

第四十四条(1)中第一文を次のように改める。

(1) いずれかの締結国政府は、いずれかの署名国政府がこの協定若しくは千九百五十六年十二月一日にロンドンで署名のために開放されるこの協定を改正する議定書を批准しないか、受託しないか、若しくはその議定書により改正されたこの協定に加入しないため、又は署名、批准、受託若しくは加入に附した条件若しくは留保のため、自国の利益が著しく害されると認めるときは、グレート・ブリテン及

び北部アイルランド連合王国政府に通告するものとする。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

特殊核物質の貸借に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府を代表して行動する合衆国原子力委員会との間の第二次協定の締結について承認を求めるの件

特殊核物質の貸借に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府を代表して行動する合衆国原子力委員会との間の第二次協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求める。

特殊核物質の貸借に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府を代表して行動する合衆国原子力委員会との間の第二次協定（以下「貸借者」といふ。）及びアメリカ合衆国政府を代表して行動する合衆国原子力委員会（以下「貸借者」といふ。）は、千九百五十五年十一月十四日に署名された原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（将来改正され又はこれに代るものを含む）に基き特殊核物質の貸借に関し、同協定に含まれるすべての条件、規定及び保証に従つて、次のとおり協定する。

第一条

A 貸貸者及び貸借者は、日本国茨城県那珂郡東海村日本原子力研究所に設置されるAMF原子力会社製の重水型研究用原子炉の操作における使用のため、十九・五パーセントから二十パーセントまでの間に濃縮したウランに含まれるU-二三五において四キログラムをこえない量の濃縮ウランであつて貸借者が雇用する契約者(以下「請負人」という)がアメリカ合衆国において製造する燃料要素に含まれるものを、それぞれ、貸貸し、及び貸借することに同意する。ただし、この物質の四キログラムの最大限の活用を可能にすることが貸借者の意図するところであるので、取り出された燃料要素の放射能が日本国内において減衰している間若しくは燃料要素が運送されている間も、又は相当の量の燃料要素がたまたま喪失され若しくは破壊された場合にも、原子炉の効果的かつ継続的な操作を可能にするため必要であると貸借者が認める追加量を、貸借者の要請に基づき、これに加えるものとす。前記の濃縮度についての規格は、原子炉のためのフィッシュン・チェーンバーにおける使用のため貸借者に貸貸されるウランの濃縮度には必ずしも適用されるもの

でないこと及び両当事者は、そのウランの同位元素U-二三五についての濃縮度に関し随時合意することができるとが了解される。

B 両当事者は、この協定の条件に従い、引渡の日、引き渡される量及び濃縮ウランの貸借者への返還の日程について、書簡の交換により随時合意することができる。

C 両当事者は、前記の燃料要素に関し、その燃料要素の使用の結果その中で生産されるすべての物質について貸借者が所有権を有すること及びその物質がこの協定の規定に従うべきことを合意する。

第二条

A 貸借者との協議の後貸借者及び請負人が合意する日程に従い、貸借者は、六弗化ウランを請負人に提供するものとする。請負人に対するその提供は、貸借者の施設において行われ、かつ、貸借者が請負人について要求する料金及び条件(その物質を受領し、かつ、アメリカ合衆国において製造作業を行うために必要な許可を含む)に従わなければならない。

B この協定の適用上、請負人が製造するそれぞれの燃料要素に含まれるウランの同位元素U-二三五についての濃縮度は、Cに規定する場合のほか、請負人がその燃料要素の製造のため貸借者から受領

したウランの濃縮度とする。それぞれの燃料要素に含まれる濃縮ウランの量は、請負人が決定し、かつ、貸借者が適当と認める審査又は分析の後同意するものとする。

貸借者は、請負人に対し、それぞれの燃料要素を確認すること並びに各燃料要素に含まれる濃縮ウランの量及び、Cに定める手続が執られない限り、同位元素の含量についての請負人の決定の証明書を貸借者に提出することを要求するものとする。

C 貸借者が請負人と適当な取極を行つた後要請するときは、各燃料要素に含まれる同位元素U-二三五についての濃縮度は、貸借者及び貸借者が別段の合意をしない限り、次の機関のいずれかが決定することができる。

- (1) テネシー州オーク・リッジのオーク・リッジ国立研究所及びケンタッキー州パドッカの原子力施設を操作するユニオン・カーバイド原子株式会社
- (2) オハイオ州ポーツマスの原子力施設を操作するグッドイヤー原子力会社
- (3) ワシントン州ハンフオードの原子力施設を操作するジェネラル・エレクトリック会社
- (4) イリノイ州レモントのアルゴ

ンヌ国立研究所を操作するシカゴ大学

D 両当事者は、請負人が燃料要素を製造する過程において前記のいずれかの分析者によるアメリカ合衆国における分析のため試料を取り出す時点について合意するものとする。分析の費用は、貸借者が負担するものとする。

D 原子炉のための燃料要素の請負人による製造並びにその燃料要素に含まれるウランの量及び同位元素U-二三五についての濃縮度の確定が完了したときは、貸借者は、貸借者が貸借者との協議の後指定するアメリカ合衆国内の積出港に貸借者のすべての許可要件に従つてその燃料要素を送付する契約者を取りきめるものとする。両当事者が別段の予告期間について合意しない限り、貸借者は、その燃料要素を輸出することを希望する日に先だち少くとも三十日の予告を貸借者に与えるものとする。

貸借者は、その指定港におけるその燃料要素の貸借者への引渡及び輸出を実施するため必要な措置を執るものとする。輸送の費用(容器の費用並びにその燃料要素の請負人から貸借者に至るまでの国内における及び海外への輸送に必要な荷造の費用を含む)及びその燃料要素の保管費並びに貸借者への

送付に関連する物理的な取扱に關するすべての手配については、貸借者が責任を負い、貸貸者は責任を負わない。

E 燃料要素に含まれる濃縮ウランの輸出地における貸借者による受領は、適当な受領証によつて証明されるものとする。貸借者は、その後は、前記の協力のための協定の規定に基づくその濃縮ウランの保全について、健康及び安全の危険に対する保護措置について、並びに同濃縮ウランのあらゆる喪失及び破壊(原因のいかんを問わない)について、全責任を負うものとする。

第三条

貸借者は、照射を受けた燃料要素を、放射能が適当に減衰した後、かつ、貸借者が受諾する健康及び安全の危険に対する適当な保護措置に従つて、貸借者及び貸借者が第一条Bの規定に基づき合意する日程により、貸貸者が貸借者との協議の後指定するアメリカ合衆国内の到着港において自己の負担で引き渡すものとする。この場合、貸借者は、その燃料要素の輸入のために必要な措置を執るものとする。その後に、貸借者は、両当事者が別段の合意をしない限り、自己の負担で、その燃料要素を貸貸者が指定する再処理施設又は他

の施設に輸送する契約者を取りきめるものとする。貸借者は、次条A(2)(b)に定めるところに従い、その燃料要素の再処理の費用がその燃料要素に含まれる回収することができるとの特種核物質の価額をこえたと貸借者が決定し、かつ、貸借者及び貸借者がその燃料要素を再処理しないことに合意するときは、その燃料要素を貯蔵のため又は他の適当な処分のため受領するものとする。貸借者は、再処理のためその燃料要素を受領し(次条A(2)(b)に定める場合を除く)、又は貸借者と適当な金銭的決済を行うものとする。ただし、貸借者が認める他の施設を利用することができるので貸借者がその燃料要素を自己の施設における再処理のためには受領しないと決定するときは、貸借者は、自己の負担で、その燃料要素を前記の他の施設で貸借者の仕様に合致するプルトニウム金属及び六弗化ウランに又は合意される他の形状に再処理するよう手配するものとする。その燃料要素を再処理のため送付し、又は受領する貸借者の契約者は、貸借者がその契約者について要求する料金及び条件(その物質を受領し、かつ、アメリカ合衆国において再処理作業を行うために必要な許可を含む)に従わなければならない。

第四条

A 貸借者は、請負人が製造する燃料要素に含まれる濃縮ウランの賃借に對し、次に定める料金を次に定める時に合衆国通貨で貸借者に支払うものとする。

(1) この協定に基いて賃借される濃縮ウランであつて請負人が製造したそれぞれの燃料要素に含まれるものにつき、引渡の時ににおける濃縮度を基礎として計算した濃縮ウランの価額の年率四パーセントの使用料。その使用料は、それぞれの燃料要素が賃借者に引き渡された日から、(4)に定める場合のほか、貸借者が再処理のため受領する物質については、貸借者が当該燃料要素を賃借者の仕様に合致するプルトニウム金属及び六弗化ウランに若しくは合意される他の形状に再処理した日又は賃借者が当該再処理のため妥当な期間であると決定する期間が満了した時のいずれか早い時までのも、賃借者の施設以外の施設において再処理される返還された燃料要素については、それぞれの燃料要素が再処理のためその施設に送付された日までのものとする。

(2) 次に掲げる価額の差に等しい消耗及び濃縮度低下補償の料金を、各燃料要素に最初に含まれ、かつ、この協定に基いて賃借される濃縮ウランの量及び同位元素U-二三五についての濃縮度から決定される価額

(b) 貸借者の再処理施設又は認められた再処理施設に送付された当該燃料要素から回収することができるとの特種核物質の量及び濃縮度から決定される価額。返還された燃料要素から回収することができるとの特種核物質の量及び濃縮度は、貸借者に送付された燃料要素については貸借者が、認められた再処理施設に送付された燃料要素については貸借者の同意を得て同施設が、決定する。ただし、賃借者の要請があるときは、照射を受けた各燃料要素から回収することができるとの後者の場合の特種核物質の量は、賃借者による分析によつて、又は貸借者及び賃借者が合意する他の方法によつて決定するものとする。その分析の費用は、賃借者が負担するものとする。

(3) 貸借者がこの協定に基き賃借した濃縮ウランを含むいずれかの燃料要素を、その喪失、盗難、又は完全な破壊のため、貸借者の再処理施設又は認められた施設に返還することができないうと両当事者が決定したときは、賃借者は、その後三十日以内に、(2)(a)に定める価額を支払うものとする。

(4) (3)に定める決定が行われた時に、その決定に係る燃料要素に関する使用料は、終了する。貸借者が(2)(b)の最後の文に定める決定を行う場合には、使用料は、その決定に係る燃料要素が前条に定めるところに従つて貸借者により指定された施設に送付された時に終了する。

(5) 再処理のため賃借者に返還され、かつ、賃借者により再処理された燃料要素に関しては、その燃料要素を再処理するための賃借者の料金に等しい再処理料この条の規定の適用上、賃借者に

C この協定に基く料金は、次のとおり支払われるものとする。

引き渡されるそれぞれの燃料要素に含まれる濃縮ウランの価額は、賃借者が設定した各種の濃縮度の同位元素U-二三五を含むウランの価額の表であつて当該燃料要素が賃借者に引き渡された時に実施されていたものに従つて決定されるものとする。賃借者の再処理工場又は認められた再処理施設に返還されたそれぞれの燃料要素から回収することができるとの特種核物質の価額は、当該燃料要素が賃借者に引き渡された時にそれに含まれていた濃縮ウランに適用された価額の表に従つて決定されるものとする。引き渡された燃料要素に含まれるウランの濃縮度又は返還された燃料要素から回収することができるとのウランの濃縮度が価額の表中の二の連続した濃縮度の間にあるときは、当該濃縮度に対する価額は、それらの二の濃縮度の間の直線内挿法によつて決定されるものとする。賃借者に返還された燃料要素から回収することができるとのプルトニウムの価額は、その物質について賃借者が設定する燃料としての価額で、プルトニウムを含むそれぞれの燃料要素が賃借者の再処理施設又は認められた施設に送付される時に実施されているものとする。

昭和三十三年五月十五日 衆議院會議録第四十一号 國際原子力機關意章の批准について承認を求めるの件外三件

- (1) 使用料は、年払いとする。
- (2) 消耗及び濃縮度低下補償の料金は、返還された燃料要素から回収することができるブルトニウムの量並びに返還された燃料要素から回収することができるウランの量及び濃縮度の決定に基いて発出される請求書を貸借者が受領した後三十日以内に支払われるものとする。
- (3) A(3)の規定に基く料金は、A(3)に定めるところに従つて支払われるものとする。
- (4) 再処理料は、貸借者がその料金の請求書を貸借者から受領した後三十日以内に支払われるものとする。

第五条

貸借者は、この協定に基いて貸借する燃料要素に含まれる濃縮ウラン又はその燃料要素の中で生産される他の物質の生産、製造、所有、貸借又は占有及び使用から生ずる原因のいかんを問わないすべての責任（第三者に対する責任を含む。）について、その濃縮ウランが貸借者から貸借者に引き渡された後は、アメリカ合衆国政府及び貸借者に対しその責任を免かれさせ、かつ、損害を与えないようにするものとする。燃料要素がアメリカ合衆国に返還され、かつ、第三条に定めるところに従つて輸入されたときは、この条の第一文の規定は、その燃料要素に関してアメリカ合衆国において前記の原因から生ずるすべての障害、喪失又は損害についてのアメリカ合衆国又は貸借者の責任に対しては、適用されない。

第六条

アメリカ合衆国議会の議員若しくは準州代表又は同国の属領代表は、同国の法律に従い、この協定のいかなる部分にも、また、それから生ずるいかなる利益にも関与し又は参加することができないものと了解される。

第七条

この協定の適用上、「燃料要素」は、燃料棒、燃料板及びフィッシュン・チェンバーを含む。

第八条

この協定は、日本国がその国内法上の手続に従つてこの協定を承認したことを通知する貸借者の公文を貸借者が受領した日に効力を生じ、千九百五十五年十一月十四日に署名された原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（将来改正され又はこれに代るものを含む。）の期間が満了し、又は同協定が廃棄されるまで効力を存続する。

以上の証拠として、この協定の当事者は、正当な権限によりこの協定に署名させた。

千九百五十七年五月八日にワシントンで、日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

下田 武三

アメリカ合衆国政府を代表して行動する合衆国原子力委員会のために

ジョン・A・ホール

〔報告書は會議録追録に掲載〕

特殊核物質の貸借に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府を代表して行動する合衆国原子力委員会との間の協定第一条の特例に関する公文の交換について承認を求めるの件

特殊核物質の貸借に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府を代表して行動する合衆国原子力委員会との間の協定第一条の特例に関する公文の交換について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

千九百五十六年十一月二十三日に署名された「特殊核物質の貸借に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府を代表して行動する合衆国原子力委員会との間

の協定」第一条の特例に関する交換公文

書簡をもつて啓上いたします。本使は、千九百五十六年十一月二十三日に署名された特殊核物質の貸借に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府を代表して行動する合衆国原子力委員会との間の協定に關し、次のとおり申し述べる光栄を有します。

この協定の第一条は、合衆国委員会が、溶液型研究用原子炉の操作における使用のため、原子炉用物質に含まれるべき同位元素U-二三五を十九・五パーセントから二十パーセントまでの間に濃縮したウランを日本国政府に貸借することに同意することを定めてい

る。しかしながら、前記の濃縮度についての規格は、原子炉のためのフィッシュン・チェンバーにおける使用のため日本国政府に貸借されるウランの濃縮度には必ずしも適用されるものでないこと、このウランの濃縮度は、二十パーセントをこえてはならないこと及び両当事者は、このウランの同位元素U-二三五の濃縮度について隨時合意することができることが了解される。本使は、さらに、この書簡が、前記の了解を確認する貴官の返簡とともに

八八〇

に、この問題についての合意を構成するものとみなされ、この合意が、その実施のため必要な法律上の手続が日本国において完了した旨を日本国政府が合衆国委員会に通報する日に効力を生ずべきことを提案する光栄を有します。

千九百五十七年五月八日

臨時代理大使 下田 武三

合衆国原子力委員会

ジョン・A・ホール殿

書簡をもつて啓上いたします。本使は、千九百五十六年十一月二十三日に署名された特殊核物質の貸借に関するアメリカ合衆国政府を代表して行動する合衆国原子力委員会と日本国政府との間の協定に關する本日付の貴下の次の書簡を受領したことを確認いたします。

本使は、千九百五十六年十一月二十三日に署名された特殊核物質の貸借に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府を代表して行動する合衆国原子力委員会との間の協定に關し、次のとおり申し述べる光栄を有します。

この協定の第一条は、合衆国委員会が、溶液型研究用原子炉の操作における使用のため、原子炉用物質に含まれるべき同位元素U-二三五を十九・五パーセントから二十パーセントまで

の間に濃縮したウランを日本国政府に貸貸することに同意することを定めている。

しかしながら、前記の濃縮度

についての規格は、原子炉のためのフィッショソ・チェーンバにおける使用のため日本国政府に貸貸されるウランの濃縮度には必ずしも適用されるものでないこと、このウランの濃縮度は、二十パーセントをこえてはならないこと及び両当事者は、このウランの同位元素U-二三五の濃縮度について随時合意することができるとが了解される。

本使は、さらに、この書簡が、前記の了解を確認する貴官の返簡とともに、この問題についての合意を構成するものとみなされ、この合意が、その実施のため必要な法律上の手続が日本国において完了した旨を日本国政府が合衆国委員会に通報する日に効力を生ずべきことを提案する光榮を有します。

本官は、合衆国原子力委員会に代つて前記の了解を確認いたします。したがつて、貴下の書簡及びこの返簡は、この問題についての合意を構成するものとみなされるものとし、その合意は、その実施のため必要な法律上の手続が日本国において完了した旨を日本国政府が合衆国委員会に通報する日に効力を生ずべきことを提案する光榮を有します。

昭和三十一年五月十五日 衆議院会議録第四十一号 国際原子力機関憲章の批准について承認を求めるの件外三件

法律上の手続が日本国において完了した旨を日本国政府が合衆国委員会に通報する日に効力を生ずるものとしたします。

千九百五十七年五月八日

合衆国原子力委員会 ホール

日本国臨時代理大使 下田武三殿

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔須磨彌吉郎君登壇〕

○須磨彌吉郎君 ただいま議題となりました国際原子力機関憲章の批准について承認を求めるの件、特殊核物質の貸借に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府を代表して行動する合衆国原子力委員会との間の第二次協定の締結について承認を求めるの件、特殊核物質の貸借に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府を代表して行動する合衆国原子力委員会との間の協定第一条の特例に関する公文の交換について承認を求めるの件並びに千九百五十三年十月一日にロンドンで署名のための開放された国際砂糖協定を改正する議定書の受諾について承認を求めるの件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、国際原子力機関憲章について御説明申し上げます。原子力の平和的利用を促進するため国際機関を設置する構想は、一九五三年国連総会において米大統領が原子力の国際プールを提案いたしましたことに端を発し、その後国連を中心として協議が進められ、昨年十一月二十三日に至り八十一カ国の国際会議においてこの憲章が正式に採択され、わが国も二十六日にこれに署名いたしました、すでに米ソ等世界の主要国を網羅した七十八カ国が署名を了しております。

この機関が行う事業のおもな内容は、加盟国が提供する物質、施設、役務等を、この機関が、直接に、または仲介者として援助要請国に対して供給するといふ、いわば原子力の国際銀行の役目を果たすところにあります。また、これを有効に果たすために必要な保障措置、原子力に関する情報交換、その他、機関みずからの組織、運営等が規定されております。わが国は、この機関の設立に対して当初から深い関心と熱意を持って協力して参り、すでに昨秋の憲章採択会議において機関の準備委員国の一つに選出され、また、機関発足の理事は国に選ばれることがほぼ確定となっております。わが国は、この機関に参加することによって、原子力の平和利用の促進という、人類の福祉に重大な関係のある国際協力の分野に参加することができるとともに、機関が活動を開始した暁には、物質その他の援助を得ることにより、わが国における原子力の研究開発及び実用化の発展をも期することができると考えております。

第二に、特殊核物質の貸借に関する日米第二次協定について申し上げます。

一昨年十一月、原子力の非軍事的利用に関する日米協定が締結されました、この原協定に基きまして、わが国は、昨年十一月第一次日米細目協定を結び、茨城県東海村原子力研究所に設置される溶液型研究用原子炉に使用するための濃縮ウランを米國から貸借いたしました。続いて、第二号炉といつたしまして重水型研究用原子炉も昨年十月発注されました、来春には完工を見る予定であります。よつて、政府はこの重水型研究用原子炉に使用するための濃縮ウランの貸借を取りきめるため、一昨年締結されました日米原子力協定に基き、ワシントンにおいて米國政府との間に交渉を行い、五月八日この協定が署名された次第であります。

この協定におきまして、わが国は四キログラムをこえない量の同位元素U-二三五を含有し、一九・五%ないし二〇%に濃縮されたウラン約二十キログラム、及び、補てんのため必要なウランの追加量を米國の原子力委員会から貸借することができるとなつております。貸借に関する経費としましては、濃縮ウランの使用料、消耗及び濃縮度低下補償料及び再処理料金を米國の原子力委員会に支払ふこととなつており、その他、わが国は濃縮ウラン

の加工業者に支払ふ加工料、輸送料等を負担することになっております。

第三に、特殊核物質の貸借に関する日米第一次協定第一条の特例に関する交換公文について申し上げます。

昨年十一月に締結されましたこの日米第一次協定第一条につきまして、溶液型研究用原子炉のためのフィッショソ・チェーンバー、すなわち、原子炉の始動に際し必要な装置に装填される極微量のウランの濃縮度は、この第一条に定めるウランの濃縮度を下回つても支障がないことが判明しましたので、この第一条の特例を設けることとし、これまた五月八日ワシントンにおいてこの交換公文が署名された次第であります。

第四に、国際砂糖協定の改正議定書につき御説明申し上げます。わが国は、一九五四年、すなわち三年前に国際砂糖協定に参加いたしました以来、砂糖輸入の立場から国際市場における砂糖供給計画の策定に参加いたして参りましたが、この協定改正のために、昨年中ニューヨーク及びジュネーヴで国際会議が開かれ、わが国もこれに参加し、十一月二日この議定書が採択され、十二月十一日これに署名を了しました。

この議定書による改正の結果、わが国が受ける利益のおもなるものを申し上げますれば、第一に、協定に基く輸出国の輸出割当量が増加すること、第

昭和三十三年五月十五日 衆議院會議録第四十二号 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案

二には、輸出割当量を調整する価格点の水準が引き下げられること、第三に、わが国の投票数の増加に伴い、砂糖理事會におけるわが国の発言力が強化すること等であります。

以上四案件は、三月二十六日、五月九日、五月九日及び四月十一日、それぞれ外務委員會に付託されましたので、政府の提案理由の説明を聞き、質疑を行い、特に原子力関係の三案件につきましては、科学技術振興対策特別委員會との連合審査会を開き、慎重審議を重ねましたが、その詳細は會議録により御了承を願います。

質疑終了の後、今五月十五日、右四案件につき一括して討論を行い、日本社会党を代表して松本七郎君から賛成の意が表明され、直ちに採決の結果、右四案件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(金谷秀次君) 四件を一括して採決いたします。四件は委員長報告の通り承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、四件とも委員長報告の通り承認するに決しました。

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(齋藤三君外三十七名提出)

○山中貞則君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、齋藤三君外三十七名提出、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案を議題となし、委員長報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長報告を求めます。内閣委員長相川勝六君。

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案
国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中
「成人の日 一月十五日 おとなになったことを自覚し、みづから生き抜こうとする青年を祝いはげます。」

「成人の日 一月十五日 おとなになったことを自覚し、みづから生き抜こうとする青年を祝いはげます。」
建国記念の日 二月十一日 建国を記念し、国を愛する心を養う。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔相川勝六君登壇〕

○相川勝六君 たいだいま議題となりました、齋藤三君外三十七名の提出にかかる国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員會における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。まず、本案の要旨並びに提案の趣旨を申し上げます。

提案者の説明によれば、昭和二十三年七月国民の祝日に関する法律が制定されるに先だって、政府並びに民間において行われた世論調査の結果、建国記念日を設けることには国民の圧倒的な支持を得ていたこと、また、建国記念日を二月十一日とするについては、当時国会の二つの文化委員會において多数をもって賛成されたにもかかわらず、占領軍の強い反対によってやむなく保留せざるを得なかったこと、

その後、講和条約の成立後、再び建国記念日を国民の祝日に加えるべきであるとの声が年とともに国民の間にひろはいつて起つてゐることなどの経緯にかんがみ、本案は、この国民の世論を尊重し、七十余年の長い間国民に親しまれてきた二月十一日を建国記念日として、国を愛する心を養おうとするものであります。

本案は、去る二月二十六日當委員會に付託され、四月二十三日質疑に入り、五月八日に公聴会を、十四日には文教委員會との連合審査会を開くなど、慎重に審議を重ねたのであります。その詳細については會議録によつて御承知願ふこととし、ここに質疑のおもなる点について述べます。ならば、次の通りであります。

すなわち、建国記念日を設けることについては、いずれの委員においても異論はなく、ただ、二月十一日をその日とするについては熱心な論議が行われたのであります。

第一点は、「神武天皇即位の年月は、歴史上、科学的に根拠が薄弱であり、今後学問的検討を待つて決定すべきではないか」という点であります。これにつきましては、「科学的に正確であると断定することは不可能であるが、同時に、これを否定する根拠も存在せず、また、近い将来において正確なる科学的断定を下し得る見込みもな以上、建国の日は、正史たる古典を

尊重し、かつ、大多数国民の希望をいれて二月十一日とするのがふさわしいではないか。また、他にふさわしい日もないのではないか」との答弁がありました。

第二点は、「過去において、神武東征の物語りが、征略国家として支那事変、大東亜戦争において利用され、偏狭なる忠君愛國の教育とも相待つて、日本の進路を誤らせたものではないか」という点であります。これにつきましては、「古事記、日本書紀に述べられてゐる神武東征並びに神武天皇即位の大精神は、絶対にそのような侵略主義によるものでなく、むしろ積極的な平和主義、民主主義であつたことは、これをすなおに解釈すれば明らかであり、ことに、民主主義日本の現状並びに将来においては、再び政治的に悪用されるおそれはないと信ずる」旨の答弁がなされたのであります。

かくて、本日質疑を終了し、討論に入り、自由民主党を代表して保科委員より賛成、日本社会党を代表して受田委員より反対の意見がそれぞれ述べられ、採決の結果、多数をもって原案の通り可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(金谷秀次君) 討論の通告があります。これを許します。高津正道君。

〔高津正道君登壇〕

○高津正道君 私は、ただいま上程されております国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案に対し、日本社会党を代表して反対討論をいたします。(拍手)

この法案は、中小企業の組織に関する法案とか最高裁改革案などに比べる場合、一般からは若干小さい問題のよう受け取られてはいるかもしれませんが、わが国当分の良識を代表する学者、思想家を初め、また、世論を大いに動かす有力なる新聞の論説委員の大部分からは、きわめて重要視され、かつ、もちろん反対されているところの問題であります。(拍手)

日本社会党は、他の党と異なり、努めて知性と良識を代表せんとする党として、各議員とも常識上わかつてはいても、二月十一日を建国記念の日として制定せんとするこの法案をあらゆる角度から検討いたし、そして、百害あって一利なきことを確実に突きとめ、内閣委員会で十二分にそれらの見解を表明したのであります。

本案に対する第一の反対理由は、本法案が出されたということだけでも国会議員というおとなが子供や青年から笑われると思われませんが、もしこれが両院を通過して実施を見るに至れば、それは戦後の新教育の成果に対して重大な悪影響を与えらるるからであります。(拍手)戦後の新教育は保守党の諸君から近年特に好んで攻撃目標

とされてきておりますが、われわれの見るところを申し上げますと、すばらしく青少年が体育によつて体位を向上したこと、ひじけのない、朗らかな性格となったこと、その朗らかさは、これによつて政界の派閥的、寝むさの抗争などすっかり忘れられた民族が、数十年を出ずして生まれるかとも思えるほどのものであります。(拍手)また、文章を書かせる、実に自由にすらすると表現する能力が養われております。また、戦争をさらい、平和を愛する思想の持ち主となつてゐるが、それは足音高く訪れようとする新時代の市民にふさわしい性質のものであると考えます。さらに、また、批判精神を身につけ、歴史をも含めて、およそ何ものに対して、けなげにも科学的に見よう、科学的に考えようという態度を持つています。すべて、これらの長所は、根深い身体細胞の一々にまでしみ込み、いわゆる板につくものにまでなつてゐるとわれわれは認めるものであります。(拍手)

そこで、申し上げるのであります。が、まさに五十余万人の、正確にはそれより以上の多数の全国の教育者諸君の労苦に対し、私たちは感謝の気持ちでいっぱいでありませう。しかるに、政治に携わる国会のおとなたちが、死んだはずだと思つた伝説をかつぎ出して、国民的祝日として押しつけると、彼ら青少年たちは、第一、当惑するであらうまし

とされてきておりますが、われわれの見るところを申し上げますと、すばらしく青少年が体育によつて体位を向上したこと、ひじけのない、朗らかな性格となったこと、その朗らかさは、これによつて政界の派閥的、寝むさの抗争などすっかり忘れられた民族が、数十年を出ずして生まれるかとも思えるほどのものであります。(拍手)また、文章を書かせる、実に自由にすらと表現する能力が養われております。また、戦争をさらい、平和を愛する思想の持ち主となつてゐるが、それは足音高く訪れようとする新時代の市民にふさわしい性質のものであると考えます。さらに、また、批判精神を身につけ、歴史をも含めて、およそ何ものに対して、けなげにも科学的に見よう、科学的に考えようという態度を持つています。すべて、これらの長所は、根深い身体細胞の一々にまでしみ込み、いわゆる板につくものにまでなつてゐるとわれわれは認めるものであります。(拍手)

る。教壇の教師は、児童、生徒の前に建国記念の日二月十一日を説明して、きのうまでの権威をすっかり台なしにしてしまふであらう。また、数週間前、本院で満場一致通過したばかりの科学技術教育振興の決議は泣くであります。また、文部省の科学技術振興政策はその迫力を欠くことはもちろん、さらに、青少年がよりやく批判精神、科学精神を身につけ、日本のはるかにこれからのと思われせられる今日、この若い芽をつみ取るものがこの紀元節復活の法案であつて、(「紀元節じゃないよ」と呼び、その他発言する者多し)わが党は、議場の静まるを待たずに、建国記念日と言いかえて話を進めるのであります。(拍手)わが党は、新教育をめちやくちやにせんとするこの企てに絶対に反対するのであります。(拍手)

第二の反対理由、これは説明を簡単にいたしますが、わが国の神話、伝説から、また戦前の状態からよりやく科学的な歴史教育が、根底からくずれ去りゆく結果をもたらす点であります。(拍手)それなのに、提案者代表は神主である齋藤彌三君であるが、この提案者たちはそのような奮勇をふるおうとしておるのであります。

反対理由の第三は、この法案がもし通過すれば、わが国は必ずや諸外国から大へん誤解を受けらると思われか

らであります。(拍手)諸外国は、過去の軍国主義日本、超国家主義日本、その思想内容は天皇中心、八紘一宇、撃ちてしまふ、これらのものに悩まされた体験者でありますからして、たとえば、フィリピン訪問のわが親善視察団の中に、ただ一人の元憲兵が加わつていたというこの事実のために、マニラであのような大騒ぎとなり、国際的な大恥をかいたのであります。(拍手)この法案は、外交を知らず諸外国の反響などを軽視する人々の意見が大自民党を動かしたのであらうと思えるけれども、結果は、わが国が、そして、私たちが迷惑をこうむるのであります。(拍手)

本年の五月、すなわち今月の三日に、主権在民、平和、民主の現行憲法が十周年を迎えたにもかかわらず、政府としてはその記念行事をことさらに行わないといふ大きなミステークを犯しました。しかるにもかかわらず、今回は醜態を得て望む態度に出て、二月十一日の復活を押し切つて実現しようとする。諸外国がこれを知るならば、何と考えるであらうか。それ、日本が急速調で逆コースに進み始めた、これは今後は日本警戒すべし、あるいは、熱心に日本は原水爆実験禁止運動を展開しているが、あれには裏があるのじゃないか、岸総理は原子力の使用は憲法にもとらなないなどと国外において発言したではないか、諸外国、特に東南アジア、そしてアジア大

陸、これらの地域では、こんなふうを受け取るであらう。

この際、私は、戦後、最近初めて心から一つの喜びを感じておることを申し上げたい。それは、日本がよいことで世界一という点数を一つかせいておることである。何かと申しますと、戦前では綿製品輸出で世界一、特攻隊精神で世界一といふふうなものであります。現在では、それが全世界、全人類の悲願である原水爆禁止運動において日本が世界をリードしておる形が現れておることです。(拍手)自民党から憎まれておるところの総評、そして原水協、そして名譽あるわが日本社会党、それらの民主団体、民主的政党がこの原水爆禁止運動の大津波を巻き起したのであり、それが全国を風靡するに至つたのであり、才人である岸総理も、これを無視することは選挙に損だとはかり、松下特使の派遣となつたのでございす。(拍手)しかし、多年の民主団体の涙ぐましい運動が、そうした保守政党の諸君には、はからざりき松下特使のイギリス訪問となり、大きい手柄を立てる結果を偶然にもたらしたのであります。しかるに、本案のごとき逆コース、反動的法案を衆議院が出し、多数決で通過させれば、戦後ただ一つの世界一の、この願つてもない平和運動の一大業績は大きく傷つくに違いないと思ひます。(拍手)傷つけ、つぶすべき

ものこそ本法案であると、私は確信いたすものであります。

反対理由の第四は、しやにむに多數決で通して実施したところで、この国民的祝日に對し、――入れ歯をお許し願いたい。――一方では、右翼や神主や旧思想から脱せざる元軍人が、わが世の春來たりとばかりに台頭し、横行闊歩し、他方では、これを憲法改正の機頭堡だ、逆コースの象徴であるとして反對し、また、特に、学校教育の場において、これを見童、生徒、學生に對し、いかに説明すべきか、学校でこの行事を行へばきいかなかなど、國論が全く二分されて、國がつぶれなにいにせよ、相當の紛争となることは火を見るよりも明らかであります。

（拍手）今は二大政党的對立時代といわれます。二大政党は衆議院議席の九・四を占め、こゝからはみ出してゐるのは、共產党二名、無所属の小林信一君、計わずかに三人のみであります。本日は、その三名は御欠席で、出席全員が二大政党で独占してゐる形であります。（拍手）この二大政党の地位と責任の重大性にかんがみる場合、その一方がかくばかり反對をしておる際には、大紛争の題目を一つ新たに加へることを思ふと、とまるべきだと、われわれは考へるものであります。（拍手）おそらくは、良識ある知性が動いて、流産的処置をおとりになるのではあるまいかと考へております。

反対理由の第五点、これは事案議院の名譽に關連いたして参ります。議員各位は議席を得るのに常識を問いませんが、國民からはその知性と良識をある程度高いものと大まかに認められてゐるのが現状であらうと思ひます。日本書紀に辛酉の日とあるから、この日をきめる以外にないというように申しますが、しかし、神武天皇の時代に歴自体がなかったという事実は動かすわけには参りますまい。十千十二支もずっと後に大陸文化として入つて来たものだったのですから、このような怪しげな根拠によつて建国記念日とすることは、衆議院の名譽と威信とに對し影響なしというわけにはいかないでしよう。(拍手)また、私たちは、現代ほど世論調査のパーセンテージがしばしば用ゐられることはないといふことを氣づいておるものであり、もちろん、前世紀においては、そのようなことは一切経験をしていないのであります。が、今日は、この統計のパーセンテージを読むコツというか、読む心得をわれわれは持つ必要があると考えます。私は、少くともそれには二つ必要であると思ふ。一つは、たとえば紀元節の問題を日本の町村長を対象として世論調査をするならば、今提案者が利用されておるパーセンテージよりもはるかに高いパーセンテージが現われるといふそのことであります。層化法といふけれども、統計の形成は、その裏

面やいろいろな実情をわれわれは読みとらねばならないのであります。また、日本は、資本主義の進歩とともに、給料生活者は日に月に増大しておるのであります。それらの諸君を對象として世論調査を行うならばこの愛すべき労働に疲れた勤労者諸君は、何また一日休日がふえるのかと、ニコリと笑つて賛成と書くであります。統計は横からも見なければなりませんし、裏からも見なければならぬ。おそらく、提案者は、統計のパーセンテージを唯一のよりどころにしておられたが、賛成討論もまた、いろいろな統計の数字を並べられるに違ひない。しかし、われわれは、統計に対しては、高い見地から、良識を失わないように、これを必要と破る力を国会議員は備えておく必要があると存じます。(拍手)私は、三一五、四・一六と聞くと、これは共産党弾圧を思い起すし、二・二六といえはファッショを思い出すし、二・一一といえは、天孫降臨、神武即位、八紘一宇、超国家主義、それらを連想するのであります。私は、一九五七年、それも憲法十周年の該当する、月もあろうにその月に、二月十一日を建國記念日として復活することは、日本国衆議院の良識、さらにその常識を内外から疑われるに違ひないと思うのであります。(拍手)

以上、数知れぬ反対理由のうちで五つだけあげて討論を進めて参りました。

が、どの一つだって大きい板垣ありと確信するものであります。

この際、今日まで本案の提案説明に当り、あるいはそれに賛成してきた議員諸公に対し、諸君が反対されたいところの一つの歌を私ははさみたいと思います。それは、明治維新の勳皇の歌人、桜東雄の作であります。「天照大御神すら聞き直し見直し思ひ直したまいきき」――「天照大御神すら聞き直し見直し思ひ直したまいきき」(拍手)いわんや、自民党の聡明をもつて自認する議員諸公も、やはり思い直し、見直し、聞き直し――本法案のごとき、世界の非難を浴び、そして、新教育の成果を亂し、歴史教育を根底からくつがえして、二大政党の一方から猛烈に反対されて、これより輿論が二分されて、争いは一そう苛烈になり、メーデーにいま一つ新しいスローガンを提供するものが、この法律案であると私は考えます。(拍手)

私は、さらに、この際、私の論旨に点晴のためと言おうか、あるいは魂を入れるためと言おうか、論旨徹底のために、重大問題に触れようと思う。(拍手)それは原水爆反対運動についてであります。さきには、この道のみで、この点のみで、戦後初めて日本が世界一をとり、世界をリードすると言ったのでありますが、もしもこの法案が通れば、それが台なしになると言っております。私には、

魚類が全滅するし、貝類も全滅し、海草類も全滅するので、その地の漁業組合は大抵百万円、二百万円の損害補償を受けておる事実を知っております。しかし、この原水爆戦争は、人類にとつての水と同じように、人類にとつての空氣の濁ることであつて、これ以上大きな問題はないのである。(拍手)私は、この戦争をせきとめ得る實力は、やはり日本が中心になつてそして方法がある。それをわれわれは持つておる。今から五十年前に、かの科学者であり、生物学者であり、理想主義者であつたクロポトキンが相互扶助論を書いておりますが、国会議員のすべては、これの中の一カ所だけは覺えておく必要があると思う。(拍手)砂漠の、あるいは草原において、馬は群棲動物でありますから、五十頭、百頭と群をなして生息いたしておりますが、そこに猛獸が来ると、数十万年の體驗により、本能により、一頭の馬が變なななきをすると、直ちに百頭の馬が頭を中にして足を後にして円陣を描き、トラであらうと、ハイエナであらうと、オカミであらうと、一生懸命けるので、猛獸はみなのがれ去るという動物の現象を詳細に書いていますのであります。われわれは、この中からこそ、一つの教訓を學びとらねばならない。物の元素は九十あるが、世界の国の数は、偶然に、おもしろく、九十であります。

モナコなどを括して。この九十の国の
中で、原水爆の製造の實力を持つてお
るのは、言うまでもなくアメリカとソ
連であり、中なる八十八の国はみな持
たないであります。持つておつて
も、それはほとんど問題にならないも
のである。イギリスやフランスは植民
地がある。数年のうちに必ず離れて、
裸になって、満州、台湾、樺太を失っ
た日本と状態が同じようになることは
明らかであるから、この八十八の国の
条件が同質的になり、イギリスの労働
党は、わが社会党をモデルとして相当
に左転回するであろうし、国際連合
の総会に九十の国がつとい、アメリカ
のステートメントが悪いならば、八十
八がノー、ノーと叫べば、ソ連もにこ
りと笑つてこれに同調する。八十九対
一でアメリカは引つ込む。ソ連の場合
もまた同じであります。諸君、八十七
はい、わが国を目がけて迎への船を出
しておるので、われわれは出でて乗ら
ずばなるまいと考える。諸君、この道
こそが、この道こそが、(拍手)原水爆
反対、この中なる八十八を結束して平
和に尽そうというのが、私は日本の
持つておる唯一の切り札であると思
うのであります。(拍手)われわれは、原
水爆禁止運動を叫べば叫ぶほど憲法改
正運動の理論は薄れていくと思ふけれ
ども、これさえとて離さなければ、
世界をリードし、全世界の全人類から

日本は予言者の国のように感謝され
る日がくると信ずるのであります。
(拍手)
諸君、どうか先の核東雄の歌を思い
起されまして、天照大御神にとても及
びもつかないはずであるから、さらに
見直し、聞き直し、思い直したまいき
を諸君に期待して……。(拍手)

○議長(金谷秀次君) これにて討論は
終局いたしました。
採決いたします。この採決は記名投
票をもつて行います。本案の委員長の
報告は可決であります。本案を委員長
報告の通り決するに賛成の諸君は白
票、反対の諸君は青票を持参せられん
ことを望みます。閉鎖。
氏名点呼を命じます。
〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕
○議長(金谷秀次君) 投票漏れはあり
ませんか。——投票漏れなしと認めま
す。投票箱閉鎖。開票。開鎖。
投票を計算いたさせます。
〔参事投票を計算〕

○議長(金谷秀次君) 投票の結果を事
務総長より報告いたさせます。
〔事務総長朗読〕
投票総数 二百八十九
可とする者 (白票) 百六十七
〔拍手〕
否とする者 (青票) 百二十二
〔拍手〕

○議長(金谷秀次君) 右の結果、本案
は委員長報告の通り可決いたしましたし
た。

續編三君外三十七名提出国民の祝
日に関する法律の一部を改正する法
律案を委員長報告の通り決するを可
とする議員の氏名

阿左美廣治君	相川 勝六君	菅野和太郎君	大村 文男君
愛知 幾一君	青木 正君	菊池 義郎君	北 吟吉君
赤城 宗徳君	赤澤 正道君	北澤 直吉君	吉川 久衛君
秋田 大助君	荒船清十郎君	倉石 忠雄君	黒金 泰美君
有田 喜一君	有馬 英治君	小枝 一雄君	小金 義照君
五十嵐吉蔵君	伊藤 郷一君	小坂善太郎君	小島 徹三君
池田 清志君	石坂 繁君	小平 久雄君	小林 郁君
稲葉 修君	今松 治郎君	小山 長規君	河野 金昇君
植木庚子郎君	植原悦二郎君	額 彌三君	佐々木秀世君
植村 武一君	白井 莊一君	笹本 一雄君	笹山茂太郎君
内田 常雄君	江崎 真澄君	志賀健次郎君	権名悦三郎君
小笠 公昭君	小笠原三九郎君	権名 隆君	重政 誠之君
小川 半次君	小澤佐重喜君	島村 一郎君	白濱 仁吉君
越智 茂君	大倉 三郎君	周東 英雄君	杉浦 武雄君
大島 秀一君	大高 康君	助川 良平君	鈴木周次郎君
大坪 保雄君	大野 市郎君	鈴木 直人君	薄田 美朝君
大橋 武夫君	大平 正芳君	砂田 重政君	瀬戸山三男君
岡崎 英城君	荻野 豊平君	田口長治郎君	田中 龍夫君
加藤 精三君	加藤 高蔵君	田村 元君	田中 正巳君
加藤 謙五郎君	鹿野 彦吉君	高木 松吉君	高岡 大輔君
上林山榮吉君	龜山 孝一君	高橋 貞一君	高橋 傳君
川崎末五郎君	川崎 秀二君	竹内 俊吉君	高橋 等君
川島正次郎君	菅 太郎君	竹山祐太郎君	竹尾 式君

菅野和太郎君	大村 文男君	野依 秀市君	馬場 元治君
菊池 義郎君	北 吟吉君	橋本登美三郎君	橋本 龍伍君
北澤 直吉君	吉川 久衛君	長谷川四郎君	島山 鶴吉君
倉石 忠雄君	黒金 泰美君	花村 四郎君	早川 崇君
小枝 一雄君	小金 義照君	林 讓治君	林 博君
小坂善太郎君	小島 徹三君	原 捨思君	平野 三郎君
小平 久雄君	小林 郁君	廣瀬 正雄君	福井 順一君
小山 長規君	河野 金昇君	福井 盛太君	福田 越夫君
額 彌三君	佐々木秀世君	福永 健司君	藤本 捨助君
笹本 一雄君	笹山茂太郎君	淵上房太郎君	船田 中君
権名悦三郎君	権名 隆君	古井 喜實君	古川 文吉君
重政 誠之君	白濱 仁吉君	古島 義英君	保利 茂君
島村 一郎君	杉浦 武雄君	保科善四郎君	坊 秀男君
周東 英雄君	鈴木周次郎君	本名 武君	眞崎 勝次君
助川 良平君	薄田 美朝君	前尾繁三郎君	前田房之助君
鈴木 直人君	瀬戸山三男君	前田 正男君	町村 金五君
砂田 重政君	田中 龍夫君	松澤 雄蔵君	松永 東君
田口長治郎君	田中 正巳君	松野 頼三君	松山 義雄君
田村 元君	高岡 大輔君	三浦 一雄君	三木 武夫君
高木 松吉君	高橋 傳君	三田村武夫君	南 好雄君
高橋 貞一君	高橋 等君	栗山 博君	森 清君
竹内 俊吉君	竹尾 式君	森下 國雄君	森山 欽司君
竹山祐太郎君	千葉 三郎君	八木 一郎君	山崎 巖君
塚田十一郎君	徳田與吉郎君	山下 春江君	山手 満男君
徳安 實蔵君	床次 徳二君	山中 貞則君	山本 正一君
内藤 友明君	中垣 國男君	山本 友一君	横井 太郎君
中川 俊思君	中嶋 太郎君	横川 重次君	吉田 重延君
中山 マサ君	永田 亮一君	米田 吉盛君	早稲田柳右衛門君
永山 忠則君	長井 源君	渡邊 良夫君	
難尾 弘吉君	西村 直己君	阿部 五郎君	青野 武一君
根本龍太郎君	野澤 清人君		

否とする議員の氏名

阿部 五郎君 青野 武一君

昭和三十三年五月十五日 衆議院會議録第四十一号 地方交付税法の一部を改正する法律案

赤路 友蔵君 赤松 勇君
淺沼稻次郎君 足鹿 覺君
飛鳥田一雄君 淡谷 悠蔵君
井岡 大治君 井谷 正吉君
井手 以誠君 井上 良二君
井堀 繁雄君 伊藤卯四郎君
池田 禎治君 石田 宥全君
石橋 政嗣君 石村 英雄君
石山 權作君 稻村 隆一君
今澄 勇君 今村 等君
受田 新吉君 小川 豊明君
大西 正道君 大矢 省三君
岡 良一君 岡本 隆一君
加賀田 進君 加藤 清二君
春日 一幸君 片島 港君
勝間田清一君 上林與市郎君

神田 大作君 川俣 清音君
川村 義義君 河上丈太郎君
河野 正君 木原津與志君
菊地養之輔君 北山 愛郎君
栗原 俊夫君 小松 忠君
小牧 次生君 小松 幹君
五島 虎雄君 河野 密君
佐々木更三君 佐々木良作君
佐竹 新市君 佐竹 晴記君
佐藤觀次郎君 坂本 泰良君
櫻井 奎夫君 島上善五郎君
下川儀太郎君 下平 正一君
杉山元治郎君 鈴木茂三郎君
田中 武夫君 田中 利勝君
田中 稔男君 田万 廣文君
多賀谷眞稔君 高津 正道君

滝井 義高君 榎 兼次郎君
辻原 弘市君 戸叶 里子君
堂森 芳夫君 中井徳次郎君
中居英太郎君 中島 巖君
中原 健次君 中村 高一君
中村 英男君 永井勝次郎君
成田 知巳君 西村 榮一君
西村 彰一君 西村 力弥君
野原 覺君 芳賀 貢君
長谷川 保君 原 茂君
原 彰君 日野 吉夫君
平岡忠次郎君 帆足 計君
古屋 貞雄君 細田 綱吉君
細田 兼光君 細田 清君
前田榮之助君 正木 忠久君
松尾トシ子君 松平 忠久君

三鍋 義三君 三宅 正一君
水谷長三郎君 門司 亮君
森島 守人君 森本 靖君
八百板 正君 八木 一男君
八木 昇君 矢尾喜三郎君
安平 鹿一君 柳田 秀一君
山口丈太郎君 山崎 始男君
山下 榮二君 山田 長司君
山本 幸一君 横銭 重吉君
横路 節雄君 横山 利秋君
吉川 榮光君 吉田 賢一君
和田 博雄君 渡邊 惣蔵君

○山中貞則君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、地方交付税法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。
○議長(金谷秀次君) 山中君の動議に御異議ありませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり
○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。
地方交付税法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。地方行政委員長門司亮君。

地方交付税法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律

地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第六条中「百分の二十五」を「百分の二十六」に改める。

第十条第三項中「八月三十一日以後」を「九月一日以後」に改める。

第十二条第一項の表を次のように改める。

道府県	一 警察費	二 土木費	三 教育費	四 港灣費	五 其他の土木費
経費の種類	警察職員数	道路の面積 道路の延長 橋りよりの面積 橋りよりの延長	児童数 学級数 生徒数 学校数	児童数 学級数 生徒数 学校数	児童数 学級数 生徒数 学校数
測定単位	一人につき	一平方メートルにつき 一メートルにつき 一平方メートルにつき 一メートルにつき	一人につき 一平方メートルにつき 一メートルにつき 一メートルにつき	一人につき 一平方メートルにつき 一メートルにつき 一メートルにつき	一人につき 一平方メートルにつき 一メートルにつき 一メートルにつき
単位	一人につき	一平方メートルにつき 一メートルにつき 一平方メートルにつき 一メートルにつき	一人につき 一平方メートルにつき 一メートルにつき 一メートルにつき	一人につき 一平方メートルにつき 一メートルにつき 一メートルにつき	一人につき 一平方メートルにつき 一メートルにつき 一メートルにつき
費用	三六四六〇〇〇 四三九	四三九 一五八六 一五八六 一五八六	一五八六 一五八六 一五八六 一五八六	一五八六 一五八六 一五八六 一五八六	一五八六 一五八六 一五八六 一五八六

昭和三十三年五月十五日 衆議院會議録第四十一号 地方交付税法の一部を改正する法律案

市町村	市				町				村			
	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
一 消防費	二 土木費	1 道路費	2 橋りよう費	3 港湾費	4 都市計画費	5 その他の土木費	4 その他の教育費	四 厚生労働費	1 生活保護費	2 社会福祉費	3 衛生費	4 労働費
人口	人口	道路の面積	道路の延長	橋りようの面積	橋りようの延長	港湾(漁港を含む)の延長	人口	町村部人口	人口	人口	人口	人口
一人につき	一人につき	一平方メートルにつき	一メートルにつき	一平方メートルにつき	一メートルにつき	一メートルにつき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
二五八六	五八〇	五八〇	一四三〇	二五八六	一六五五	一六五五	五〇五八〇〇	一〇三六八	一一八三	二四四五	一八八四	一八八四
七 災害復旧費	1 徴税費	2 その他の諸費	3 災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	六 徴税費	1 農林行政費	2 水産行政費	3 衛生行政費	4 労働行政費	五 産業経済費	1 農業行政費	2 林野行政費	3 水産行政費
人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口
一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
九五	七九〇	一三三三	一三三三	七九〇	一六五五	一六五五	一六五五	一六五五	一六五五	一六五五	一六五五	一六五五

市町村	市				町				村			
	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
一 警察職員数	二 人口	三 市部人口	四 警察職員数	五 人口	六 市部人口	七 警察職員数	八 人口	九 市部人口	一〇 警察職員数	一一 人口	一二 市部人口	一三 警察職員数
警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五十七条に規定する政令で定める基準により算定した当該道府県の警察職員数	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該市に属する人口	警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五十七条に規定する政令で定める基準により算定した当該道府県の警察職員数	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該市に属する人口	警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五十七条に規定する政令で定める基準により算定した当該道府県の警察職員数	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該市に属する人口	警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五十七条に規定する政令で定める基準により算定した当該道府県の警察職員数	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該市に属する人口	警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五十七条に規定する政令で定める基準により算定した当該道府県の警察職員数
一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
一〇三六八	一一八三	二四四五	一八八四	一八八四	一八八四	一八八四	一八八四	一八八四	一八八四	一八八四	一八八四	一八八四

昭和三十三年五月十五日

衆議院會議録第四十一号 地方交付税法の一部を改正する法律案

八八八

四 町村部人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該道府県の人口のうち町村に係る人口	人
五 道路の面積	道路法(昭和二十七年法律第八十号)第二十八条に規定する道路台帳(以下「道路台帳」という。)に記載されている道路で当該地方団体又は当該地方団体の長が管理するものの面積	平方メートル
六 道路の延長	道路台帳に記載されている道路で当該地方団体又は当該地方団体の長が管理するものの延長	メートル
七 橋りよりの面積	道路台帳に記載されている橋りよりの面積	平方メートル
八 橋りよりの延長	道路台帳に記載されている橋りよりの延長	メートル
九 河川の延長	河川法(明治二十九年法律第七十一号)第十四条に規定する河川台帳に記載されている河川で当該地方団体の経費を負担するものの河岸のうち、当該地方団体の区域内に所在するものの延長	メートル
十 港湾(漁港を含む)におけるけい留施設の延長	統計法(昭和二十二年法律第十八号)第三条に規定する指定統計調査(以下「指定統計調査」という。)で港湾に係る最近の調査(以下「港湾調査」という。)の結果によるけい留施設の延長で当該地方団体の経費を負担するもの(漁港にあつては、農林大臣が行つた最近の調査の結果によるけい留施設の延長で当該地方団体の経費を負担する漁港法(昭和二十五年法律第三十七号)第二条の漁港に係るもの)	メートル
十一 港湾(漁港を含む)における外かく施設の延長	最近の港湾調査の結果による防波堤、防砂堤、導流堤等の延長で当該地方団体の経費を負担する港湾に係るもの(漁港にあつては、農林大臣が行つた最近の調査の結果による外かく施設の延長で当該地方団体の経費を負担する漁港法第二条の漁港に係るもの)	メートル
十二 都市計画区域における人口	官報に公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口で都市計画法(大正八年法律第三十六号)第二条の規定による都市計画区域に係るもの	人
十三 土地区画整理事業の施行区域の面積	当該地方団体の面積のうち、土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第三条第三項又は第四項の規定に基づく土地区画整理事業を施行する区域の面積	坪
十四 面積	建設省地理調査所において公表した最近の当該地方団体の面積	平方キロメートル
十五 小学校の児童数	道府県にあつては最近の学校に係る指定統計調査(以下「学校基本調査」という。)の結果による当該道府県の区域内の市町村立の小学校に、市町村にあつては最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の小学校に在学する学齢児童の数	人
十六 小学校の学級数	道府県にあつては最近の学校基本調査の結果による当該道府県の区域内の市町村立の小学校の、市町村にあつては最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の小学校の学級数	学級
十七 小学校の学校数	道府県にあつては最近の学校基本調査の結果による当該道府県の区域内の市町村立の小学校の、市町村にあつては最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の小学校の学校数	校
十八 中学校の生徒数	道府県にあつては最近の学校基本調査の結果による当該道府県の区域内の市町村立の中学校に、市町村にあつては最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の中学校に在学する学齢生徒の数	人
十九 中学校の学級数	道府県にあつては最近の学校基本調査の結果による当該道府県の区域内の市町村立の中学校の、市町村にあつては最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の中学校の学級数	学級
二十 中学校の学校数	道府県にあつては最近の学校基本調査の結果による当該道府県の区域内の市町村立の中学校の、市町村にあつては最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の中学校の学校数	校
二十一 高等学校の生徒数	道府県にあつては最近の学校基本調査の結果による当該道府県立の高等学校(定時制の課程の市町村立の高等学校を含む。)に、市町村にあつては最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の高等学校に在学する生徒の数	人
二十二 盲学校、ろう学校及び養護学校の幼児、児童及び生徒の数	最近の学校基本調査の結果による当該道府県立の盲学校、ろう学校及び養護学校の幼稚部、小学部、中学部及び高等部に在学する幼児、児童及び生徒の数	人
二十三 工場事業場労働者数	最近の事業所に係る指定統計調査(以下「事業所統計調査」という。)の結果による当該道府県に所在する事業所の従業者数	人

二十四 失業者数	労働大臣が行つた最近の調査の結果による当該地方団体における失業者数	人
二十五 耕地の面積	最近の農業に係る指定統計調査(以下「世界農業センサス」といふ)の結果による当該道府県の耕地の面積	町歩
二十六 農家数	最近の世界農業センサスの結果による当該地方団体の農家数	戸
二十七 民有林野の面積	農林大臣が行つた最近の調査の結果による当該道府県の民有林野の面積	町歩
二十八 水産業者数	最近の漁業に係る指定統計調査の結果による当該道府県の水産業者数	人
二十九 商業の従業者数	最近の事業所統計調査の結果による当該地方団体の商業の従業者数	人
三十 林業、水産業及び鉱業の従業者数	最近の国勢調査の結果による当該市町村の林業、水産業及び鉱業の従業者数	人

三十一 道府県税の税額	当該年度における当該道府県の普通税(法定外普通税を除く)について第十四条第二項の基準税率をもつて算定した額の八分の十に相当する額	千円
三十二 市町村税の税額	当該年度における当該市町村の普通税(法定外普通税を除く)について第十四条第二項の基準税率をもつて算定した額の七分の十に相当する額	千円
三十三 本籍人口	当該市町村の戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第七条の規定による戸籍簿に記載された者の数	人
三十四 世帯数	官報に公示された最近の国勢調査の結果による当該市町村の世帯数	世帯
三十五 災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	国庫の負担金を受けて施行した災害復旧事業に係る経費又は国の行方災害復旧事業に係る負担金に充てられた地方債の当該年度における元利償還金	円

第十三条第四項各号列記以外の部分中ただし書を削り、同項第三号中「この場合において、道府県についてイ及びロに規定する算定をあわせて行うときは、ロにより算定した数値にイにより算定した数値から一を控除した数値を加算するものとする。」を削り、同号イ中「所得」を「道府県税の税額」に改め、同号ロに次のただし書を加える。

ただし、道府県の土木費又は産業経済費のうち総理府令で定めるものに係る係数の算定方法については、総理府令で特例を設けることができる。

第三号第八項中「前七項」を「前八項に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「人口が急増した地方団体の下に、廃置分合又は境界変更

のあつた地方団体を加え、「前六項」を「前七項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「前項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

第三項第一号から第四号までの補正の二以上をあわせて行う場合においては、測定単位の数値に係る補正係数は、二以上の事由を通じて一の率を定め、又は各事由ごとに算定した率(二以上の事由を通じて定めた率を用いて算定した率を含む)を連乗して得た率によるものとする。ただし、道府県について第三項第三号の補正のうち道府県の態容に應ずる補正を他の補正とあわせて行う場合においては、当該事由以外の事由について

算定した率又は当該事由以外の事由について算定した率を連乗して得た率に、当該事由について算定した率から一を控除した数値を加算して得た率によるものとする。

第十四条第一項中「当該市町村の普通税(法定外普通税を除く)の収入見込額」の下に、「当該市町村の特別とん譲与税の収入見込額」を加え、同条第三項の表道府県の項中「第七十二条第四項」を「第七十二条

「八 入湯税 旅館業法(昭和二十三年法律第三十八号)第二条第二項のホテル及び同法同条第三項の旅館で鉱泉浴場を持つもの又は鉱泉浴場を利用するものの客室の畳数

「八 特別とん譲与税 特別とん譲与税法(昭和三十三年法律第号)第二条の規定により算定した額

に

第十五条第二項中「二月末日以後」を「三月一日以後」に改める。

第十六条第二項中「交付税の総額に変更があつたこと」の下に、「大規模な災害があつたこと」を、「前年度の交付税の額」の下に、「大規模な災害による特別の財政需要の額」を加える。

第十八条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、市町村にあつては、当該審査の請求は、都道府県知事を経由してしなければならない。

第十八条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、市町村の審査の請求に係るものにあつては、

昭和三十三年五月十五日 衆議院會議錄第四十一号 地方交付税法の一部を改正する法律案

当該通知は、都道府県知事を経由してしなければならない。

第十九条第二項中「錯誤に係る數を普通交付税の算定の基礎に用いた年度（交付年度という。以下本項において同じ。）以後の年度においては」を「普通交付税の額の算定の基礎に用いた數について錯誤があつたことを発見した年度又はその翌年度においては」に、「交付年度分として交付を受けた普通交付税の額が交付を受けるべきであつた普通交付税の額に満たないときは」を「錯誤に係る數を普通交付税の算定の基礎に用いた年度（交付年度」という。以下本項において同じ。）分として交付を受けた普通交付税の額が交付を受けるべきであつた普通交付税の額に満たないときは」に改め、同条第六項に後段として次のように加え、同項を同条第八項とする。

この場合において、市町村の異議の申立に係るものにあつては、当該通知は、都道府県知事を経由してしなければならない。

第十九条第五項中「第一項から第三項まで」を「第一項から第五項まで」に改め、同項に後段として次のように加え、同項を同条第七項とする。

この場合において、市町村においては、当該異議の申立は、都道

府県知事を経由してしなければならぬ。

第十九条第四項中「前三項の措置」を「前五項の規定による措置」に、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「超過する部分については、当該事実を発生した年度若しくはその翌年度において当該地方団体に交付すべき交付税の額からこれを減額し、又はその減額すべき額が交付すべき交付税の額をこえるときはこれを返還させなければならぬ。」を「超過する部分（超過額）」という。以下本項及び次項において同じ。については、当該事実を発生したとき、直ちに当該超過額を返還させなければならぬ。」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

⑤ 前項の場合において、当該地方団体は、当該超過額に、当該地方団体が当該地方交付税を受領した日の翌日から返還の日までの期間に応じ、百円について一日三銭の割合を乗じて計算した金額に相当する加算金を国に納付しなければならない。ただし、当該地方交付税の交付を受けた後災害があつたことその他特別の理由によりやむを得ない事情があると認められるときは、自治庁長官は、当該加算金を減免し、又は期限を指定して

延納を許可することができる。

第十九条第二項の次に次の一項を加える。

。廢置分合又は境界變更のあつた市町村及び錯誤に係る額が著しく多額である地方団体に対する前二項の規定の適用については、総理府令で特例を設けることができる。

第二十條第二項中「前條第一項、第二項及び第五項の決定」を「前條第一項から第五項まで及び第七項の規定による決定」に改める。

第二十條の二第四項中「第十九條第四項から第六項まで」を「第十九條第六項から第八項まで」に改める。

第二十條の三第一項中「第十九條第三項若しくは」を削り、同條第二項中「第十九條第二項若しくは第十九條第二項から第五項

「また」に、「交付税の額の全部又は一
部の全部若しくは一部を返還させ、又
は加算金を納付させた場合」に、「そ
の返還された額」を「その返還され、
返還された年度」を「当該返還され、
又は納付された額」に、「当該返還さ
れた年度」を「当該返還され、若しく
は納付された年度」に改める。

第二十二条中「交付税を交付する場合」の下に「並びに加算金を納付する場合」を加える。

附
則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十二年度分の地方交付税から適用する。ただし、改正後の地方交付税法（以下「新法」という。）第十九条（第五項を除く。）の規定は、昭和三十一年度分以前の地方交付税又は昭和二十八年度分以前の地方財政平衡交付金について、昭和三十一年度以降においてその額の算定の基礎に用いた数に錯誤があつたことを発見した場合についても適用する。

2 昭和三十一年度分として交付すべき地方交付税に關する特例に關する法律（昭和三十二年法律第 号）の規定により、昭和三十一年度分として交付すべき地方交付税の一部が昭和三十二年度分の地方

交付税の総額

なつた場合においては、新法第六
条の二第二項及び第三項の規定に
かわらず、昭和三十二年度分と
して交付すべき普通交付税の総額
は、加算されない前の地方交付税
の総額の百分の九十二に相当する
額に当該加算された額を加算した
額とし、特別交付税の総額は、加
算されない前の地方交付税の総額
の百分の八に相当する額とする。

3 前項の場合において、昭和三十
二年度の基準財政需要額の算定に
用いる地方行政に要する経費の測
定単位及び測定単位ごとの単位費
用は、道府県及び市町村を通じ、
新法第十二条に定めるところによ
るほか、次の表に掲げるところに
よるものとする。

経費の種類	測定単位	単位費用
特別地方債償還費	特別の措置として発行を許可された地方債に係る元利償還金	一円につき一〇〇
1 特別措置債償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る利子	一円につき五
2 特定債償還費		

4 前項の場合において、測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に掲げる算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基いて、総理府令の定めるところにより算定する。

測定単位の種類	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
一 特別の措置として発行を許可された地方債に係る元利償還金	昭和二十六年、昭和二十七年及び昭和二十九年において、特別の措置として発行を許可された地方債(以下「特別措置債」といふ。)で、自治庁長官が指定するものに係る昭和三十一年度における元利償還金	円
二 公共事業費等特定の事業費の財源に充てられた発行を許可された地方債に係る利子	昭和三十一年度から昭和三十三年度までの間に、国庫の補助金、負担金その他これらに類するものを受けて施行した一般公共事業、失業対策事業及び義務教育施設の建設事業に係る経費の財源に充てられた発行を許可された地方債(特別措置債を除く。)並びに交付公債に係る昭和三十一年度における利子償還金	円

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔門司亮君登壇〕

〇門司亮君 ただいま議題となりました地方交付税法の一部を改正する法律案につき、地方行政委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

政府は、地方財政の現況にかんがみ、国税所得税の減税に伴う地方交付税の減収を可及的に回避するため、地方交付税の率を引き上げてその総額を増加し、これに伴って、単位費用の改訂、測定単位の数値の補正方法の一部改正など、地方交付税の算定方法の適正化によって、この増加財源の合理的かつ適正な配分を行うこととし、本改正案を提出したのでございます。

〔議長退席、副議長着席〕

改正の内容を簡単に申し上げますと、第一は、地方交付税の率を、所得税、法人税及び酒税の収入額の百分の二十五から百分の二十六に引き上げ、これにより、昭和三十一年度における交付すべき本来の交付税の総額を、三十年度の精算額約六億円を差し引いた千八百六十八億円としたこととでございます。三十一年度の当初計画における千六百二十八億円に対し、約二百四十億円の増でございます。第二は、基準財政需要額の算定に關して、まず、地方財源の増強、歳入構成の是正とともにらみ合せ、投資的経費算定の適正化を中心として、給与改訂、施設の耐用年数の合理化等を織り込んで、単位費用の全般にわたる改訂を加え、さらに、測

定単位の施設、補正方法の合理化など、算定方法の明確化及び合理化をはかったこととでございます。第三は、さきに成立を見ました昭和三十一年度分として交付すべき地方交付税に關する特例に關する法律の規定により、昭和三十一年度分の地方交付税の増額分の一部八十六億円が昭和三十一年度分繰り越されて、本年の交付税の総額に加算されることとになるのでございます。

り、質疑が行われたのでございますが、同日直ちに本委員会に付託せられましたので、翌十五日田中事務大臣より提案理由の説明を聴取し、本案の地方財政に及ぼす影響のきわめて重大なるにかんがみ、昭和三十一年度の地方財政計画、昭和三十一年度の地方交付税の特例措置、地方税制改正などとも関連せしめて、慎重な審議を行なつたのであります。

論議の焦点となりました点は、第一に、地方財政の現状は、行政水準を著しく低下せしめつつ、しかも、巨額の地方債を財源としてようやく全体として収支の均衡を保ち得る状態であつて、この際、国税の減税に伴う地方税の減収の上に、さらに地方交付税の自動的減収を甘受すべき余地は全くなく、政府案における繰入率一〇程度の調整をもつては、かりに地方税の自然増収が全体として予想の額に達するといつても、少くとも自然増収を期待し得ない弱小団体については、その財政構造の悪化、行政水準の低下は救いがたい事態に至り、せっかくの財政再建の努力も水泡に帰するであらうといふこと等でございます。第二は、地方交付税制度本来の建前から見まして、繰入率決定の前提となつた、国、地方相互間の制度的關係が別段の変更を加えられていない現状にお

いて、単に国税の制度が改正されたといふ、いわば他動的な事由に基いて、地方団体が当然に得べきであった収入を失うといふことは、財政運営の安定を阻害し、本制度の趣旨を没却するものであるといふ点でございます。第三は、三十一年度における地方交付税の特例措置によつて、三十一年度分に増額された交付税額の一部を三十一年度に繰り越し、これを三十一年度における公債費対策に充當するといふ本年の特例措置につき、第一に、この増額分は、本来の自然増収分として、三十一年度の地方交付税に加算すべき財源であり、これを繰り上げて使用するとすれば、その財源補てんは当然政府が行うべきであるにかかわらず、その措置を明確にしないこと、第二に、この地方財政健全化のため残された最も重要な施策である公債費対策を、昭和三十一年度限りの地方交付税の特例措置というよりな変則的な措置で当面を糊塗し、来年度以降についての対策を明らかにしていないこと、と、これらはいずれも無責任のそしりを免れないといふ点でございます。

これらの論議に対しまして、政府は、いずれも、三十一年度における地方税の自然増収その他の財政状況の推移を見定めた上、三十一年度以降につき措置を決定する、公債費対策につい

昭和三十三年五月十五日 衆議院會議録第四十一号 地方交付税法の一部を改正する法律案

ては、本年度の臨時的措置は当然来年度以降の本格的対策の第一歩をなすものと考えている趣旨の答弁をいたしているのをごさいます。

五月十五日質疑を終了いたしましたところ、北山愛郎君提出にかかる修正案が提出され、同君より趣旨の弁明がありました。修正案の内容は、地方交付税の総額を、改正原案の国税三税の百分の二十六から百分の二十八に改め、これを昭和三十三年度分の地方交付税から適用しようとするものをごさいます。これに対する内閣の意見を聴取いたしましたところ、田中国務大臣は、予算も成立した今日、遺憾ながら賛成できぬ旨答弁されたのをごさいます。

かくて、原案並びに修正案を一括して討論に付し、加賀田進君は、日本社会党を代表して、修正案に賛成、原案に反対の意見を述べられ、次いで採決の結果、修正案は賛成多数をもって可決され、原案は賛成多数をもって可決せられました。よって、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

なお、本案に対して附帯決議を付すべしとの動議が鈴木直人君より提出せられ、趣旨弁明がりましたが、その全文は、

附帯決議
政府は、地方財政の現況にかんがみ、左の措置を講ずべきである。

一、昭和三十三年以降における公債の処理及び勤務手当制度の改正に伴い増加する財政需要額に対し、地方交付税率を一・五%引き上げることにより措置すること。

右決議する。

これに対して内閣の所見をたゞしましたところ、池田大蔵大臣は、政府は誠意をもって決議の趣旨に沿いたいと思ふ旨の答弁がございました。

次いで、採決に入り、賛成多数をもってこの決議を付することとした次第でございます。

さらに、本案と関連して、この際次のごとき決議を行うべしとの動議が鈴木直人君より提出されました。その趣旨弁明があり、採決の結果、全会一致をもって、これを本委員会の決議とすることに決した次第でございます。

その全文は、

交付公債に関する決議

国の直轄工事に對する地方団体の分担金は、その特殊性に基き、交付公債により納付することができるとのとされているが、地方財政の現状及び直轄事業の本質等に鑑み、政府は、交付公債を無利子とする措置を講ずべきである。

右決議する。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○副議長(杉山元治郎君) 討論の通告があります。順次これを許します。北山愛郎君。

〔北山愛郎君登壇〕

○北山愛郎君 ただいま議題となりました地方交付税法改正案について、私は、日本社会党を代表して、政府原案に反対するの趣旨を明らかにいたしたいと存じます。

まず最初に、私は、与党内にあって本案の修正のため最後まで努力された議員各位に対し、深く敬意を表したいと存じます。(拍手)

言うまでもなく、社会党は、交付税率をとりあえず昭和三十三年度から百分の二十八に引き上げることの方針としているのでありますが、与党一部の、地方財政に正しい理解を持つ諸君と協議した結果、明年度から百分の二七・五に引き上げることと同調し、昨日まで両党の共同修正の成立を期待しておったのをごさいます。しかるに、これら与党良識派の努力も頑迷なる幹部を動かすに至らず、共同修正が水泡に帰し、私がこの壇上から反対の討論をなさなければならぬことは、私の心にはなほ残念に思ふところであります。(拍手) わずかに附帯決議でお茶を濁したようでありますが、自民党内部の御決定がどうであらうとも、われわれの知るところではございません。附帯決議は、国会に関する限りはあくまで附帯決議でございまして、断じて法律ではないのであります。われわれ社会党は、今までの附帯決議の実績にみましまして、このような附帯決議に責任を分担するわけには参らぬのでございまして。

自民党の幹部各位は、料理店や、キャバレーの要望にこたえ、遊興飲食税の公給領収証制度を骨抜きにするにとつては、あらゆる反対を押して切つても実行するが、全国府県、市町村一致の希望である地方交付税の引き上げについては、はなはだ消極的であることに納得がいかないのは、私一人ではないと思ふのであります。

(拍手) 岸内閣の新政策の中には、当然地方財政対策が入るであろうと期待をいたしたのであります。ところが、その新政策なるものが、まず核兵器が憲法違反ではないというような新しい解釈であつたり、あるいは公定歩合の引き上げであつたり、あるいはまた公給領収証の選択制採用ということでは、はなはだしくわれわれの期待を裏切るものがあるのをごさいます。

本年度の地方交付税は、減税がなかつたものとすれば、二五%の率に据え置いたといつたとしても、二千二百十二億円になるのが当然であります。

これが減税政策の影響を受けて千八百六十七億円、すなわち百五十五億円を減額されたのであります。このことは、地方交付税制度の建前である、安定した地方の一般財源を確保する趣旨に全く違反するものであるといわなければなりません。(拍手) すでに、昨年の十二月、地方制度調査会の答申は、この点に触れまして、国税所得税の大幅な減税が実現され、これに伴い影響をこうむる地方税や地方交付税について所要の補てん措置が講ぜられないならば、地方税、地方交付税制度の本旨は没却せられ、ようやく立ち直り始めた地方団体の財政再建の意欲を阻害させ、これを妨げるであろうと指摘をいたしておるのであります。さらに、所得税に大幅な減税が行われる場合は、これに伴う自動的減収を回避できるように、地方交付税の率を調整すべきであるとも言つていたのであります。今回の政府案は、この地方制度調査会の答申を無視し、地方自治体一致の要望を黙殺した不当な措置といわなければなりません。

次に、このような地方交付税の実質的切り下げは、地方団体相互間の財政調整の点から見ても、きわめて不当を欠くものがあります。臨時税制調査会は、この点について、経済発展の地域的不均衡は避けがたい、また、行政水

準の均衡化あるいは後進地域の開発の要請はますます強くなるのであるから、地方団体間の財源調整機能は、一より強化充実する必要がある、かように指摘しているのではありません。年々累増する地方財政需要に対応しながら、さらに貧富の経済的不均衡を調整する有効かつ強力な手段としての地方交付税がますます増大することは当然でございましょう。今度の政府案はこの調整機能をはなはだしく弱めるものといわなければなりません。今年度の地方財政計画を見れば、このことは一より明らかでございます。一兆一千四百六十一億円の地方財政計画のうち、交付税の配分を受けない、いわゆる不交付団体の方は二千九百六十三億円、これに反して交付団体の分は八千四百九十七億円であり、それぞれ前年に比べて一四%及び六・六%の増加を示しているのではありません。すなわち、大都市や富裕団体の財政規模は一四%もふえるのに、交付税をもらわなければやっけないような地方団体の分はわずかに六%しかふえないということは、明らかに両者の財政不均衡の拡大を示しているものであります。しかも、財政の大ききにおいては三分の一しかないとところの不交付団体の税収の自然増は三百八十億であります。これに反して、交付団体のそれは二百四十七億円

にしかすぎないのであります。ちょうど大都市に神武景気が偏在しているように、地方財政にも貧富の断層がいよいよ深くなっているのではありません。今年度の地方財政計画に示されたこれらの数字は、地方交付税の財政調整機能を軽視した政府案の誤謬の結果であり、われわれの断じて容認し得ないところであります。(拍手)

最近地方財政は改善されたといわれますが、それは、人員の整理、昇給昇格のストップ、事業の極端な圧縮によることは申すまでもありません。試みに佐賀県の例をとれば、二百五十九人という大量の首切りに端を発して、教員組合の抗議闘争に対する警察の弾圧に発展した、あの佐賀県におきましては、これは代表的な赤字県であります。しかも、昭和四十年まで十年間の長きにわたって、再建団体として準常治産者の状態につながっているのではありません。その間に一千名の職員を整理し、投資、建設の経費は、昭和三十年の二十五億六千七百万円から、昭和三十四年度にはわずかに九億九千一百万円に急減し、その反面、県税の税率の引き上げ、法定外普通税の新設、授業料、手数料の値上げ、徴税の強化と、住民負担の増大が再建計画で命令をされておるのであります。その上、税金の大半は借金の償還に充てな

ければなりません。昭和三十一年佐賀県県税収入十億四千九百万円のうち、実に七億七千五百万円は地方債の借金の元利償還に回さなければならぬ状態であります。職員給与の昇給は過去七回にわたってストップ状態であります。学校の児童生徒は二教室当り五十五名ないし六十五名というふうに詰め込んでおるのであります。十年という長い間、職員に犠牲をしい、事業を縮小し、税金だけはどうとんふやし、その大半を借金にとられるということでは、どこに一体地方財政の確立があり、どこに地方自治体の生命があり、どこに政治があるかと言いたいのであります。(拍手)先日、佐賀県の知事が地方行政委員会に参りまして、その陳述の中で、昭和二十九年度の警察法の改正以来、佐賀県は毎年五千万円ずつ県的一般財源から警察費に持ち出しをしておると申しておりました。他の府県も同様であります。府県警察の設置以来、地方交付税の算定が不足であるために、毎年数十億円の負担を赤字の府県に加えて参ったのであります。五千万円の警察費負担がなかったならば、佐賀県では二百五十九名の教員の首切りはしなくても済んだのであります。

佐賀県の教員組合も抗議闘争などの必要もなかったのであります。ましてや、警察の介入などは思いも寄らないのであります。(拍手)これをたとえて言うならば、少ししたとえは古いのであります。春の筆法をもつてすれば、警察法の改正こそが佐賀県数百名の教員の首切りをやらせた原因であります。(拍手)警察によつて首を切られ、また、その警察によつて逮捕、弾圧をされるということでは、これは泣くにも泣けない、まさに踏んだりけつたりではありませんか。(拍手)法を守ることは、もとより大切であります。しかし、法を守らせるためには、まず道理を守らなければなりません。佐賀県財政の窮迫の原因を解決しないで、六法全書の片すみにある罰則規定などを探し出して、権力によつて法を守ろうとすることは、愚かなる反動政治以外の何ものでもありません。(拍手)

問題は佐賀県だけではないのであります。昭和三十年度の地方の決算報告の数字は、地方団体の行政水準が急激に低下していることを示しております。地方の投資的、建設的経費は、昭和二十九年に比べて実に四百六十二億円、すなわち一三%の減少となっており、ふえたのは警察費の三七%、借金の元利償還の四〇%だけであります。政府が、国家予算の上で、いかに総合開発の促進をうたい、社会保障の拡充や教育水準の向上を宣伝しても、これを実施する第一線の地方自治

体がこのありさまでは、せっかくの政策も羊頭肉の結果に終ることは、火を見るよりも明らかであります。(拍手)地方団体の行政水準の低下は国全体の政治の貧困を物語るものであり、保守党政府の重大な責任と申さなければなりません。(拍手)

本年度は、公共事業等の増加によつて地方の負担は約百億円ふえるのに対して、地方債のワケは五十五億円逆に減つておるのであります。差引合計百五十五億円だけ事業に伴う地元負担を一般財源から回さなければならぬ。これに加えて給与の改訂による二百二十五億円、そのほか借金の元利償還等が昨年よりも百四十三億円もふえて参るのであります。市町村の国民健康保険は軒並みに赤字に苦しみ、医療機関に対する未払いはいふえ、保険税は大幅に増加をしいられております。市町村の国民健康保険事業維持のため、一般会計から持ち出しをしておる四十億円は、地方財政計画では無視されております。地方交付税の対象にもなっておりぬのであります。国民健康保険の財政を今のままで置いて国民皆保険を唱えることは、愚劣なナンセンスといわなければなりません。(拍手)文化国家、福祉国家建設のための新政策の第一歩は地方財政の確立であり、まずもつて地方交付税の率をわが党修正の通り二

昭和三十二年五月十五日 衆議院会議録第四十一号 地方交付税法の一部を改正する法律案

昭和三十三年五月十五日 衆議院會議録第四十一号 地方交付税法の一部を改正する法律案

八九四

八%に引き上げるとともに、地方債元利償還の一部を国家から補給することから始めるべきであることを、われわれは強く主張するものであります。

(拍手) しかも、これは、社会党だけの主張ではなくして、全国の府県、市町村の総意であります。

先日来の春閣処分をめぐる論争の中で、政府与党の諸君は、国民に迷惑をかける労働者を攻撃して、自分たちだけが国民の利益と福祉の擁護者であるかのようにお話をされました。しかし、その国民の味方であるはずの政府与党が、地方交付税引き上げに対する国民的要請をすら受け入れをすることができないとは、何たる矛盾でございましょうか。(拍手) もともと、労働者のための政党でもなく、農民の利益を守る政党でもなく、全府県、市町村の要望をも顧みないとするならば、それは一体だれのための政党でございましょう。(拍手) 政府与党幹部は、独占資本の要求や、料理屋、キャバレーのおかみさんたちの陳情よりも、知事、市町村長の要請を軽視することによって、みずからの墓穴を掘ろうとなさるならば、私はあえてこれをとめようとは思いません。(拍手) しかしながら、最後に、与党内一部良識の人々の努力がついに本案修正の実を結ぶに至らなかったことについては重ねて深く遺憾

の意を表しつつ、私の反対討論を終る次第でございます。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) 永田亮一君。

〔永田亮一君登壇〕

○永田亮一君 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となりました、政府提案にかかる地方交付税法の一部を改正する法律案につきまして賛成をいたし、日本社会党の修正案に対して反対の意思を表明いたしましたし、討論を行わんとするものであります。

今回、政府の提案いたしました法律案の目的は、申すまでもなく、再建途上にある地方財政をさらに健全化することでありまして、その方策の一環といたしまして、地方交付税の率を現行の百分の二十五から百分の二十六に引き上げたのであります。

〔副議長退席、議長着席〕

地方財政の現状につきましては、この一兩年にわたる政府並びに自由民主党の適確なる諸施策と、たゆまざる努力によりまして、ようやく長年の財政窮乏から徐々に回復いたしました。地方財政は健全化の道を進みつつあるものであります。(拍手) しかしながら、長年の窮乏による疲弊は早急に回復し

ようなことが地方財政の運営を困難にし、しかもなお、財政収支の均衡を保つ必要のために事業費を強く圧縮することとなりまして、そのため各種地方行政の水準低下を招きつつあることもまた事実であります。

政府は、さしあたっての地方財政の改善策をいたしまして、今回、昭和三十一年度分をいたしまして交付すべき地方交付税の自然増の一部を昭和三十一年度の地方交付税の総額に加算して交付することができるよう、特別の措置を行いました。そして、これを本年度の地方公債費の財源としたのであります。また、地方交付税の総額につきましては、本法案によりまして率を

に見れば、あるいは明確を欠くからいのある便宜の措置であり、また、地方交付税の性格にもふさわしくないものとして議論の余地があるということについては、私もあえて否定するものではございません。しかしながら、地方行政の要請にかんがみまして、しからばどの程度に交付税率を定めるかということは、きわめて慎重に各般の事情及び条件を考慮して、現実に即して、国及び地方の両財政の大局に立つて適正な率を定めることが政治の要諦と考えるのであります。(拍手)

この点について検討いたしますときに、日本社会党の修正案は、地方交付税の税率を、今直ちに、本年度から、百分の二十五を一ぺんに三%飛び上げて百分の二十八に改めようとするものであります。これは、理想に走って現実を忘れ、理想にとらわれて實際を無視したものであります。(拍手) 責任の地位を離れて理想のみを論ずるといふことは、いとたやすいことであります。が、とうてい実行不可能なものに、遺憾ながら反対せざるを得ないのであります。しかしながら、日本社会党の諸君が、民主政治の基盤としての地方自治に深い関心を持たれて、地方財政の現状をいたく憂慮せられて、地方財政確立のために従来より大へんな熱意を傾倒せられましたことにつきま

しては、私は衷心から敬意を表するものであります。(拍手) 今回の御提案もまた地方財政に対する御熱情の表現といたしまして理解するのに苦しむものではありませんが、ただ、現実政治の問題をいたしましては、ここに反対の意思を表明せざるを得ないのを遺憾とする次第であります。

これに反しまして、わが自由民主党は、しっかりと大地に足をつけ、空論に走らない地方財政の確立について従来よりあらゆる努力を続けてきたのであります。が、本年度は公債費処理として八十六億圓が措置せられて、一%の交付税率の引き上げと相待ちまして、実質的には二七・一九%となることを考えるならば、これをもって一応は財政の健全化は進められると思うのであります。ただ、公債費の問題は、本年度限りのことではなく、相当長期にわたることと考えられますので、少くとも交付税の繰入率は実質的に本年度程度の率であることが至当と思われるのであります。この見地に立ちまして、わが党は、これを附帯決議に明示いたしました。昭和三十三年以降は地方交付税の率を百分の二十七・五とすることとし、政府当局は責任を持ってこれを実現する旨を明記しておりますので、地方財政の再建は期して待つべく、(拍手)各般の事情を勘

案いたしましたときに、わが党のとり方策が最も時宜を得たるものと思ひのでありまして、日本社会党の修正案には遺憾ながら反対せざるを得ないのであります。

よつて、ここに、政府案に賛成いたしましたして、日本社会党の修正案に反対をして、私の討論を終る次第であります。(拍手)

○議長(金谷秀次君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。この採決は記名投票をもつて行います。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。閉鎖。

氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長(金谷秀次君) 投票漏れはありませんか。――投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開匣。開鎖。

投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

○議長(金谷秀次君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

〔事務総長朗読〕

投票総数 二百五十八

可とする者(白票)

百五十二

〔拍手〕

否とする者(青票) 百六

○議長(金谷秀次君) 右の結果、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

地方交付税法の一部を改正する法律案を委員長報告の通り決するを可とする議員の氏名

阿左美廣治君	相川 勝六君	木村 文男君	菊池 義郎君
愛知 揆一君	青木 正君	吉川 久衛君	倉石 忠雄君
赤城 宗徳君	赤澤 正道君	小枝 一雄君	小金 義照君
秋田 大助君	荒船清十郎君	小島 徹三君	小平 久雄君
有田 喜一君	有馬 英治君	小山 長規君	藤本 一雄君
五十嵐吉蔵君	池田 清志君	佐々木秀世君	笹山茂太郎君
石坂 繁君	稲葉 修君	笹山茂太郎君	志賀健次郎君
今松 治郎君	植木庚子郎君	権名悦三郎君	権名 隆君
植村 武一君	白井 莊一君	重政 誠之君	島村 一郎君
内田 常雄君	江崎 興澄君	白濱 仁吉君	周東 英雄君
小笠 公昭君	小笠原三九郎君	杉浦 武雄君	助川 良平君
小川 半次君	小澤佐重喜君	鈴木周次郎君	鈴木 直人君
越智 茂君	大倉 三郎君	薄田 美朝君	砂田 重政君
大島 秀一君	大高 康君	瀬戸山三男君	田口長治郎君
大坪 保雄君	大野 市郎君	田中 伊三次君	田中 角榮君
大平 正芳君	岡崎 英城君	田中 龍夫君	田中 久雄君
荻野 豊平君	加藤 精三君	田中 正巳君	田村 元君
加藤 高蔵君	加藤常太郎君	高岡 大輔君	高木 松吉君
加藤 五郎君	鹿野 彦吉君	高橋 傳君	高橋 誠一君
上林山榮吉君	龜山 孝一君	高橋 等君	竹内 俊吉君
川崎末五郎君	川崎 秀二君	竹尾 式君	竹山祐太郎君
川島正次郎君	菅 太郎君	千葉 三郎君	塚田十一郎君

野依 秀市君	馬場 元治君	橋本登美三郎君	橋本 龍伍君
吉川 久衛君	倉石 忠雄君	長谷川四郎君	島山 鶴吉君
小枝 一雄君	小金 義照君	花村 四郎君	林 讓治君
小島 徹三君	小平 久雄君	林 博君	原 捨思君
小山 長規君	藤本 一雄君	平野 三郎君	廣瀬 正雄君
佐々木秀世君	笹山茂太郎君	福井 盛太郎君	福田 起夫君
笹山茂太郎君	志賀健次郎君	福永 健司君	藤本 捨助君
権名悦三郎君	権名 隆君	淵上房太郎君	船田 中君
重政 誠之君	島村 一郎君	古井 喜實君	古川 文吉君
白濱 仁吉君	周東 英雄君	古島 義英君	保利 茂君
杉浦 武雄君	助川 良平君	保科善四郎君	坊 秀男君
鈴木周次郎君	鈴木 直人君	本名 武君	眞崎 勝次君
薄田 美朝君	砂田 重政君	前尾繁三郎君	前田房之助君
瀬戸山三男君	田口長治郎君	前田 正男君	町村 金五君
田中 伊三次君	田中 角榮君	松澤 雄蔵君	松永 東君
田中 龍夫君	田中 久雄君	松野 頼三君	松山 義雄君
田中 正巳君	田村 元君	三浦 一雄君	三木 武夫君
高岡 大輔君	高木 松吉君	三田村武夫君	栗山 博君
高橋 傳君	高橋 誠一君	森 清君	森下 國雄君
高橋 等君	竹内 俊吉君	森山 欽司君	八木 一郎君
竹尾 式君	竹山祐太郎君	山中 巖君	山下 春江君
千葉 三郎君	塚田十一郎君	山中 貞則君	山本 正一君
辻 政信君	徳田與吉郎君	山本 友一君	横川 重次君
徳安 實蔵君	床次 徳二君	吉田 重延君	米田 吉盛君
内藤 友明君	中垣 國男君	青野 武一君	赤路 友蔵君
中嶋 太郎君	中山 マサ君	足鹿 覺君	飛鳥田一雄君
永田 亮一君	永山 忠則君	淡谷 悠蔵君	井岡 大治君
長井 源君	丹羽 兵助君	井谷 正吉君	井手 以誠君
根本龍太郎君	野澤 清人君	井上 良二君	井堀 繁雄君

否とする議員の氏名

井上 良二君	井堀 繁雄君	伊藤卯四郎君	池田 頼治君
石田 有全君	石橋 政嗣君	石村 英雄君	石山 權作君
石村 隆一君	今澄 勇君	今村 等君	受田 新吉君
小川 豊明君	大矢 省三君	岡 良一君	岡本 隆一君
加賀田 進君	加藤 清二君	春日 一幸君	片島 港君
上林與市郎君	神田 大作君	川俣 清管君	川村 義義君
河上丈太郎君	河野 正君	太原津與志君	菊地義之輔君
北山 愛郎君	栗原 俊夫君	小平 忠君	小牧 次生君
小松 幹君	五島 虎雄君	佐々木更三君	佐々木良作君
佐竹 新市君	佐竹 晴記君	佐藤觀次郎君	坂本 泰良君
櫻井 奎夫君	島上善五郎君	下平 正一君	杉山元治郎君
鈴木茂三郎君	田中 武夫君	田中 利勝君	田万 廣文君
多賀谷眞穂君	高津 正道君	滝井 義高君	橋 兼次郎君
辻原 弘市君	堂森 芳夫君	中井徳次郎君	中島 巖君
中原 健次君	中村 高一君	中村 英男君	永井勝次郎君
西村 榮一君	西村 彰一君		

昭和三十三年五月十五日 衆議院會議録第四十一号 議長の報告

西村 力弥君 野原 覺君
芳賀 貢君 原 茂君
原 彪君 日野 吉夫君
平岡忠次郎君 平田 ヒデ君
古屋 貞雄君 細迫 兼光君
細田 綱吉君 前田榮之助君
正木 清君 松尾トシ子君
三鍋 義三君 三宅 正一君
門司 亮君 森島 守人君
森本 靖君 八百板 正君
八木 一男君 八木 昇君
矢尾喜三郎君 安平 鹿一君
柳田 秀一君 山口丈太郎君
山崎 始男君 山下 榮二君
山田 長司君 山本 幸一君
横山 重吉君 横路 節雄君
横山 利秋君 吉田 賢一君
和田 博雄君 渡邊 惣蔵君

○議長(益谷秀次君) 本日はこれにて散会いたします。

午後六時三十七分散会

出席國務大臣

文部大臣 磯尾 弘吉君
農林大臣 井出一太郎君
建設大臣 南條 徳男君
國務大臣 宇田 耕一君
國務大臣 田中伊三次君
出席政府委員
内閣官房副長官 北澤 直吉君

行政管理庁 岡部 史郎君
管理部長
外務政務次官 井上 清一君
大蔵政務次官 足立 篤郎君
厚生政務次官 中垣 國男君
厚生省公衆衛生 楠本 正康君
同環境衛生部長

朗読を省略した報告

一、昨十四日の法律の公布を奏上し、その旨參議院に通知した。

技術士法

船舶職員法の一部を改正する法律

一、昨十四日本院は次の件を議決した旨内閣に通知した。

日本放送協会昭和三十年年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書

一、昨十四日本院は衆議院議員高橋麟一君及び參議院議員宮城タマヨ君が更生保護事業審議会委員に就くことができることを議決した旨内閣に通知した。

一、昨十四日本院は漁港審議会委員に鮫島茂君、井出正孝君、小田賢郎君、今津繁蔵君、堀部虎猪君、渡辺喜三郎君、尾形六郎兵衛君及び金沢藤吉君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、昨十四日本院は原子力委員会委員に兼重寛九郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、昨十四日本院は中央更生保護審査会委員に坂野千里君を任命すること同意した旨内閣に通知した。

一、昨十四日、内閣から、四月二十三日付をもつて要求した国立近代美術館評議員会評議員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めの件は撤回する旨の申出があった。

一、昨十四日、内閣から、国立近代美術館評議員会評議員に本院議員佐藤觀次郎君、竹尾弋君及び參議院議員津島壽一君を任命したので、国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を得たい旨の要求書を受領した。

一、昨十四日運輸委員会において、次の通り理事を補充選任した。

理事 井岡 大治君 (理事井岡大治君去る十三日委員辞任につきその補充)

一、昨十四日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員
西ヶ久保重光君 淡谷 悠蔵君
木原津興志君 下川儀太郎君
中村 高一君 武藤運十郎君
地方行政委員 伊藤卯四郎君
法務委員
神近 市子君 河野 密君

武藤運十郎君 鈴木 義男君
中村 高一君
外務委員 田中 稔男君 福田 昌子君
大蔵委員 山村新治郎君
文教委員 岡本 隆一君 小牧 次生君
高津 正道君 辻原 弘市君
野原 覺君

社会労働委員 井岡 大治君 下平 正一君
山花 秀雄君
農林水産委員 細田 綱吉君
商工委員 佐々木良作君 鈴木 義男君
運輸委員 岡 良一君 中村 時雄君
建設委員 田中幾三郎君
予算委員 田原 春次君
決算委員 正力松太郎君 中島 茂喜君

一、昨十四日議長において、次の通り常任委員の補充を指名した。

内閣委員
高津 正道君 辻原 弘市君
野原 覺君 小牧 次生君
武藤運十郎君 中村 高一君
地方行政委員 田中 稔男君
法務委員 鈴木 義男君 田中幾三郎君

中村 高一君 神近 市子君
武藤運十郎君
外務委員 伊藤卯四郎君 岡 良一君
大蔵委員 正力松太郎君
文教委員 野原 覺君 下川儀太郎君
西ヶ久保重光君 淡谷 悠蔵君
木原津興志君 太原津興志君
社会労働委員 有馬 輝武君 福田 昌子君
西村 彰一君 鈴木 義男君
農林水産委員
商工委員 河野 密君 八木 昇君
運輸委員 下平 正一君 井岡 大治君
建設委員 中村 時雄君
予算委員 岡本 隆一君
決算委員 山村新治郎君 奥村又十郎君

一、昨十四日議員から提出した議案は次の通りである。

外二十五名提出
宅地建物取引業法の一部を改正する法律案(瀬戸山三男君外七名提出)

一、昨十四日委員会に付託された議案は次の通りである。

地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案（中井徳次郎君外十名提出、衆法第四〇号）

地方行政委員会 付託

港湾運送事業法の一部を改正する法律案（山口丈太郎君外十四名提出、衆法第三八号） 運輸委員会 付託

一、昨十四日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

小型船海運組合法案

輸出水産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案

一、昨十四日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

公立小学校不常授業解消促進臨時措置法の一部を改正する法律案

有線放送電話に関する法律案

法務省設置法の一部を改正する法律案

農業災害補償法の一部を改正する法律案

農業災害補償法臨時特例法を廃止する法律案

農業災害補償法第七十七条第四項の共済掛金標準率の改訂の臨時特例に関する法律案

中小企業の資産再評価の特例に関する法律案

造幣局特別会計法の一部を改正する法律案

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案

合成ゴム製造事業特別措置法案
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律案

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、放射線医学総合研究所の設置に関し承認を求めるの件

一、昨十四日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

港湾運送事業法の一部を改正する法律案（山口丈太郎君外十四名提出）

地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案（中井徳次郎君外十名提出）

一、昨十四日次の内閣提出案（参議院回付）に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

技術士法案

一、昨十四日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

船舶職員法の一部を改正する法律案

昭和三十三年五月十五日 衆議院會議録第四十一号

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円
(但し原費紙は二角均)

（郵政省）

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三三―五五官報課